

宗像市地域防災計画

一 資料編 一

令和 7 年 5 月

宗像市防災会議

【余 白】

－ 資 料 編 目 次 －

項 番	資 料 名	分 類	頁
【市の現況資料】			
1 危険箇所等			
1－1	重要水防箇所（河川）	■	資料-1
1－2	災害危険河川区域	■	2
1－3	重要水防箇所（海岸）	■	5
1－4	土砂災害（特別）警戒区域	■	6
1－5	砂防指定地指定箇所	■	30
1－6	土石流危険渓流	■	31
1－7	地すべり防止区域	■	34
1－8	地すべり危険箇所	■	34
1－9	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	■	35
1－10	急傾斜地崩壊危険箇所	■	36
1－11	山腹崩壊危険地区	■	49
1－12	崩壊土砂流出危険地区	■	51
1－13	地すべり危険地区	■	52
1－14	道路危険箇所	■	53
1－15	防災上重要なため池及び頭首工	■	57
1－16	危険物施設	■	59
2 設備、施設等			
2－1	宗像市防災行政無線	■通信	60
2－2	水防倉庫（水防機材・資材）	■水防	63
2－3	給水車及び給水タンク等保有状況一覧	■給水	64
2－4	浄水施設	■給水	64
2－5	指定避難所及び指定緊急避難場所	■避難	65
2－6	資機材配備状況一覧表	■避難	68
2－7	要配慮者利用施設	■医療	70
2－8	危険区域内の要配慮者利用施設	■医療	79
2－9	災害時における臨時ヘリポート	■交通	83
2－10	市有車両一覧	■交通	84
2－11	応急仮設住宅建設候補地	■仮設住宅	88
2－12	近隣火葬場	■火葬施設	88
2－13	ごみ処理処分施設	■処理施設	88
2－14	し尿処理施設	■処理施設	89
2－15	下水処理施設	■処理施設	89

項 番	資 料 名	分 類	頁
3 職員の活動体制等			
3-1	災害時の連絡先	■	資料-90
3-2	自治区域	■	94
【例規、基準、応援協定等】			
4 市、一部事務組合等の例規等			
4-1	宗像市防災会議条例	◆	95
4-2	宗像市防災会議委員	■	96
4-3	宗像市防災対策基本条例	◆	97
4-4	宗像市災害対策本部条例	◆	105
4-5	宗像市防災行政無線管理運用規程	◆	106
4-6	宗像市消防団の組織等に関する規則	◆	110
4-7	宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例	◆	114
4-8	宗像市災害救援資金貸付条例	◆	118
4-9	宗像市災害救援資金貸付条例施行規則	◆	120
4-10	宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例	◆	122
4-11	宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	◆	125
5 国、県の例規、基準等			
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	◆	128
5-2	気象庁震度階級関連解説表	◆	129
5-3	火災・災害等即報要領	◆	132
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	◆	141
5-5	被害の判定基準	◆	145
5-6	福岡県災害救助法施行細則	◆	148
5-7	災害救助法による救助内容	◆	151
6 応援協定等			
6-1	福岡県消防相互応援協定等	◆	159
6-2	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	◆	160
6-3	災害時における避難所施設利用に関する協定	◆	161
6-4	災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定	◆	161
6-5	災害時における一時避難場所に関する覚書	◆	162
6-6	災害時における物資の供給に関する協定	◆	163
6-7	災害時における燃料供給に関する協定	◆	163
6-8	災害時における応急活動に関する協定	◆	164
6-9	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	◆	165
6-10	災害時における輸送業務に関する協定	◆	166
6-11	その他 災害時における防災に関する協定等	◆	166

項 番	資 料 名	分 類	頁
7 地区防災計画			
7	地区防災計画	◆	資料-168

【各種様式】			
8 職員の参集			
8-1	参集記録票	□	資料-171
8-2	参集途上の被災状況記録票	□	172
9 情報整理、報告			
9-1	被害発生状況連絡票	□	174
9-2	火災・災害等即報要領(様式)	□	175
10 応援要請			
10-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	□	182
10-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	□	183
11 避難所			
11-1	避難者カード	□	185
11-2	避難者名簿	□	187
11-3	避難所運営記録	□	188
11-4	物品の受払簿(避難所用)	□	189
11-5	避難所設置及び収容状況	□	190
12 救助・医療・交通輸送等			
12-1	行方不明者名簿	□	192
12-2	医療救護所開設状況報告	□	193
12-3	緊急通行車両事前届出書	□	194
12-4	緊急車両以外の車両通行止め標示	□	195
12-5	緊急通行車両通行標章	□	196
12-6	緊急通行車両確認証明書	□	197
12-7	物品の受払簿(物資集配拠点用)	□	198
13 罹災証明書等			
13-1	罹災証明申請書	□	200
13-2	罹災証明書	□	202
13-3	被害届出証明書	□	203
【原子力災害関係】			
14 関係図表等			
14-1	玄海原子力発電所位置図	◆	204
14-2	緊急時モニタリング(福岡県)	◆	205
14-3	原子力災害における広域的避難	◆	208

※分類記号は以下を表す。 □：様式 ■：データベース ◆：例規・協定・基準等

【余 白】

【 市の現況資料 】

【余 白】

1. 危険箇所等

令和7年4月現在（福岡県地域防災計画 災害危険箇所編 令和7年3月修正による）

1-1 重要水防箇所（河川）

県知事管理区間

水系名	河川名	左右岸区別	延長 (m)	位 置			重要度	予想される 事態	対防水工法
				所在地		キロ杭位置			
釣川	山田川	左右	950 1000	宗像市	稲元	須恵橋上下流	A	溢水	積み土のう工
釣川	山田川	左右	800 110	宗像市	須恵	第一須恵橋上下流	B	溢水	積み土のう工
釣川	山田川	右	100	宗像市	山田	第二須恵橋上流	B	溢水	積み土のう工
釣川	山田川	左右	800 800	宗像市	稲元	黒橋上流	B	溢水	積み土のう工
釣川	横山川	左右	1350 1350	宗像市	河東	福崎新橋上下流	C	溢水	積み土のう工
釣川	大井川	左右	420 420	宗像市	大井	枳丸橋下流	B	溢水	積み土のう工
釣川	高瀬川	左右	950 950	宗像市	原町	王丸橋上下流	B	溢水	積み土のう工
釣川	八並川	右	1,000	宗像市	田熊	新田熊橋下流	B	溢水	積み土のう工

注) 重要度

A：水防上最も重要な区間

B：次に重要な区間

C：その他重要な区間

1-2 災害危険河川区域

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キロ杭位置
二	釣川	朝町川	左	84	宗像市	東郷	朝町川鉄橋より下流
二	釣川	朝町川	左	72	宗像市	曲	千間橋より上流
二	釣川	朝町川	右	68	宗像市	曲	古賀田橋直下
二	釣川	朝町川	右	55	宗像市	曲	火渡橋より下流
二	釣川	朝町川	左右	79	宗像市	光岡/曲	火渡井堰より下流
二	釣川	朝町川	右	57	宗像市	曲	四高大橋下流
二	釣川	朝町川	右	43	宗像市	朝町	見巡井堰上流
	釣川	朝町川	左右	24	宗像市	朝町	町の坪井堰上流
二	釣川	阿久住川	右	110	宗像市	江口	阿久住川四号橋直下
二	釣川	阿久住川	右	176	宗像市	池田	阿久住川四号井堰直上
二	釣川	阿久住川	左	15	宗像市	池田	阿久住川十四号橋より下流
二	釣川	大井川	左	20	宗像市	大井	本村井橋上流
二	釣川	大井川	右	5	宗像市	大井	本村井堰上流
二	釣川	大井川	左	18	宗像市	大井	本村井堰上流
二	釣川	大井川	左	27	宗像市	大井	金丸井堰直下
二	釣川	高瀬川	左右	285	宗像市	市曲	高瀬川鉄橋より上流 高瀬川橋より下流
二	釣川	高瀬川	右	48	宗像市	久原	深町井堰より下流
二	釣川	高瀬川	右	24	宗像市	光岡	下光岡橋より上流
二	釣川	高瀬川	右	24	宗像市	光岡	五反田井堰より下流
二	釣川	高瀬川	右	24	宗像市	原町	六助井堰より下流
二	釣川	釣川	右	70	宗像市	神湊	皐月橋より下流
二	釣川	釣川	左	156	宗像市	神湊	皐月橋より下流
二	釣川	釣川	左	156	宗像市	神湊	皐月橋より下流
二	釣川	釣川	右	9	宗像市	江口	皐月橋より下流
二	釣川	釣川	左	9	宗像市	江口	皐月橋より上流
二	釣川	釣川	左	30	宗像市	江口	皐月橋より上流
二	釣川	釣川	右	81	宗像市	江口	砂山橋より下流
二	釣川	釣川	右	118	宗像市	江口	砂山橋より下流
二	釣川	釣川	左	81	宗像市	江口	砂山橋より下流
二	釣川	釣川	右	118	宗像市	江口	砂山橋より下流
二	釣川	釣川	左	195	宗像市	江口	砂山橋より下流
二	釣川	釣川	左	510	宗像市	深田	砂山橋より上流
二	釣川	釣川	右	80	宗像市	深田	砂山橋より上流
二	釣川	釣川	左	138	宗像市	田島	川端橋より上流
二	釣川	釣川	左	54	宗像市	田島	多礼橋上流
二	釣川	釣川	左	24	宗像市	田島	上多礼橋上流
二	釣川	釣川	左	21	宗像市	田島	上多礼橋上流

二	釣川	釣川	左	165	宗像市	田島	上多礼橋上流
二	釣川	釣川	右	120	宗像市	河東	上釣橋上流
二	釣川	釣川	左	21	宗像市	田熊	上釣橋上流
二	釣川	釣川	左右	40	宗像市	稲元	東郷橋直下
二	釣川	釣川	左右	325	宗像市	稲元 田久	野添堰流～鍵橋下流
二	釣川	釣川	左右	938	宗像市	田久	赤間大橋下流～田久堰下流
二	釣川	釣川	左右	801	宗像市	田久、陵 厳寺、赤 間、徳重	田久橋上流～辻田橋上流
二	釣川	釣川	左右	113	宗像市	徳重 赤間	神興橋下流
二	釣川	釣川	左右	207	宗像市	石丸 徳重	赤間橋上下流
二	釣川	釣川	左右	505	宗像市	田熊 東郷	河東橋より上流 東郷橋より下流
二	釣川	釣川	左右	138	宗像市	東郷	東吾江橋より下流 東郷橋直下
二	釣川	釣川	左	1.8	宗像市	稲元	稲元下堰直情
二	釣川	釣川	左	801	宗像市	徳重	辻田橋より上流
二	釣川	釣川	左	113	宗像市	徳重	神興橋より下流
二	釣川	山田川	右	87	宗像市	河東	下の橋より上流
二	釣川	山田川	左右	88	宗像市	河東	山田川橋より上流
二	釣川	山田川	左	56	宗像市	くりえい と	畦高井堰直下 畦高井堰直上
二	釣川	山田川	左右	118	宗像市	くりえい と	柳井堰より上流 河東前駅より下流
二	釣川	山田川	右	165	宗像市	須恵	第一須恵橋より下流
二	釣川	山田川	右	98	宗像市	須恵	平田井堰より上流
二	釣川	山田川	右	46	宗像市	須恵	炭鉾橋上流
二	釣川	山田川	右	15	宗像市	山田	第一山下橋上流
二	釣川	山田川	左	15	宗像市	山田	上田井堰下流
二	釣川	横山川	左	100	宗像市	河東	上の橋より上流
二	釣川	横山川	左	30	宗像市	河東	福崎五号橋より上流
二	釣川	横山川	左	18	宗像市	池浦	戸千井堰直上
二	釣川	横山川	左右	144	宗像市	池浦	第二高山堰より上流
二	釣川	横山川	左右	435	宗像市	山田	第二日光寺橋より下流、横井出井堰より上流、第一日光寺橋より上流、田原橋より下流
二	釣川	横山川	右	27	宗像市	山田	田原毛井堰より上流、久保田頭首工～野添橋
二	釣川	吉田川	左	12	宗像市	吉田	池の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	地の尾橋より下流

二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	地の尾橋より下流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	右	52	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	吉田川	左	53	宗像市	吉田	五反田橋より上流
二	釣川	大井川	左	21	宗像市	大井	観音橋上流
二	釣川	大井川	左	66	宗像市	大井	中屋敷橋上流
二	釣川	樽見川	左	3	宗像	吉田	八幡橋より上流
二	釣川	樽見川	左右	20	宗像市	田野	阿久住川合流点直上流 笠松井堰直上流
二	釣川	樽見川	左	20	宗像市	池田	仏前上井堰直下流
二	釣川	樽見川	左右	6	宗像	吉田	八幡橋より上流、第二吉田橋より下流
二	釣川	樽見川	左	18	宗像	田野	又田橋より上流
二	釣川	樽見川	右	60	宗像	田野	又田橋より上流
二	釣川	樽見川	右	3	宗像	池田	本田野橋より上流
二	釣川	樽見川	右	9	宗像	池田	本田野橋より上流
二	釣川	樽見川	左右	27	宗像	池田	前田橋より下流
二	釣川	樽見川	左	24	宗像	池田	池田橋より下流
二	釣川	樽見川	右	24	宗像	池田	池田橋より下流
二	釣川	朝町川	右	20	宗像市	朝町	第二轟橋上流
二	釣川	朝町川	左	120	宗像市	朝町	町の坪井堰上流～朝町
二	釣川	八並川	左右	30	宗像市	田熊	当木橋上流
二	釣川	八並川	右	20	宗像市	村山田	鳴渕橋より下流
二	釣川	八並川	右	30	宗像市	村山田	大島橋下流
二	釣川	八並川	左右	20	宗像市	村山田	釣井堰直下流
二	釣川	八並川	右	20	宗像市	村山田	八並橋上流

1－3 重要水防箇所（海岸）

県知事管理区間

県土整備 事務 所名	沿岸名	海岸名	担当水防管 理団体名	重要水防区域		重要度	予想される 事態
				延長 (m)	地先名		
北九州 宗像	玄界灘	大島海岸	宗像市	360	宗像市大島	B	越波
北九州 宗像	玄界灘	江口海岸	宗像市	3,128	宗像市江口	B	侵食

注) 重要度

A：水防上最も重要な区間

B：次に重要な区間

C：その他重要な区間

1－4 土砂災害（特別）警戒区域

北九州県土整備事務所 宗像支所管内（宗像市）
（土石流）

番号	区域名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日
1	狩倉谷(5)	陵巖寺	○		61,641	0	H18.8.16
2	狩倉谷(6)	陵巖寺	○		67,354	0	〃
3	正法谷	陵巖寺	○		60,990	0	〃
4	天神谷	三郎丸	○		67,664	0	〃
5	萬蒲谷	三郎丸	○		112,702	0	〃
6	横山川(1)	山田	○		73,262	735	H22.8.25
7	外原谷(5)	山田	○		40,456	568	〃
8	外原谷(1)	山田	○		58,808	1,463	〃
9	外原谷(2)-1	山田	○		127,944	2,763	〃
10	外原谷(2)-2	山田	○		99,544	2,400	〃
11	外原谷(3)	山田	○		54,847	2,259	〃
12	山田川(3)	山田	○		50,668	258	〃
13	山田川	山田	○		47,842	1,170	〃
14	山田川(2)	山田	○		54,139	1,206	〃
15	増福谷	山田	○	○	47,842	1,131	〃
16	外原谷(4)	山田	○		49,544	1,052	〃
17	平等寺川	平等寺、山田	○		81,923	1,218	〃
18	平等寺川(1)	平等寺、三郎丸	○	○	64,381	14,714	〃
19	狩倉谷(4)	陵巖寺、赤間	○		28,428	2,409	〃
20	狩倉谷(3)	陵巖寺、赤間	○	○	75,469	1,233	〃
21	狩倉谷(2)-1	陵巖寺、石丸、赤間	○		127,944	2,763	〃
22	狩倉谷(2)-2	陵巖寺、石丸、赤間	○		99,544	2,400	〃
23	狩倉谷(1)	陵巖寺、石丸、武丸	○		14,323	889	〃
24	安ノ倉川(2)	吉留	○		95,619	863	〃
25	高六谷	吉留	○		14,157	964	〃
26	平山川(2)	吉留	○		17,111	4,644	〃
27	平山川(1)	吉留	○		157,976	315	〃
28	藤原川	富地原	○	○	62,836	1,903	〃
29	大谷	王丸	○		91,004	3,297	〃
30	許斐谷	王丸			125,103		〃
31	池谷(1)	田熊	○		25,708	564	〃
32	池谷(2)	田熊	○		24,014	471	〃
33	池谷(3)	田熊	○		37,952	733	〃

番号	区域名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日
34	平井谷	田熊	○		8,626	413	〃
35	岩の谷	村山田	○		34,828	58	H22. 8. 25
36	村山田谷(1)	村山田	○		36,109	60	〃
37	村山田谷(2)	村山田	○		40,126	227	〃
38	村山田谷(3)	村山田	○		48,151	901	〃
39	村山田谷(4)	村山田	○		55,763	487	〃
40	さかのうら谷	村山田	○		33,099	70	〃
41	桝丸谷	大井	○		30,426	831	〃
42	大井谷(2)	大井	○		17,384	1,119	〃
43	大井谷(1)	大井	○		16,066	350	〃
44	釈迦院谷	大井	○		23,624	3,606	〃
45	大井川(4)-1	大井、用山	○		32,511	164	〃
46	大井川(4)-2	大井、用山	○		26,069	2,180	〃
47	用山川(3)	用山	○		37,863	488	〃
48	用山川(4)	用山	○		32,799	374	〃
49	用山川(5)	用山	○		18,659	291	〃
50	用山川(6)	用山	○		16,415	300	〃
51	用山川(7)	用山	○		18,833	672	〃
52	横山川(2)	山田	○		69,079	970	H26. 3. 28
53	横山川(1)	山田	○		29,668	324	〃
54	平等寺谷(1)	平等寺及び 三郎丸	○		42,120	984	〃
55	宮ノ尾谷(1)-1	吉留	○		67,318	1,083	〃
56	宮ノ尾谷(1)-2	吉留	○		63,277	1,240	〃
57	安ノ倉谷(5)-3	吉留	○		7,416	321	〃
58	安ノ倉谷(5)-2	吉留	○		83,577	5,249	〃
59	安ノ倉谷(5)-1	吉留	○		74,952	56	〃
60	安ノ倉谷(4)	吉留	○		70,393	786	〃
61	安ノ倉谷(3)-2	吉留	○		5,090	117	〃
62	安ノ倉谷(3)-1	吉留	○		6,242	2,939	〃
63	安ノ倉谷(2)	吉留	○		19,975	5,280	〃
64	安ノ倉谷(1)	吉留	○		42,471	20,833	〃
65	平山谷(2)-1	吉留	○		50,831	729	〃
66	平山谷(2)-2	吉留	○		44,178	68	〃
67	平山谷(1)	吉留	○		31,411	5,194	〃
68	松丸谷(2)	吉留	○		91,661	262	〃
69	松丸谷(1)	武丸及び 吉留	○		108,138	15,527	〃
70	本谷-1	朝町	○		34,617	565	〃
71	本谷-2	朝町	○		33,751	205	〃

番号	区域名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日
72	八幡谷	朝町	○		34,087	9	〃
73	昼掛谷(2)	朝町	○		20,629	398	〃
74	昼掛谷(3)	朝町	○		13,265	109	H26. 3. 28
75	荒堀川(3)	朝町	○		14,622	102	〃
76	荒堀川(2)-1	朝町	○		26,063	59	〃
77	荒堀川(2)-2	朝町	○		29,729	238	〃
78	荒堀川(2)-3	朝町	○		5,735	56	〃
79	荒堀川(1)	朝町	○		8,001	1,496	〃
80	譲葉谷	野坂	○		40,632	80	〃
81	子下し川(1)	野坂	○		69,556	353	〃
82	子下し川(2)	野坂	○		32,497	19,952	〃
83	子下し川(3)	野坂	○		34,021	3,092	〃
84	大穂川(6)-1	大穂	○		35,500	1,252	〃
85	大穂川(6)-2	大穂	○		36,812	98	〃
86	大穂川(5)	大穂	○		14,417	4,523	〃
87	大穂川(4)	大穂	○		8,919	7,656	〃
88	大穂川(3)	大穂	○		7,110	1,183	〃
89	大穂川(2)	大穂	○		1,126	451	〃
90	大穂川(1)	大穂	○		5,986	214	〃
91	大井(1)	大井	○		27,922	31	〃
92	用山(2)	大井及び 用山	○		72,453	284	〃
93	用山川(5)	用山	○		13,586	1,176	〃
94	用山(8)	用山	○		19,469	66	〃
95	用山川(4)-1	用山	○	○	34,750	16,268	〃
96	用山川(4)-2	用山	○		37,276	225	〃
97	用山(3)	用山及び 大井	○		75,138	158	〃
98	用山(4)	用山及び 大井	○		82,887	207	〃
99	大井川(3)	用山	○		27,219	388	〃
100	用山(5)	用山	○		46,482	403	〃
101	大井川(2)	用山			55,351	0	〃
102	大井川(1)	用山	○		21,178	258	〃
103	用山(7)	用山	○		84,368	163	〃
104	用山(6)	用山	○		81,854	713	〃
105	沖津谷	大島			14,038	0	H25. 2. 15
106	岩瀬谷	大島			47,980	0	〃
107	西谷 - 1	大島	○		26,636	1,658	〃
108	西谷 - 2	大島	○		3,930	642	〃
109	西谷 - 3	大島	○		46,174	144	〃

番号	区域名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日
110	西谷 - 4	大島	○		10,427	387	〃
111	西谷 - 5	大島	○		28,803	183	〃
112	町谷	大島	○		90,069	161	H25. 2. 15
113	津和瀬谷 - 1	大島	○		17,514	420	〃
114	津和瀬谷 - 2	大島	○		14,985	937	〃
115	津和瀬谷-3-1	大島	○		5,212	3,735	〃
116	津和瀬谷-3-2	大島	○		32,339	25,676	〃
117	豊岡沢	地島	○	○	36,428	91	H26. 3. 11
118	豊岡谷	地島	○	○	28,786	1,164	〃
119	秣川(2)	上八及び鐘崎	○	○	60,010	138	〃
120	秣川(1)	上八及び鐘崎	○	○	88,447	225	〃
121	平原川	上八	○	○	186,609	131	〃
122	平原谷	上八及び鐘崎			179,001	—	〃
123	あみだ川	上八及び鐘崎	○	○	235,145	4,412	〃
124	あみだ谷	上八及び鐘崎	○	○	244,834	234	〃
125	門前川	上八	○	○	250,189	725	〃
126	依岳谷	田野	○	○	158,447	304	〃
127	名見川	田野			79,149	—	〃
128	諸見川玉谷	池田	○	○	287,745	5,518	〃
129	畑谷(1)	池田	○	○	31,567	139	〃
130	畑谷(2)	池田	○	○	62,521	1,503	〃
131	石原谷	池田	○	○	60,631	587	〃
132	根石川	池田			42,157	—	〃
133	池田A	池田	○	○	25,073	1,270	〃
134	峠沢	池田	○	○	43,913	233	〃
135	峠谷	池田	○	○	12,862	664	〃
136	孔大寺谷(1)	池田			76,169	—	〃
137	孔大寺谷(2)	池田			108,563	—	〃
138	榑野谷	池田			100,459	—	〃
139	北大王寺谷	池田	○	○	65,453	27	〃
140	榑野川	池田			122,541	—	〃
141	上大王寺川	池田			140,341	—	〃
142	山上谷(1)	吉田	○		15,686	9	〃
143	山上谷(5)	吉田	○	○	6,987	2,234	〃
144	山上谷(4)	吉田	○		65,592	15	〃
145	山上谷(3)	吉田	○		45,136	232	〃

番号	区域名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日
146	山上谷(2)	吉田	○		39,159	145	〃
147	向谷	吉田			6,394	0	〃
148	吉田谷	吉田			7,822	0	〃
149	三条谷	多禮	○	○	25,421	32	H26. 3. 11
150	柚木谷	多禮	○		23,860	232	〃
151	大谷川(4)	田島	○		4,088	156	〃
152	大谷川(3)	田島	○		4,304	184	〃
153	大谷川(2)	田島	○		7,864	424	〃
154	大谷川(1)	田島	○		10,998	4,547	〃
155	宿谷沢	田島	○		12,574	33	〃
156	上殿谷	田島			32,578	0	〃
157	本村谷	田島	○		53,529	177	〃
158	片脇谷	田島	○	○	35,985	284	〃
159	吹浦谷	田島	○		30,613	62	〃
160	深田谷(3)	深田及び 牟田尻	○		56,788	790	〃
161	深田谷(2)	深田及び 牟田尻	○	○	35,752	2,406	〃
162	深田谷(1)	深田及び 牟田尻	○		37,087	231	〃
163	田子浦	深田	○		38,302	55	〃
164	水上谷	深田	○		15,648	96	〃
165	下谷	牟田尻			38,916	0	〃
166	前川(1)	牟田尻	○		20,790	138	〃
167	深田谷(4)	牟田尻及び 深田	○		44,351	741	〃

北九州県土整備事務所 宗像支所管内（宗像市）
（地滑り）

番号	区域名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日
1	城山	武丸、石丸 及び 赤間文教町			65,127	0	H26. 3. 28
2	下小路	吉田			147,217	0	H26. 3. 11

北九州県土整備事務所管内（宗像市）
（急傾斜地の崩壊）

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-001	陵厳寺(e)	陵厳寺	○	○	7.4	42.3	2,113	0	H18.8.16
220-K-002(1)	陵厳寺(d-1)	陵厳寺	○	○	7.3	52.2	1,086	0	
220-K-002(2)	陵厳寺(d-2)	陵厳寺	○		5.5	67.7	497	0	
220-K-003	陵厳寺(c)	陵厳寺	○	○	11.7	50.2	5,930	0	
220-K-004	三郎丸(d)	三郎丸	○	○	26.2	67.7	26,414	0	
220-K-005	三郎丸(e)	三郎丸	○	○	9.8	69.6	5,181	0	
220-K-006	池浦(a)	池浦			25.5	44.7	9,486	0	H22.8.25
220-K-007	高山-2	池浦	○	○	41.5	47.5	13,488	6,774	
220-K-008	高山-1	池浦	○		10.0	50.5	1,201	314	
220-K-009	池浦(b)	池浦	○	○	11.0	48.5	3,055	981	
220-K-010	城西ヶ丘2丁目(b)	城西ヶ丘、河東	○		9.6	38.8	5,027	1,525	
220-K-011	稲元(b)-1	稲元	○		5.5	55.4	958	95	
220-K-012	稲元(b)-2	稲元	○	○	5.4	49.6	727	82	
220-K-013	松山(B)	稲元	○	○	9.4	57.5	4,210	1,181	
220-K-014	稲元(f)	稲元			7.2	52.1	953	0	
220-K-015	松山(A)	稲元、城西ヶ丘4丁目			10.2	70.5	2,913	0	
220-K-016	松山	稲元、城西ヶ丘4丁目、城西ヶ丘5丁目	○		13.5	67.6	12,829	855	
220-K-017	稲元(e)	稲元	○	○	10.1	59.1	2,765	718	
220-K-018	稲元(l)	稲元、城西ヶ丘5丁目	○	○	14.8	52.3	4,921	1,703	
220-K-019	稲元(m)	稲元	○	○	9.3	59.8	2,008	493	
220-K-020	稲元(a)	稲元	○	○	8.6	51.3	840	198	
220-K-021	中谷(1)-1	稲元	○	○	10.9	48.3	3,705	952	
220-K-022	中谷(1)-2	稲元	○	○	16.8	67.7	6,731	863	
220-K-023	中谷(2)	稲元	○	○	14.7	48.6	8,700	1,160	
220-K-024	稲元(d)	稲元	○	○	17.7	50.1	4,267	1,576	
220-K-025	福崎(a)	河東	○	○	5.2	55.0	671	96	
220-K-026	河東(c)	河東	○	○	44.0	50.0	36,767	16,142	
220-K-027	河東(b)	河東	○		20.0	51.3	2,618	1,009	
220-K-028	福崎(b)	河東	○	○	30.6	51.0	6,078	2,591	
220-K-029	本村(2)	河東	○	○	21.6	60.8	16,332	1,976	
220-K-030	本村(a)	河東			13.2	62.5	2,412	0	
220-K-033	本村(1)-1	河東			6.4	48.9	1,004	0	
220-K-034	河東(a)	河東	○		34.0	39.4	23,032	10,536	
220-K-035	ひかりヶ丘7丁目	ひかりヶ丘、河東	○		10.8	84.0	6,133	476	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-036	ひかりヶ丘(1)-1	ひかりヶ丘、 河東	○		7.0	54.5	574	34	
220-K-037	ひかりヶ丘(1)-2	ひかりヶ丘、 河東	○	○	9.4	57.5	3,561	49	
220-K-038	ひかりヶ丘(1)-3	ひかりヶ丘、 河東			9.0	54.3	1,380	0	
220-K-039	本村(c)-1	山田	○	○	8.2	30.9	1,707	120	
220-K-040	本村(c)-2	山田	○	○	30.9	37.9	4,168	1,720	
220-K-041	本村(d)	山田	○		10.4	55.5	1,289	268	
220-K-042	本村(e)	山田	○	○	15.4	53.6	3,826	1,387	
220-K-043	本村(h)	山田	○	○	15.8	53.2	2,397	759	
220-K-044	本村(i)	山田	○		68.1	40.3	5,259	1,598	
220-K-045	本村(f)	山田	○	○	15.4	73.3	3,556	973	
220-K-046	畑(a)	山田	○	○	12.0	48.0	2,538	795	
220-K-047	畑(b)	山田	○	○	68.1	40.3	30,849	16,670	
220-K-048	畑(c)-1	山田	○	○	5.5	42.8	523	89	
220-K-049	畑(c)-2	山田	○	○	6.6	45.0	262	61	
220-K-050	畑(d)	山田	○		6.9	45.1	435	86	
220-K-051	山田(a)	山田	○	○	9.0	40.3	5,173	1,030	
220-K-052	山田(b)	山田	○	○	63.5	38.4	15,724	9,875	
220-K-053	山田(c)	山田	○	○	13.2	56.8	2,415	611	
220-K-054	馬場口	平等寺	○	○	10.9	60.6	5,342	1,479	
220-K-055	平等寺(c)	平等寺、山田	○	○	12.3	52.5	7,606	2,053	
220-K-056	平等寺(d)	平等寺	○	○	13.5	38.1	1,569	485	
220-K-057	平等寺(e)-1	平等寺	○		7.1	34.4	254	59	
220-K-058	平等寺(e)-2	平等寺	○	○	8.0	46.8	914	189	
220-K-059	平等寺(a)	平等寺	○	○	13.9	48.0	3,523	1,021	
220-K-060	平等寺(i)	平等寺	○	○	16.7	40.3	2,943	1,127	
220-K-061	平等寺(f)	平等寺	○		12.1	54.1	4,960	1,606	
220-K-062	平等寺(g)	平等寺	○		7.4	63.4	802	94	
220-K-063	大谷(g)	大谷、土穴			9.6	48.1	3,072	0	
220-K-064	須恵(b)	須恵、天平台、 河東	○	○	34.0	60.3	21,560	6,560	
220-K-065	天平台	天平台、須恵			8.6	73.6	4,646	0	
220-K-066	陵巖寺(b)	陵巖寺	○		6.3	57.3	865	109	
220-K-067	赤間文教	赤間文教町	○	○	9.5	45.3	2,015	325	
220-K-068	石丸(f)	石丸、武丸	○	○	145.7	37.0	14,747	10,444	
220-K-069	石丸(c)-1	石丸	○	○	5.7	47.5	318	50	
220-K-070	石丸(c)-2	石丸	○	○	5.6	33.5	263	53	
220-K-071	石丸(h)-1	石丸	○	○	9.9	41.7	316	102	
220-K-072	石丸(h)-2	石丸	○	○	7.0	37.9	596	154	
220-K-073	石丸(g)	石丸	○		6.4	37.3	459	113	
220-K-074	石丸(e)	石丸	○	○	8.3	44.1	1,519	156	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-075	石丸(i)	石丸	○	○	10.7	56.9	4,296	681	
220-K-076	石丸(a)	石丸	○	○	9.5	70.5	5,853	1,250	
220-K-077	武丸(f)	武丸	○	○	6.9	32.4	622	137	
220-K-078	武丸(a)	武丸	○	○	14.7	39.1	5,702	1,959	
220-K-079	武丸(g)	武丸、石丸	○		5.8	32.4	126	30	
220-K-080	上善寺(a)	武丸	○		18.4	44.0	1,831	665	
220-K-081	上善寺-1	武丸	○	○	10.2	41.0	668	251	
220-K-082	上善寺-2	武丸	○	○	7.6	42.5	328	103	
220-K-083	上善寺(b)	武丸	○	○	5.9	47.3	654	132	
220-K-084	久戸(c)	武丸	○	○	18.6	36.5	5,316	2,078	
220-K-085	久戸(b)	武丸	○		7.6	51.3	679	163	
220-K-086	久戸(a)-6	武丸	○	○	11.6	52.9	930	288	
220-K-087	久戸(a)-5	武丸	○		16.0	36.8	8,895	3,187	
220-K-088	久戸(a)-4	武丸	○		16.4	35.9	4,957	1,683	
220-K-089	久戸(a)-3	武丸	○	○	6.1	49.1	336	73	
220-K-090	久戸(a)-2	武丸	○	○	16.4	47.9	4,745	1,706	
220-K-091	久戸(a)-1	武丸	○	○	8.3	60.0	1,053	200	
220-K-092	吉留(a)	吉留	○	○	12.1	32.8	1,445	465	
220-K-093	宮ノ尾-1	吉留	○	○	15.5	53.8	4,049	1,318	
220-K-094	宮ノ尾-2	吉留	○	○	14.7	51.1	3,047	813	
220-K-095	宮ノ尾	吉留	○		12.8	36.8	2,974	941	
220-K-096	安ノ倉(b)	吉留	○	○	10.0	36.4	1,242	392	
220-K-097	安ノ倉(c)	吉留	○	○	5.8	45.3	290	58	
220-K-098	安ノ倉(a)-1	吉留	○	○	24.1	40.2	5,863	1,618	
220-K-099	安ノ倉(a)-2	吉留	○		6.0	32.6	650	118	
220-K-100	安ノ倉(a)-3	吉留	○		8.7	40.4	2,275	650	
220-K-101	安ノ倉(d)	吉留	○	○	39.8	41.6	10,342	4,721	
220-K-102	安ノ倉(f)	吉留	○		7.3	53.5	1,032	242	
220-K-103	安ノ倉(e)	吉留	○		17.0	37.8	1,867	687	
220-K-104	吉留(b)	吉留	○	○	26.0	43.6	6,714	2,769	
220-K-105	吉留(c)	吉留	○	○	12.5	42.9	7,148	2,175	
220-K-106	平山	吉留	○	○	30.8	49.1	25,128	10,068	
220-K-107	曲(c)-1	曲	○	○	13.1	55.0	3,382	388	
220-K-108	曲(c)-2	曲	○	○	12.4	52.0	2,623	787	
220-K-109	曲(c)-3	曲	○	○	10.8	59.0	2,958	805	
220-K-110	曲(f)	曲	○	○	9.6	46.3	2,791	685	
220-K-111	曲(a)-1	曲	○	○	6.7	55.5	733	66	
220-K-112	曲(a)-2	曲	○	○	11.0	47.3	3,559	1,020	
220-K-113	曲(h)	曲	○		8.6	43.1	1,186	212	
220-K-114	曲(d)-2	曲	○	○	9.9	39.5	918	281	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(度)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日
220-K-116	自由ヶ丘7丁目(b)	自由ヶ丘7丁目、曲	○	○	9.8	34.0	1,678	479	
220-K-117	朝町(j)	朝町	○		10.2	42.0	849	246	
220-K-118	荒堀(b)	朝町	○		9.7	41.3	475	117	
220-K-119	朝町(h)	朝町	○	○	11.4	43.9	2,809	839	
220-K-120	梶谷	朝町	○	○	12.3	43.6	11,174	3,628	
220-K-121	管牟田	朝町	○		5.6	31.1	458	86	
220-K-122	朝町(f)	朝町	○	○	7.8	54.7	1,860	420	
220-K-123	朝町(g)	朝町、野坂	○		12.6	59.7	2,901	831	
220-K-124	朝町(e)	朝町	○	○	10.5	49.3	542	163	
220-K-125	本谷-1	朝町	○	○	33.4	51.0	17,425	6,244	
220-K-126	本谷-2	朝町	○	○	35.1	47.5	8,195	3,440	
220-K-127	屋掛(b)	朝町	○		20.5	53.3	1,222	390	
220-K-128	朝町(c)	朝町	○	○	22.9	48.0	3,630	1,336	
220-K-129	朝町(d)	朝町	○	○	8.4	44.3	1,249	380	
220-K-130	朝町(b)	朝町	○		23.5	38.6	10,047	3,371	
220-K-131	朝町(i)	朝町	○		5.2	36.2	273	26	
220-K-132	青葉台2丁目(b)	青葉台2丁目、朝町			16.3	46.7	15,599	0	
220-K-133	青葉台1丁目(a)	青葉台1丁目、朝町	○	○	9.4	39.6	2,977	136	
220-K-134	久原(a)	久原	○	○	5.7	52.1	905	177	
220-K-135	久原(b)	久原	○	○	9.3	39.3	1,731	440	
220-K-136	入免(b)	野坂	○		5.2	39.1	422	84	
220-K-137	山ノ後	野坂	○		9.0	50.8	6,875	158	
220-K-138	大井谷(b)	野坂	○	○	6.0	43.4	583	116	
220-K-139	大井谷(a)	野坂	○	○	8.3	43.3	1,066	236	
220-K-140	恵下(a)	野坂	○	○	10.6	47.5	3,349	889	
220-K-141	恵下(c)	野坂	○		32.7	42.4	8,028	3,201	
220-K-142	森吉	野坂	○	○	13.6	45.5	6,939	2,362	
220-K-143	恵下(b)-1	野坂	○		7.7	47.3	815	209	
220-K-144	恵下(b)-2	野坂	○		5.4	56.0	528	81	
220-K-145	恵下	野坂	○	○	10.9	56.7	3,668	836	
220-K-146	塚元(a)	野坂	○		8.5	51.7	880	228	
220-K-147	塚元(b)-1	野坂	○		8.9	52.0	347	111	
220-K-148	塚元(b)-2	野坂	○		6.2	54.6	1,013	52	
220-K-149	今院(a)	野坂	○	○	9.8	41.3	882	212	
220-K-150	今院(b)	野坂	○	○	7.2	44.2	544	48	
220-K-151	今院(e)	野坂	○	○	15.1	50.4	6,053	2,210	
220-K-152	今院(d)	野坂	○	○	13.6	39.9	1,673	570	
220-K-153	野坂(a)-1	野坂	○	○	11.3	36.1	1,680	523	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-154	野坂(a)-2	野坂	○	○	11.8	48.3	4,373	1,245	
220-K-155	野坂(c)	野坂	○	○	10.0	44.0	4,164	1,260	
220-K-156	野坂(d)	野坂、大穂町	○	○	15.7	38.3	4,699	1,639	
220-K-157	野坂(e)	野坂、大穂町	○		6.5	46.7	1,739	399	
220-K-158	大穂町-3	大穂町	○	○	14.6	56.3	4,214	274	
220-K-159	大穂町-1	大穂町	○		7.1	46.9	727	73	
220-K-160	大穂町-2	大穂町	○	○	14.1	58.5	3,363	679	
220-K-161	大穂(h)	大穂	○		22.4	39.6	5,986	2,812	
220-K-162	大穂(b)	大穂	○	○	42.7	48.9	36,438	16,842	
220-K-163	大穂(c)-1	大穂	○		31.1	42.9	7,741	3,183	
220-K-164	大穂(c)-2	大穂	○	○	19.2	42.5	4,537	1,653	
220-K-165	大穂(k)	大穂	○	○	16.2	47.6	5,924	2,136	
220-K-166	大穂(j)	大穂	○		16.1	52.3	6,607	2,073	
220-K-170	湯園	大穂	○		43.3	46.8	30,643	12,545	
220-K-171	大穂(f)	大穂	○		48.9	43.0	22,155	12,030	
220-K-172	大穂(i)	大穂	○		30.4	44.5	11,061	3,886	
220-K-173	大穂(l)	大穂	○		19.0	45.3	5,852	2,101	
220-K-174	王丸(k)-1	王丸、久原	○	○	21.0	46.7	2,354	1,019	
220-K-175	王丸(k)-2	王丸			6.9	49.0	980	0	
220-K-176	王丸(j)	王丸	○	○	20.4	47.8	4,720	1,445	
220-K-177	王丸(d)	王丸	○	○	12.0	43.0	797	260	
220-K-178	王丸(c)	王丸	○		11.0	50.4	1,693	444	
220-K-179	王丸(e)	王丸	○	○	10.5	64.7	2,489	585	
220-K-180	王丸(f)	王丸	○	○	13.9	53.3	2,302	769	
220-K-181	王丸(g)	王丸	○	○	15.8	48.4	3,858	1,314	
220-K-182	王丸(h)	王丸	○	○	19.4	58.0	4,942	1,760	
220-K-183	王丸(i)	王丸	○		9.9	40.4	1,728	513	
220-K-184	王丸(b)-1	王丸	○	○	5.0	59.5	248	26	
220-K-185	王丸(b)-2	王丸	○		6.8	53.7	380	101	
220-K-186	王丸(b)-3	王丸	○	○	9.4	51.5	1,478	418	
220-K-187	王丸(a)	王丸	○	○	16.1	46.5	11,529	3,573	
220-K-188	田熊(c)	田熊	○	○	14.8	46.8	3,258	1,030	
220-K-189	野添(2)	田熊	○	○	12.5	60.0	8,629	2,250	
220-K-190	野添(1)-1	田熊			16.0	52.7	4,229	0	
220-K-191	野添(1)-2	田熊	○	○	16.5	40.0	3,404	184	
220-K-192	鳴淵-1	田熊	○	○	6.1	41.9	572	109	
220-K-193	鳴淵-2	田熊	○	○	8.1	33.6	1,840	499	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-194	田熊(a)-1	田熊	○	○	30.7	34.2	2,417	1,427	
220-K-195	田熊(a)-2	田熊	○	○	7.9	44.3	398	122	
220-K-196	田熊(b)	田熊	○	○	20.1	32.0	1,233	479	
220-K-197	日の里1丁目	日の里1丁目	○		10.2	70.8	5,679	248	
220-K-198	日の里配水-1	日の里1丁目、日の里9丁目	○	○	12.6	48.3	3,435	809	
220-K-199	日の里配水-2	日の里1丁目、日の里9丁目	○	○	16.0	50.9	4,386	136	
220-K-200	日の里配水-3	日の里1丁目、日の里9丁目	○		19.5	42.3	4,630	1,532	
220-K-203	日の里7丁目(d)	日の里7丁目	○		5.8	39.4	600	143	
220-K-204	日の里7丁目(a)	日の里6丁目、日の里7丁目、王丸	○	○	34.3	44.9	16,876	5,828	
220-K-205	日の里7丁目(c)	日の里7丁目、山田	○	○	13.3	71.2	7,285	2,207	
220-K-206	日の里7丁目(b)-1	日の里7丁目、山田	○		7.3	40.1	1,748	424	
220-K-207	日の里7丁目(b)-2	日の里7丁目、山田	○		11.4	46.0	2,693	868	
220-K-208	日の里8丁目	日の里8丁目	○	○	16.5	77.7	22,641	591	
220-K-209	日の里9丁目(1)-3	日の里9丁目	○	○	9.8	60.1	4,409	1,352	
220-K-210	日の里9丁目(1)-1	日の里9丁目	○	○	10.8	42.5	1,773	434	
220-K-211	日の里9丁目(1)-2	日の里9丁目	○	○	31.0	59.6	17,618	6,642	
220-K-212	日の里9丁目(a)-1	日の里9丁目	○	○	14.2	32.3	1,702	592	
220-K-213	日の里9丁目(a)-2	日の里9丁目	○		15.9	30.0	571	263	
220-K-214	日の里9丁目(b)	日の里9丁目	○	○	26.3	43.2	9,263	2,977	
220-K-215	日の里	日の里9丁目	○	○	19.8	47.3	7,098	847	
220-K-216	日の里9丁目(c)	日の里9丁目			10.8	52.5	7,893	0	
220-K-217	村山田(b)	村山田	○		17.1	51.3	7,568	2,685	
220-K-218	村山田(d)	村山田	○	○	17.6	35.3	910	320	
220-K-219	村山田(e)	村山田	○	○	10.1	60.9	725	183	
220-K-220	村山田(f)	村山田	○	○	43.8	37.6	11,846	5,288	
220-K-221	村山田(g)	村山田	○	○	49.3	39.8	6,187	3,146	
220-K-222	村山田(a)	村山田	○	○	57.9	40.3	19,251	9,969	
220-K-223	大井-1	大井	○	○	7.0	35.5	662	157	
220-K-224	大井-2	大井	○	○	6.2	48.4	1,485	306	
220-K-225	榎丸	大井	○		5.3	46.1	478	88	
220-K-227	宮ノ浦-2	大井	○		10.8	45.0	1,826	538	
220-K-228	ひかり老人ホーム-1	大井			8.6	45.6	2,592	0	
220-K-229	ひかり老人ホーム-2	大井	○		13.8	39.7	3,601	927	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-230	養鯉場-1	用山	○		6.6	50.0	234	35	
220-K-231	養鯉場-2	用山	○	○	25.3	31.7	8,377	2,643	
220-K-232	養鯉場-3	用山	○	○	7.9	59.8	2,770	440	
220-K-233	労災リハビリ	用山	○		8.3	44.7	1,702	376	
220-K-234	用山	用山	○	○	19.3	67.1	7,328	2,540	
220-K-235	池浦	池浦	○		23.0	57.0	6,960	2,820	H26.3.28
220-K-236	池浦-1	池浦、河東及び 樟陽台1丁目			13.0	43.0	9,637	0	
220-K-237	池浦-2	池浦			8.0	38.0	2,552	0	
220-K-238	ひかりヶ丘4丁目	ひかりヶ丘4丁目	○	○	6.0	63.0	625	106	
220-K-239	山田	山田	○		16.0	41.0	6,878	2,357	
220-K-240	河東(d)	河東及び城西ヶ 丘2丁目	○		44.0	47.0	14,473	7,296	
220-K-241	河東(e)	河東及び稲元	○		20.3	38.9	14,523	5,510	
220-K-242	城西ヶ丘1丁目(b)	城西ヶ丘1丁目 及び稲元	○		9.4	37.8	9,186	2,535	
220-K-243	城西ヶ丘1丁目(a)	城西ヶ丘1丁目 及び稲元7丁目	○		11.3	36.5	6,890	2,233	
220-K-245	城西ヶ丘6丁目	城西ヶ丘6丁目 及び稲元6丁目			17.0	48.0	7,334	0	
220-K-246	稲元(h)	稲元4丁目及び 城西ヶ丘6丁目	○	○	9.0	56.0	1,594	398	
220-K-247	稲元(i)	稲元4丁目	○	○	6.0	45.0	447	106	
220-K-248	須恵(f)	須恵2丁目	○	○	12.0	38.0	1,417	527	
220-K-249	須恵(d)	須恵2丁目			7.0	45.0	475	0	
220-K-250	須恵(e)	須恵1丁目、須 恵2丁目及び稲 元5丁目	○	○	7.0	57.3	1,822	331	
220-K-251	須恵(h)	須恵1丁目			5.0	59.0	314	0	
220-K-252	須恵(a)-2	須恵1丁目	○		9.0	51.0	1,164	324	
220-K-253	須恵(a)-1	須恵1丁目	○	○	7.0	43.0	177	38	
220-K-254	須賀浦	須恵3丁目及び 天平台	○	○	14.5	57.7	8,786	2,029	
220-K-255	須恵(c)	須恵3丁目	○		12.0	52.0	1,743	532	
220-K-256	須恵(i)-1	須恵	○		7.0	43.0	1,587	349	
220-K-257	須恵(i)-2	須恵	○		16.0	50.0	2,895	918	
220-K-258	くりえいと3丁目(a)	くりえいと3丁目			18.0	52.0	11,322	0	
220-K-259	平等寺(j)-2	平等寺	○		8.0	57.0	1,034	246	
220-K-260	平等寺(j)-1	平等寺	○		8.0	54.0	953	224	
220-K-261	大谷(d)	大谷及びくりえ いと2丁目			9.0	89.0	4,475	0	
220-K-262	大谷(e)	大谷及びくりえ いと3丁目	○	○	20.0	90.0	13,450	4,008	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-263	大谷 (b) - 2	大谷及び土穴	○		12.0	56.0	1,165	242	
220-K-264	大谷 (a) - 1	土穴、泉ヶ丘 2 丁目、三郎丸及 び大谷	○	○	18.0	36.0	1,543	523	
220-K-265	大谷 (f)	大谷及び土穴 4 丁目	○		11.0	63.0	2,486	69	
220-K-266	大谷 - 1	土穴 1 丁目			10.0	48.0	2,959	0	
220-K-267	大谷 - 2	土穴 1 丁目			5.0	63.0	309	0	
220-K-268	西浦 - 2	土穴 2 丁目	○	○	10.0	35.0	1,255	403	
220-K-269	西浦 - 1	土穴 2 丁目	○	○	9.0	62.0	1,909	422	
220-K-270	土穴 (b)	土穴 2 丁目	○	○	5.0	52.0	376	97	
220-K-271	土穴 (a)	土穴 2 丁目	○	○	10.0	71.0	2,101	189	
220-K-272	土穴 (d) - 2	土穴 2 丁目	○	○	8.3	58.2	823	166	
220-K-273	土穴 (d) - 1	土穴 2 丁目	○	○	5.0	58.0	582	96	
220-K-274	土穴 (c)	土穴 2 丁目	○	○	5.0	49.0	588	99	
220-K-275	大谷 (b) - 1	大谷及び土穴			35.0	64.0	9,615	0	
220-K-276	大谷 (a) - 2	土穴 4 丁目及び 三郎丸			5.0	40.0	667	0	
220-K-277	大谷 (c)	土穴 4 丁目及び 三郎丸	○		11.0	38.0	864	247	
220-K-278	三郎丸 (a) - 3	土穴 4 丁目及び 三郎丸 3 丁目	○	○	5.0	78.0	910	86	
220-K-279	三郎丸 (a) - 1	土穴 4 丁目及び 三郎丸 3 丁目	○	○	12.0	37.0	826	276	
220-K-280	三郎丸 (b)	三郎丸 3 丁目及 び泉ヶ丘 2 丁目	○		5.0	45.0	454	81	
220-K-281	泉ヶ丘 2 丁目	三郎丸 3 丁目、 三郎丸 4 丁目及 び泉ヶ丘 2 丁目	○	○	11.0	61.0	4,772	118	
220-K-282	三郎丸 (c)	泉ヶ丘 2 丁目及 び三郎丸			7.0	45.0	478	0	
220-K-283	陵厳寺 (a) - 1	陵厳寺 2 丁目	○	○	9.0	48.0	173	55	
220-K-284	陵厳寺 (a) - 3	陵厳寺 2 丁目			7.0	56.0	1,105	0	
220-K-285	陵厳寺 (a) - 2	陵厳寺 2 丁目	○	○	8.0	54.0	2,457	651	
220-K-286	陵厳寺 (f)	陵厳寺 4 丁目及 び陵厳寺 3 丁目	○		6.0	49.0	588	30	
220-K-287	石丸 3 丁目 (a)	石丸 3 丁目	○	○	11.0	58.0	4,174	317	
220-K-288	石丸 2 丁目 (b)	石丸 2 丁目			9.0	73.0	1,222	0	
220-K-289	石丸 2 丁目 (a) - 2	石丸 2 丁目			9.0	52.0	612	0	
220-K-290	石丸 2 丁目 (a) - 1	石丸 2 丁目	○	○	9.0	55.0	809	75	
220-K-291	石丸 (d) - 1	石丸 4 丁目	○	○	16.0	49.0	6,992	2,151	
220-K-292	石丸 (d) - 2	石丸 4 丁目	○	○	13.0	40.0	2,681	911	
220-K-293	石丸 4 丁目 (a)	石丸 4 丁目	○		11.0	39.0	1,151	388	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-294	久戸(d)	石丸4丁目及び 武丸	○		7.0	41.0	753	174	
220-K-295	上善寺(c)	武丸	○		26.0	54.0	12,488	4,622	
220-K-296	武丸(h)	武丸			8.0	51.0	552	0	
220-K-297	武丸(l)	武丸	○		8.0	40.0	1,729	488	
220-K-298	武丸(b)	武丸	○	○	8.0	42.0	1,570	433	
220-K-299	武丸(m)	武丸	○		10.0	59.0	1,341	295	
220-K-300	武丸(n)	武丸	○		5.0	32.0	325	53	
220-K-301	武丸(c)－1	武丸	○	○	10.0	44.0	2,025	570	
220-K-302	武丸(c)－2	武丸	○	○	10.0	46.0	423	125	
220-K-303	武丸(o)	武丸	○	○	7.0	49.0	1,869	321	
220-K-304	武丸(p)	武丸及びアス ティ2丁目	○		9.0	35.0	747	215	
220-K-305	武丸－1	武丸	○		6.0	41.0	1,334	308	
220-K-306	武丸(i)	武丸	○	○	15.0	44.0	2,260	840	
220-K-307	武丸(j)	武丸	○	○	6.0	51.0	625	123	
220-K-308	武丸－2	武丸	○		10.0	36.0	3,450	981	
220-K-309	武丸(q)－1	武丸	○		13.0	41.0	11,669	3,905	
220-K-310	武丸(q)－2	武丸	○		12.0	42.0	3,109	1,091	
220-K-311	武丸(s)－2	武丸	○		11.0	45.0	1,354	383	
220-K-312	武丸(r)	武丸	○		20.0	40.0	3,890	1,381	
220-K-313	武丸(k)－1	武丸及び富地原			6.0	42.0	271	0	
220-K-314	武丸(k)－2	武丸及び富地原	○	○	6.0	50.0	738	121	
220-K-315	安の倉	吉留	○		9.0	42.0	4,468	1,256	
220-K-316	中ノ尾	吉留	○	○	6.0	34.0	1,175	204	
220-K-317	アスティ2丁目(a)	アスティ2丁目 及び富地原	○		14.0	46.0	5,700	1,497	
220-K-318	アスティ2丁目(b)	アスティ2丁目			9.0	44.0	2,404	0	
220-K-319	アスティ1丁目(d)	アスティ1丁目	○		15.0	49.0	15,596	1,574	
220-K-320	アスティ1丁目(c)	アスティ1丁目 及び富地原	○		10.0	46.0	1,254	386	
220-K-321	アスティ1丁目(b)	アスティ1丁目	○		13.0	35.0	1,302	471	
220-K-322	アスティ1丁目(a)－1	アスティ1丁目			9.0	48.0	401	0	
220-K-323	アスティ1丁目(a)－2	アスティ1丁目 及び富地原	○		8.0	37.0	402	108	
220-K-324	富地原－2	富地原	○	○	9.0	49.0	923	191	
220-K-325	富地原－3	富地原	○		12.0	36.0	703	179	
220-K-326	富地原－1	富地原及びアス ティ1丁目	○	○	14.0	65.0	4,105	1,176	
220-K-327	富地原(c)	富地原	○		15.0	48.0	4,997	1,813	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-328	富地原 (f)	富地原	○		26.0	38.0	6,590	2,459	
220-K-329	富地原 (e)	富地原	○		19.0	45.0	3,677	1,362	
220-K-330	富地原 (b)	富地原	○		12.0	43.0	4,463	1,264	
220-K-331	富地原 (a) - 1	富地原	○		6.0	36.0	1,368	278	
220-K-332	富地原 (a) - 3	富地原	○		5.0	44.0	371	66	
220-K-333	富地原 (d) - 1	富地原	○		18.0	39.0	4,237	1,488	
220-K-334	富地原 (d) - 2	富地原	○		27.0	57.0	10,914	3,814	
220-K-335	富地原 (d) - 3	富地原	○		34.0	36.0	10,038	4,206	
220-K-336	富地原	富地原	○		22.0	44.0	11,517	4,281	
220-K-337	畑 (e) - 1	富地原	○		11.0	40.0	3,458	1,015	
220-K-338	畑 (e) - 2	富地原	○	○	20.0	43.0	9,492	3,340	
220-K-339	畑 (f) - 1	富地原	○		28.0	40.0	7,970	3,004	
220-K-340	畑 (f) - 2	富地原	○		22.0	37.0	3,235	1,254	
220-K-341	富地原 (h)	富地原	○		17.0	43.0	6,831	2,596	
220-K-342	富地原 (i)	富地原	○		22.0	39.0	5,427	2,413	
220-K-343	畑 (g)	富地原	○	○	8.0	58.0	1,380	48	
220-K-344	富地原 (j)	富地原	○		10.0	36.0	1,022	276	
220-K-345	富地原 (g) - 1	富地原	○		17.0	38.0	3,611	1,420	
220-K-346	富地原 (g) - 2	富地原	○		11.0	41.0	3,414	1,043	
220-K-347	富地原 (g) - 3	富地原	○		6.0	38.0	694	138	
220-K-348	葉山 1 丁目	名残及び葉山 1 丁目	○	○	10.3	44.9	1,036	277	
220-K-349	葉山 2 丁目 (2) - 3	名残及び葉山 1 丁目	○	○	25.6	34.4	5,163	1,843	
220-K-350	葉山 2 丁目 (2) - 2	名残及び葉山 1 丁目	○	○	37.1	38.9	11,956	5,434	
220-K-351	葉山 2 丁目 (2) - 1	名残、葉山 1 丁 目及び葉山 2 丁 目	○		24.0	38.8	4,010	1,741	
220-K-352	葉山 2 丁目 (1)	名残及び葉山 2 丁目	○	○	56.8	51.6	32,872	16,645	
220-K-353	葉山 2 丁目①	名残	○	○	5.4	50.4	805	142	
220-K-354	葉山 2 丁目 (b)	名残及び葉山 2 丁目	○		22.7	45.4	12,050	3,944	
220-K-355	葉山 2 丁目 (3)	名残	○	○	5.5	42.2	1,191	259	
220-K-356	本村 (4) - 2	名残	○	○	20.8	53.1	8,381	3,070	
220-K-357	本村 (4) - 1	名残	○	○	6.7	41.3	1,438	313	
220-K-358	名残 (b)	名残	○	○	24.0	60.8	3,142	1,128	
220-K-359	名残②	名残	○	○	18.0	39.8	3,861	1,552	
220-K-360	名残①	名残	○		21.3	47.7	8,930	3,273	
220-K-361	名残 (a)	名残	○		5.7	36.3	623	118	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-362	名残③	名残	○	○	19.3	45.6	1,057	431	
220-K-363	名残(c)	名残	○	○	16.1	39.8	4,287	1,502	
220-K-364	名残(d)	名残	○	○	26.0	42.9	30,084	11,512	
220-K-365	今井②	名残	○		9.3	43.2	3,239	923	
220-K-366	今井(a)	名残	○	○	10.5	38.3	558	134	
220-K-367	今井③	名残	○		10.3	42.2	2,745	768	
220-K-368	今井④	名残	○		20.0	38.9	4,806	1,454	
220-K-369	今井⑥	名残	○	○	7.2	47.5	677	144	
220-K-370	今井⑤	名残	○		7.9	37.3	2,085	530	
220-K-371	今井(b)	名残	○	○	20.5	44.8	8,180	2,783	
220-K-372	今井①	名残	○		5.1	39.2	415	100	
220-K-373	今井(c)	名残	○	○	15.0	40.1	2,190	916	
220-K-374	葉山2丁目(d)－2	葉山2丁目	○	○	5.8	49.2	595	80	
220-K-375	葉山2丁目(d)－1	葉山2丁目	○		6.0	43.8	705	164	
220-K-376	徳重(b)	徳重	○		9.8	64.9	2,123	551	
220-K-377	徳重(c)	徳重	○	○	6.6	45.2	720	122	
220-K-378	徳重(a)	徳重1丁目			6.4	52.5	714	0	
220-K-379	徳重①	徳重1丁目	○		8.9	60.4	2,788	562	
220-K-381	田久(k)	田久6丁目及び 桜美台			7.4	60.6	888	0	
220-K-382	田久(m)	田久6丁目	○	○	6.0	53.2	1,054	224	
220-K-383	田久(i)	田久6丁目	○	○	9.0	49.6	2,616	616	
220-K-384	田久(g)－2	田久5丁目	○	○	7.7	47.7	633	160	
220-K-385	田久(g)－1	田久5丁目	○	○	7.7	61.7	1,371	324	
220-K-386	田久(f)	田久5丁目	○	○	8.6	47.0	1,132	297	
220-K-387	田久(a)	田久5丁目	○	○	9.8	58.0	2,368	403	
220-K-388	田久(j)	田久5丁目	○	○	10.7	48.5	3,834	1,166	
220-K-392	自由ヶ丘2丁目(b)	自由ヶ丘2丁目			6.0	43.7	486	0	
220-K-393	自由ヶ丘5丁目(1)－2	自由ヶ丘3丁目 及び自由ヶ丘4 丁目	○	○	22.6	48.8	14,560	5,509	
220-K-394	自由ヶ丘5丁目(1)－1	自由ヶ丘3丁目	○	○	28.9	52.4	20,143	7,729	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-396	葉山 1 丁目 (b)	自由ヶ丘 3 丁目 及び葉山 1 丁目	○	○	27.3	43.7	11,150	4,757	
220-K-397	葉山 1 丁目 (c)	自由ヶ丘 3 丁目 及び葉山 1 丁目	○	○	11.2	42.9	3,000	595	
220-K-398	葉山 1 丁目①	自由ヶ丘 3 丁目 及び葉山 1 丁目	○	○	10.0	44.9	928	241	
220-K-399	葉山 1 丁目②	自由ヶ丘 3 丁目	○		10.5	43.0	1,809	425	
220-K-400	葉山 1 丁目 (a)	自由ヶ丘 3 丁目 及び葉山 1 丁目	○	○	6.3	35.4	1,195	248	
220-K-402	自由ヶ丘小学校	自由ヶ丘 4 丁目 及び自由ヶ丘 3 丁目	○	○	15.5	44.5	5,977	2,005	
220-K-403	配水池	自由ヶ丘 4 丁 目、自由ヶ丘 3 丁目、自由ヶ丘 8 丁目、自由ヶ 丘 9 丁目及び名 残	○	○	21.2	42.1	25,894	8,978	
220-K-404	自由ヶ丘 1 0 丁目 (c)	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○	○	15.9	37.9	1,286	488	
220-K-406	自由ヶ丘 1 0 丁目①	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○		8.0	36.1	2,137	378	
220-K-407	自由ヶ丘 1 0 丁目 - 1	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○	○	21.4	56.3	6,385	555	
220-K-408	自由ヶ丘 1 0 丁目 - 2	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残			18.4	31.3	2,617	0	
220-K-409	自由ヶ丘 1 0 丁目 (f)	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○	○	11.2	44.5	2,133	145	
220-K-410	自由ヶ丘 1 0 丁目 (e) - 1	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○		25.2	41.2	5,193	1,918	
220-K-411	自由ヶ丘 1 0 丁目 (e) - 2	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○	○	15.9	42.5	4,334	416	
220-K-412	自由ヶ丘 1 0 丁目 (b)	自由ヶ丘 1 0 丁 目及び名残	○	○	18.6	45.1	4,330	1,466	
220-K-413	自由ヶ丘 1 0 丁目 (a)	自由ヶ丘 1 1 丁 目及び名残	○	○	5.2	35.7	426	67	
220-K-414	荒堀 (a)	自由ヶ丘 9 丁目 及び朝町	○	○	8.4	72.7	1,499	15	
220-K-415	自由ヶ丘	自由ヶ丘 9 丁目 及び自由ヶ丘 1 1 丁目	○	○	22.8	42.8	26,873	5,379	
220-K-416	荒堀 (b)	朝町	○	○	8.5	63.6	952	200	
220-K-417	荒堀 (c)	朝町	○	○	17.8	39.9	2,077	656	
220-K-418	朝町 (a)	朝町	○	○	11.0	51.0	4,172	876	
220-K-419	自由ヶ丘 5 丁目 (2) - 1	自由ヶ丘 8 丁目			7.3	67.8	1,464	0	
220-K-420	自由ヶ丘 5 丁目 (2) - 2	自由ヶ丘 5 丁目	○	○	12.7	70.7	3,725	427	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
220-K-421	曲(2)	宮田2丁目	○	○	9.7	60.8	2,119	334	
220-K-422	曲(g)	宮田2丁目	○	○	5.4	40.8	424	86	
220-K-424	曲(1)	宮田1丁目	○	○	6.0	43.7	328	73	
220-K-425	曲(e)	宮田1丁目	○	○	5.0	41.3	243	43	
220-K-426	自由ヶ丘7丁目(c)	宮田1丁目及び 自由ヶ丘7丁目	○		7.7	47.7	510	35	
220-K-427	曲(b)	宮田1丁目	○	○	9.2	56.3	2,018	589	
220-K-428	田久(e)	田久1丁目	○	○	6.5	48.3	516	109	
220-K-429	稲元(c)	稲元1丁目	○	○	7.9	67.7	502	46	
220-K-430	入免(a)	野坂	○	○	6.0	38.0	590	114	
220-K-431	今院c	野坂	○		11.0	44.0	430	98	
220-K-435	光丘	光岡			7.0	62.0	1,667	0	
220-K-436	王丸(m)－1	王丸	○		13.0	55.0	1,890	641	
220-K-437	王丸(m)－2	王丸	○		16.4	49.9	2,971	1,036	
220-K-438	王丸(n)	王丸及び久原	○		16.0	45.0	8,546	3,001	
220-K-439	王丸(l)－1	王丸	○		12.3	50.1	1,494	375	
220-K-440	王丸(l)－2	王丸	○	○	16.0	30.0	2,400	942	
220-K-441	王丸(o)	王丸	○		19.0	36.0	7,876	3,088	
220-K-442	久原－2	久原			6.0	33.0	1,081	0	
220-K-443	久原－1	久原及び王丸	○		8.0	45.0	704	212	
220-K-444	日の里6丁目	久原及び日の里 6丁目	○	○	9.6	45.3	1,437	479	
220-K-445	日の里5丁目	日の里5丁目			5.0	42.0	564	0	
220-K-446	日の里8丁目(a)	日の里8丁目及 び日の里9丁目			7.0	39.0	1,820	0	
220-K-447	日の里8丁目(b)	日の里8丁目、 日の里1丁目及 び日の里9丁目			14.0	41.0	12,622	0	
220-K-448	村山田(c)	村山田	○		6.9	47.8	596	43	
220-K-449	日の里9丁目(a)	日の里9丁目	○		22.0	36.0	6,615	2,611	
220-K-450	日の里1丁目(a)	日の里1丁目	○	○	12.0	55.0	2,743	750	
220-K-451	日の里1丁目(b)	日の里1丁目			6.0	47.0	1,389	0	
220-K-452	日の里1丁目(c)	日の里1丁目	○	○	13.6	32.7	1,822	709	
220-K-453	田熊4丁目	田熊4丁目	○	○	5.5	63.5	1,813	115	
220-K-454	田熊3丁目	田熊3丁目	○	○	6.0	63.0	1,062	212	
220-K-455	田熊(d)－1	田熊6丁目及び 三倉			8.0	64.0	856	0	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日
							面積 (㎡)	区域面積 (㎡)	
220-K-456	田熊(d)-2	田熊6丁目及び三倉	○		7.0	61.0	1,971	397	
220-K-457	田熊5丁目(a)	田熊5丁目及び平井1丁目	○		14.7	62.6	6,749	1,664	
220-K-458	大井-1	大井	○		6.0	47.0	290	66	
220-K-459	大井-2	大井	○		22.0	36.0	1,419	674	
220-K-460	大井-3	大井	○		20.0	40.0	1,265	438	
220-K-461	用山-1	用山			21.0	49.0	2,958	0	
220-K-462	用山-2	用山及び大井	○		13.9	52.0	5,488	1,940	
220-K-463	宮ノ浦-1	大井	○		25.0	65.0	4,968	94	H28.3.1
220-K-464	三郎丸(a)-2	土穴四丁目			8.0	56.0	1,585	0	H28.11.25
220-K-465	大穂(e)	大穂	○		56.0	47.0	18,986	10,789	H28.11.25
220-K-466	富地原(a)-2-1	富地原	○		15.0	46.0	1,607	522	H28.11.25
220-K-467	富地原(a)-2-2	富地原	○		12.0	55.0	3,545	1,013	H28.11.25
220-K-468	武丸(s)-1	武丸	○		16.0	40.0	5,100	1,792	H28.11.25
220-K-469	釈迦院	大井	○		29.0	42.0	18,594	6,455	H28.11.25
220-K-470	日の里配水-4	日の里一丁目及び日の里九丁目	○	○	33.0	44.0	12,929	4,590	H28.12.20
220-K-471	日の里配水-5	日の里一丁目及び日の里九丁目	○		20.0	49.0	4,797	1,645	H28.12.20
220-K-472	日の里配水-6	日の里一丁目及び日の里九丁目	○	○	12.0	63.0	2,109	306	H28.12.20
220-K-473	自由ヶ丘小学校①	自由ヶ丘4丁目及び自由ヶ丘3丁目	○		20.0	45.0	5,307	1,993	H29.2.21
220-K-474	葉山1丁目(d)-1	葉山1丁目	○	○	34.0	42.0	7,028	3,090	H29.9.1
220-K-475	葉山1丁目(d)-2	葉山1丁目	○	○	9.0	31.0	1,563	502	H29.9.1
220-K-476	本村(b)	河東	○	○	54.0	42.0	15,819	7,022	H30.9.4
220-K-477	本村(1)-2	河東	○	○	46.0	68.0	13,991	6,776	H30.9.4
220-K-478	自由ヶ丘10丁目(d)	自由ヶ丘10丁目及び名残	○	○	8.6	45.6	864	230	H31.3.29
220-K-479	大穂(d)	大穂	○	○	27.0	43.0	6,756	832	R1.9.24
220-K-480	大穂(g)	大穂	○		35.0	54.0	12,565	282	R1.9.24
220-K-481	田久(d)	田久5丁目及び自由ヶ丘2丁目	○	○	7.0	52.0	1,179	258	R1.10.1
220-K-482	田久(l)	田久5丁目	○		5.0	45.0	299	49	R1.10.1
365-K-001	岩瀬(d)	大島	○		5.0	57.0	496	64	H25.2.15
365-K-002	岩瀬(a)	大島	○	○	34.0	45.0	11,315	4,169	
365-K-003	岩瀬(e)	大島	○		27.0	42.0	17,690	7,074	
365-K-004	中江	大島	○	○	37.0	47.0	14,502	6,013	
365-K-005	岩瀬(h)	大島	○	○	28.0	44.0	13,025	5,270	
365-K-006	岩瀬(f)	大島	○	○	42.0	45.0	17,575	8,118	
365-K-007	岩瀬(i)	大島	○		30.0	40.0	5,151	2,541	
365-K-008	岩瀬(l)	大島	○	○	25.0	48.0	2,441	1,081	
365-K-009	岩瀬(j)-1	大島	○		11.0	51.0	2,485	656	
365-K-010	岩瀬(j)-2	大島	○		6.0	56.0	1,193	83	
365-K-011	岩瀬	大島	○		11.0	52.0	3,030	893	
365-K-012	真名箸(2)	大島	○	○	16.0	56.0	11,689	3,626	
365-K-013	真名箸	大島	○	○	5.0	56.0	254	37	
365-K-014	真名箸(1)	大島	○	○	18.0	52.0	7,476	684	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域	特別警戒	告示 年月日
							面積	区域面積	
							(㎡)	(㎡)	
365-K-015	岩瀬(b)	大島	○		17.0	45.0	9,755	3,441	
365-K-016	ハダ	大島	○	○	15.0	45.0	3,707	1,322	
365-K-017	ハダ1	大島	○	○	5.0	59.0	746	118	
365-K-018	ハダ2	大島	○	○	10.0	73.0	917	252	
365-K-019	東(b)	大島	○	○	13.0	48.0	1,396	505	
365-K-021	中西-2	大島			10.0	57.0	1,540	0	
365-K-020	中西-1	大島	○		5.0	52.0	205	27	
365-K-022	田志	大島	○	○	16.0	62.0	5,597	1,798	
365-K-023	潮差-2	大島	○	○	15.0	56.0	5,950	982	
365-K-024	潮差-1	大島	○		10.0	50.0	1,842	126	
365-K-025	谷-3	大島			10.0	45.0	698	0	
365-K-026	叶川-3	大島	○		11.0	63.0	1,047	123	
365-K-027	叶川-1	大島	○	○	21.0	47.0	6,168	2,188	
365-K-028	町(a)-1	大島	○	○	6.0	73.0	421	111	
365-K-029	中西-3	大島	○	○	21.0	51.0	7,914	1,954	
365-K-030	大岸(B)	大島	○	○	56.0	54.0	29,501	4,187	
365-K-031	中西-4	大島	○		19.0	55.0	3,886	1,638	
365-K-032	町(a)-2	大島	○	○	17.0	51.0	3,776	1,365	
365-K-033	叶川-2	大島	○	○	7.0	52.0	1,309	175	
365-K-034	江坂	大島	○	○	17.0	49.0	4,064	1,195	
365-K-035	谷-2	大島	○	○	5.0	54.0	173	25	
365-K-036	東2	大島	○	○	7.0	57.0	1,284	249	
365-K-037	東(a)	大島	○		7.0	43.0	1,429	281	
365-K-038	東1	大島	○		5.0	40.0	399	76	
365-K-039	谷-1	大島			5.0	55.0	588	0	
365-K-040	町2-2	大島			7.0	42.0	379	0	
365-K-041	町2-1	大島	○		7.0	49.0	2,126	199	
365-K-042	町(b)	大島	○		16.0	49.0	3,436	1,224	
365-K-043	町1	大島	○		11.0	41.0	5,143	1,783	
365-K-044	岩瀬(k)-2	大島	○		7.0	48.0	1,198	316	
365-K-045	岩瀬(k)-1	大島	○	○	22.0	64.0	5,091	1,574	
365-K-046	岩瀬(m)	大島	○	○	79.0	40.0	9,284	6,998	
365-K-047	岩瀬(n)	大島	○		38.0	52.0	3,701	2,193	
365-K-048	津和瀬(b)-2	大島	○	○	8.0	59.0	900	203	
365-K-049	津和瀬(b)-1	大島	○		43.0	38.0	22,710	9,832	
365-K-050	下津和瀬-2	大島	○		6.0	66.0	598	44	
365-K-051	下津和瀬-1	大島	○	○	60.0	45.0	15,782	10,418	
365-K-052	津和瀬	大島	○		36.0	42.0	7,275	3,931	
365-K-053	津和瀬(d)-2	大島	○		45.0	36.0	3,800	2,332	
365-K-054	津和瀬(c)-2	大島	○	○	22.0	35.0	587	240	
365-K-055	津和瀬(c)-1	大島	○	○	8.0	37.0	1,104	226	
365-K-056	津和瀬(e)	大島	○		24.0	38.0	821	322	
365-K-057	津和瀬(d)-1	大島	○		57.0	36.0	18,437	11,157	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域	特別警戒	告示 年月日
							面積	区域面積	
							(㎡)	(㎡)	
364-K-001	豊岡	地島	○	○	11	49	2,620	757	H26.3.11
364-K-002	地島小学校	地島	○	○	30	53	14,807	5,479	
364-K-003	泊(2)－2	地島	○	○	47	59	17,807	8,165	
364-K-004	泊(2)－1	地島	○	○	10	60	471	153	
364-K-005	泊(a)	地島	○	○	22	41	7,599	2,629	
364-K-006	泊(b)	地島	○	○	11	42	760	197	
364-K-007	泊	地島	○	○	37	49	20,979	8,292	
364-K-008	京泊	鐘崎	○	○	8	42	733	185	
364-K-009	深浜－2	鐘崎	○	○	15	33	5,127	1,834	
364-K-010	深浜－3	鐘崎	○	○	7	47	345	87	
364-K-011	深浜－4	鐘崎	○	○	8	44	552	181	
364-K-012	深浜－1	鐘崎			7	77	318	0	
364-K-013	菰川(a)	鐘崎	○	○	6	39	504	95	
364-K-014	菰川(b)	鐘崎	○	○	12	63	5,280	1,279	
364-K-015	平原	上八	○	○	18	48	13,042	4,469	
364-K-016	上八	上八	○	○	10	51	2,978	715	
364-K-017	中原(b)	上八	○	○	8	52	540	129	
364-K-018	中原(c)	上八	○	○	10	55	3,171	825	
364-K-019	中原(a)	上八	○	○	10	33	2,054	615	
364-K-020	今門	上八	○	○	13	50	2,199	631	
364-K-021	元末(b)	上八	○	○	8	52	1,851	440	
364-K-022	元末(a)	上八	○	○	11	39	5,231	1,738	
364-K-023	石川	田野	○	○	5	58	1,052	160	
364-K-024	名見	田野	○	○	16	50	7,635	1,492	
364-K-025	池田B	田野	○	○	79	39	12,383	7,769	
364-K-026	田野A	田野	○	○	24	56	13,104	4,861	
364-K-027	坂名(a)	池田	○	○	6	44	1,153	253	
364-K-028	坂名(b)	池田	○	○	13	43	6,485	2,239	
364-K-029	坂名(c)	池田	○	○	15	49	6,286	2,128	
364-K-030	木原(a)	池田	○	○	5	45	827	142	
364-K-031	木原(b)	池田	○	○	6	58	550	93	
364-K-032	柳野(a)	池田	○	○	6	42	798	152	
364-K-033	柳野(c)	池田	○	○	6	40	675	134	
364-K-034	石原(a)	池田	○	○	7	50	2,974	666	
364-K-035	石原(b)	池田	○	○	8	55	1,203	216	
364-K-036	池田E	池田	○	○	17	47	2,643	952	
364-K-037	池田F	池田	○	○	9	51	546	179	
364-K-038	池田C	池田	○	○	13	47	2,684	640	
364-K-039	池田(a)	池田	○	○	13	42	2,669	930	
364-K-040	池田(b)	池田	○	○	21	38	2,747	1,034	
364-K-041	野田(a)－1	池田	○	○	8	53	1,260	356	
364-K-042	野田(a)－2	池田	○	○	15	57	2,864	890	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(度)	警戒区域	特別警戒	告示年月日
							面積 (㎡)	区域面積 (㎡)	
364-K-043	野田(b)	池田	○	○	10	59	1,833	502	
364-K-044	池田D	池田	○	○	25	37	7,444	3,178	
364-K-045	柳野(f)	池田			8	66	1,202	0	
364-K-046	柳野(b)	池田	○	○	9	49	3,163	785	
364-K-047	柳野(d)	池田	○	○	6	41	296	67	
364-K-048	柳野(e)	池田	○	○	7	35	728	149	
364-K-049	上大王寺(a)	池田	○	○	27	46	8,477	3,372	
364-K-050	池田G	池田			7	53	1,660	0	
364-K-051	上大王寺(b)	池田	○	○	6	53	463	74	
364-K-052	上大王寺	池田	○	○	10	50	5,026	1,010	
364-K-053	池田I	池田、公園通り2丁目及7公園通り3	○	○	6	32	1,525	304	
364-K-054	下大王寺	池田	○	○	15	65	4,158	1,347	
364-K-055	池田H	池田	○	○	8	64	2,098	438	
364-K-056	池田(d)	池田及び江口	○	○	10	50	1,618	491	
364-K-057	池田(c)	池田及び江口	○	○	15	43	8,106	2,858	
364-K-058	神原(b)	江口	○	○	8	35	574	127	
364-K-059	江口B	江口	○		26	36	4,894	1,800	
364-K-060	江口C	江口	○		40	47	10,122	3,697	
364-K-061	江口A	江口	○		12	46	2,544	651	
364-K-062	江口D	江口	○		6	37	504	122	
364-K-063	神原(a)	江口	○		24	39	10,800	3,981	
364-K-064	神原(c)	江口及び吉田	○		52	34	13,924	6,700	
364-K-065	江口(b)	江口	○		9	40	2,830	593	
364-K-066	江口E-2	江口	○		11	46	2,215	558	
364-K-067	江口E-1	江口	○		15	40	1,377	541	
364-K-068	原(A)-1	江口			7	44	1,797	0	
364-K-069	原(A)-2	江口	○	○	8	51	3,273	409	
364-K-070	原(B)-1	江口			7	52	888	0	
364-K-071	原(B)-2	江口	○	○	6	50	908	49	
364-K-072	山の上	吉田	○	○	46	55	33,012	16,061	
364-K-073	山の上(b)	吉田	○	○	10	46	1,823	418	
364-K-074	山の上(2)	吉田	○	○	27	40	17,776	7,373	
364-K-075	下小路-2	吉田	○	○	35	58	16,679	6,889	
364-K-076	下小路-1	吉田	○	○	32	50	15,052	5,653	
364-K-077	上小路	吉田	○	○	21	60	2,828	957	
364-K-078	吉田(b)	吉田及び江口	○	○	13	42	3,583	1,272	
364-K-079	吉田(a)	吉田及び江口	○	○	13	57	5,305	1,365	
364-K-080	向	吉田	○		7	43	1,560	317	
364-K-081	吉田A	吉田	○		17	36	1,322	446	
364-K-082	向-1	吉田	○	○	47	43	11,592	5,391	
364-K-083	向-2	吉田	○	○	46	59	16,638	9,697	
364-K-084	川端-3	吉田	○	○	22	59	2,949	618	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
364-K-085	川端－1	吉田	○	○	24	58	11,446	790	
364-K-086	川端－2	吉田	○	○	27	54	6,251	865	
364-K-087	川端－4	吉田	○		36	48	16,116	6,685	
364-K-088	多禮－1	吉田及び多禮	○		44	40	14,516	6,451	
364-K-089	多禮－2	多禮	○		20	47	3,474	1,057	
364-K-090	多禮－3	多禮	○		48	55	16,694	7,513	
364-K-091	多禮－4	多禮	○		72	40	35,548	19,909	
364-K-092	多禮A	多禮	○		46	39	11,107	5,846	
364-K-093	岩ヶ鼻(a)	多禮	○		8	54	1,168	238	
364-K-094	岩ヶ鼻－2	多禮	○	○	7	73	327	43	
364-K-095	岩ヶ鼻－1	多禮	○	○	8	68	327	50	
364-K-096	岩ヶ鼻－3	多禮	○		7	36	399	99	
364-K-097	岩ヶ鼻(c)	多禮	○	○	6	35	447	69	
364-K-098	久保谷	多禮	○	○	16	44	2,912	980	
364-K-099	柚木(a)－1	多禮	○		14	36	609	120	
364-K-100	柚木(a)－2	多禮	○	○	29	45	4,031	1,584	
364-K-101	柚木(b)	多禮	○	○	26	51	9,506	3,383	
364-K-102	上多禮－1	多禮	○	○	5	33	231	41	
364-K-103	上多禮(a)	多禮	○	○	11	53	5,172	1,568	
364-K-104	上多禮－2	多禮	○	○	16	41	3,150	1,116	
364-K-105	上多禮(b)－1	多禮	○		12	35	1,114	340	
364-K-106	上多禮(b)－2	多禮	○		20	50	4,681	1,934	
364-K-107	田島C	田島	○		40	42	20,814	10,698	
364-K-108	田島B－1	田島	○		51	43	15,971	7,683	
364-K-109	田島B－2	田島	○		36	57	13,147	5,717	
364-K-110	宿谷(e)	田島	○		16	37	3,909	1,329	
364-K-111	宿谷(b)	田島	○		32	40	5,667	2,238	
364-K-112	田島D－1	田島	○	○	25	48	2,745	1,075	
364-K-113	宿谷(a)	田島	○		33	34	4,454	1,525	
364-K-114	田島D－2	田島	○		40	36	8,046	4,874	
364-K-115	宿の谷－1	田島	○	○	16	47	9,848	3,314	
364-K-116	宿谷－2	田島	○	○	36	43	18,038	7,217	
364-K-117	宿の谷－2	田島	○	○	37	39	14,115	6,606	
364-K-118	宿谷－1	田島	○	○	37	35	6,836	3,339	
364-K-119	宿谷(f)	田島及び深田	○		16	46	4,976	1,632	
364-K-120	宿谷(d)	田島	○	○	8	46	812	187	
364-K-121	宿谷(c)－1	田島及び深田	○	○	20	49	9,176	2,046	
364-K-122	田島A－2	田島	○		48	37	13,695	7,388	
364-K-123	田島A－1	田島	○	○	50	34	6,865	3,415	
364-K-124	宿谷(c)－2	田島	○	○	40	40	23,892	11,794	
364-K-125	山下－3	田島	○	○	10	41	1,351	436	
364-K-126	山下－4	田島	○	○	15	37	3,265	1,184	

区域の番号	区域の名称	所在地	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	最大高さ (m)	最大勾配 (度)	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日
364-K-127	山下-2	田島	○	○	23	55	8,795	2,893	
364-K-128	本村(3)	田島	○	○	14	57	10,385	3,388	
364-K-129	片脇(1)	田島	○	○	45	39	18,200	9,039	
364-K-130	片脇(2)	田島	○	○	10	63	2,009	457	
364-K-131	片脇(b)	田島	○		26	32	2,454	794	
364-K-132	片脇(a)	田島	○	○	19	66	14,577	4,654	
364-K-133	田島E	田島	○		11	45	4,604	1,380	
364-K-134	吹浦(b)	田島	○		41	43	6,735	3,077	
364-K-135	吹浦(c)	田島	○	○	13	42	1,288	394	
364-K-136	吹浦(a)-1	田島	○	○	13	42	2,462	659	
364-K-137	吹浦(a)-2	田島	○		8	73	1,209	53	
364-K-138	田島	田島	○		20	60	18,009	6,655	
364-K-139	田島F	田島	○		6	56	1,858	386	
364-K-140	樽原	田島	○		8	46	941	235	
364-K-141	荒開	深田	○	○	13	42	1,762	385	
364-K-142	小路(b)	深田	○	○	5	57	308	43	
364-K-143	寿美	深田	○	○	10	56	1,377	381	
364-K-144	深田A	深田	○		5	42	945	169	
364-K-145	深田B	深田	○		6	45	1,047	200	
364-K-146	牟田尻(b)	牟田尻	○		8	33	235	44	
364-K-147	牟田尻(c)-3	牟田尻	○		26	33	5,777	2,237	
364-K-148	牟田尻(c)-2	牟田尻	○		28	33	9,811	4,013	
364-K-149	牟田尻(c)-1	牟田尻	○		23	32	2,330	1,012	
364-K-150	昭和町	神湊	○	○	76	52	29,180	12,921	
364-K-151	昭和町(a)	神湊	○	○	10	45	2,324	644	
364-K-152	昭和町(b)	神湊	○	○	22	37	4,050	1,318	
364-K-153	上中(c)-2	神湊	○	○	5	34	243	47	
364-K-154	上中(c)-1	神湊	○	○	16	39	3,808	1,380	
364-K-155	上中(b)	神湊	○		10	48	500	29	
364-K-156	上中(d)	神湊	○	○	9	50	1,277	368	
364-K-157	上中(a)	神湊	○	○	14	43	2,503	911	
364-K-158	神湊(b)	神湊	○		8	33	506	106	
364-K-159	神湊(a)	神湊	○	○	9	66	4,089	993	
364-K-160	井牟田	神湊及び福津市勝浦	○		18	52	3,870	1,365	
364-K-161	昭和町(e)	神湊及び福津市勝浦	○	○	10	31	908	314	
364-K-162	昭和町(d)	神湊及び福津市勝浦	○	○	17	36	3,943	1,459	
364-K-163	昭和町(c)	神湊及び福津市勝浦	○		21	43	4,204	1,366	
364-K-164	神湊A	神湊及び福津市勝浦	○		28	49	9,986	4,397	

1-5 砂防指定地指定箇所

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

番号	溪流名	市町村名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法	備考
1	山田川	宗像市	大字山田	S24. 12. 21	921	5. 8100	線	
2	高瀬川	宗像市	大字大穂	S35. 12. 20	2729	52. 6100	線・標柱	
3	山口川	宗像市	大字大穂	S35. 12. 20	2729	2. 4800	線・標柱	
4	山田川	宗像市	大字山田	S42. 12. 28	4607	1. 3400	線	
5	山口川左支川	宗像市	大字大穂	S42. 12. 28	4607	0. 6400	線	
6	大井川	宗像市	大字用山	S49. 4. 22	616	6. 5900	線	
7	大井川	宗像市	大字用山	S59. 3. 29	750	1. 1400	標柱	
8	山田川	宗像市	大字山田	H 8. 2. 5	163	0. 7000	標柱	
9	狩倉谷川	宗像市	大字陵巖寺	H 9. 12. 22	2183	3. 2600	面	
10	許斐谷川	宗像市	大字王丸	H11. 3. 19	744	5. 8600	面	
11	用山川	宗像市	大字用山	R 2. 4. 30	581	1. 9730	標柱	
12	樽見川	宗像市	大字池田	S24. 12. 21	921	1. 6500	線	旧玄海町
13	あみだ川	宗像市	大字上八	S35. 2. 4	181	6. 1200	線	旧玄海町
14	あみだ川	宗像市	大字上八	S45. 8. 28	1336	2. 0500	線	旧玄海町
15	門前川	宗像市	大字上八	S47. 11. 21	1956	5. 6700	線	旧玄海町
16	諸見川	宗像市	大字池田	S51. 2. 19	159	4. 1200	線	旧玄海町
17	門前川	宗像市	大字上八	S52. 6. 20	935	0. 6600	線	旧玄海町
18	諸見川	宗像市	大字池田	S57. 5. 17	1170	1. 2700	線	旧玄海町
19	上大王寺川	宗像市	大字池田	S59. 3. 29	750	0. 7100	標柱	旧玄海町
20	椰野川	宗像市	大字池田	S61. 11. 11	1778	0. 6600	標柱	旧玄海町
21	石原川	宗像市	大字池田	S61. 11. 11	1778	0. 3000	標柱	旧玄海町
22	石原川	宗像市	大字池田	S62. 10. 9	1721	0. 8000	標柱	旧玄海町
23	椰野川	宗像市	大字池田	S63. 11. 15	2214	1. 1300	標柱	旧玄海町
24	根石川	宗像市	大字池田	H 2. 12. 12	1996	9. 2000	面	旧玄海町
25	石原川右支川	宗像市	大字池田	H 2. 12. 12	1996	0. 3300	標柱	旧玄海町
26	名見川	宗像市	大字田野	H 4. 3. 17	678	7. 1000	面	旧玄海町
27	樽見川	宗像市	大字池田	H 4. 3. 17	678	0. 6700	標柱	旧玄海町
28	孔大寺川	宗像市	大字池田	H 5. 11. 24	2208	1. 3100	標柱	旧玄海町
29	樽見川	宗像市	大字池田	H 9. 6. 12	1321	1. 1100	線	旧玄海町
30	深田谷川	宗像市	大字深田	H 9. 12. 22	2183	2. 8400	面	旧玄海町
31	椰野谷川	宗像市	大字池田	H14. 12. 13	1099	0. 4900	標柱	旧玄海町
32	天の川	宗像市	大字大島	S45. 8. 28	1336	0. 3600	線	旧大島村
33	深口川	宗像市	大字大島	S46. 7. 7	1130	1. 0600	線	旧大島村
34	津和瀬川	宗像市	大字大島	S49. 4. 22	616	1. 2000	線	旧大島村
35	沖津谷川	宗像市	大字大島	H16. 1. 28	52	1. 2769	標柱	旧大島村
36	椰野谷川右支川	宗像市	大字池田	H19. 2. 6	112	0. 8679	標柱	旧玄海町
	合計	36				135. 3578		

1-6 土石流危険溪流

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要			保全対象	
		所在地		溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設等
大井川	大井谷(2)	宗像市	大井	0.26	0.04	12	5	—
用山川	用山川(3)	宗像市	用山	0.20	0.03	11	4	災害時弱者施設
用山川	用山川(4)	宗像市	用山	0.20	0.01	14	4	災害時弱者施設
大井川	大井川(4)	宗像市	大井	0.41	0.14	6	9	—
釈迦院川	釈迦院谷	宗像市	大井	0.42	0.12	4	13	集会所
八並川	平井谷	宗像市	田熊	0.11	0.01	22	36	—
八並川	池谷(3)	宗像市	田熊	0.13	0.02	19	23	—
八並川	池谷(2)	宗像市	田熊	0.14	0.02	23	17	—
八並川	池谷(1)	宗像市	田熊	0.17	0.01	16	17	—
八並川	さかのうら谷	宗像市	村山田	0.19	0.04	15	13	—
八並川	村山田谷(4)	宗像市	村山田	0.19	0.03	15	14	病院
八並川	村山田谷(3)	宗像市	村山田	0.13	0.02	19	14	病院
八並川	村山田谷(2)	宗像市	村山田	0.19	0.03	16	12	病院
八並川	村山田谷(1)	宗像市	村山田	0.11	0.01	16	7	—
八並川	岩の谷	宗像市	村山田	0.16	0.03	13	3	寺(集会施設)
高瀬川	許斐谷	宗像市	王丸	0.21	0.09	16	16	集会所
高瀬川	大谷	宗像市	王丸	0.61	0.09	8	6	—
荒堀川	八幡谷	宗像市	朝町	0.22	0.02	14	6	公民館
荒堀川	本谷	宗像市	朝町	0.22	0.05	9	6	公民館
平山川	平山川(1)	宗像市	吉留	0.34	0.07	9	12	—
釣川	高六谷	宗像市	吉留	0.16	0.03	10	10	—
安ノ倉川	安ノ倉川(2)	宗像市	吉留	0.08	0.01	30	6	—
狩倉谷川	狩倉谷(1)	宗像市	陵厳寺	0.31	0.06	15	0	大学校
—	狩倉谷(2)	宗像市	陵厳寺	0.48	0.10	12	0	大学校
釣川	狩倉谷(3)	宗像市	陵厳寺	0.30	0.03	17	4	大学校
釣川	狩倉谷(4)	宗像市	陵厳寺	0.23	0.02	21	4	大学校
釣川	狩倉谷(5)	宗像市	陵厳寺	0.35	0.09	25	14	—
—	狩倉谷(6)	宗像市	陵厳寺	0.08	0.03	22	13	—
—	正法谷	宗像市	陵厳寺	0.30	0.04	14	12	—
—	天神谷	宗像市	三郎丸	0.19	0.06	17	5	—
—	萬蒲谷	宗像市	三郎丸	0.82	0.14	13	22	—
平等寺川	平等寺川	宗像市	平等寺	0.46	0.15	19	5	—

河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要			保全対象	
		所在地		溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設等
山田川	山田川	宗像市	山田	0.43	0.13	14	6	—
山田川	山田川(2)	宗像市	山田	0.20	0.04	22	6	—
山田川	山田川(3)	宗像市	山田	0.22	0.04	25	6	—
山田川	外原谷(1)	宗像市	山田	0.30	0.07	18	5	公民館
山田川	増福谷	宗像市	山田	0.12	0.01	23	4	公民館
横山川	横山川(1)	宗像市	山田	0.69	0.27	9	7	—
前川	深田谷(4)	宗像市	牟田尻	0.12	0.02	14	6	—
前川	深田谷(3)	宗像市	深田	0.43	0.07	7	35	—
前川	深田谷(2)	宗像市	深田	0.20	0.03	12	29	—
前川	深田谷(1)	宗像市	深田	0.15	0.01	16	8	集会所
前川	田子浦	宗像市	深田	0.38	0.02	4	19	集会所
—	上殿谷	宗像市	田島	0.04	0.01	22	0	集会施設
新川	本村谷	宗像市	田島	0.18	0.03	12	5	—
新川	片脇谷	宗像市	田島	0.29	0.03	13	5	—
—	吉田谷	宗像市	吉田	0.18	0.02	19	0	集会施設
樽見川	山上谷(1)	宗像市	吉田	0.13	0.02	14	11	—
樽見川	山上谷(5)	宗像市	吉田	0.33	0.04	19	13	—
樽見川	山上谷(4)	宗像市	吉田	0.09	0.01	15	19	公民館
樽見川	山上谷(3)	宗像市	吉田	0.14	0.02	14	19	公民館
樽見川	山上谷(2)	宗像市	吉田	0.08	0.01	19	19	公民館
阿久住川	上大王寺川	宗像市	池田	0.75	0.19	15	11	公民館
椰野川	椰野川	宗像市	池田	0.60	0.14	21	8	—
椰野川	北大王寺谷	宗像市	池田	0.09	0.06	31	7	—
樽見川	椰野谷	宗像市	池田	0.64	0.08	16	10	—
樽見川	孔大寺谷(2)	宗像市	池田	0.67	0.11	16	10	—
樽見川	孔大寺谷(1)	宗像市	池田	0.64	0.11	13	10	—
石原川	峠谷	宗像市	池田	0.44	0.09	16	0	宿泊施設
石原川	畑谷(2)	宗像市	池田	0.79	0.14	16	12	—
石原川	畑谷(1)	宗像市	池田	0.69	0.09	19	13	—
諸見川	諸見川玉谷	宗像市	田野	1.01	0.53	10	25	公民館
樽見川	名見川	宗像市	田野	0.55	0.09	22	18	—
田野川	依岳谷	宗像市	田野	0.89	0.12	19	6	—
門前川	門前川	宗像市	上八	1.05	0.32	12	34	公民館
あみだ川	あみだ谷	宗像市	上八	0.36	0.04	17	28	公民館、民 宿
あみだ川	あみだ川	宗像市	上八	0.91	0.50	13	27	公民館、民 宿
—	平原谷	宗像市	上八	0.20	0.03	11	10	—
—	平原川	宗像市	上八	0.68	0.10	12	10	—

河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要			保全対象	
		所在地		溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均河 床勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設等
—	稜川(1)	宗像市	上八	0.25	0.03	17	7	—
—	稜川(2)	宗像市	上八	0.34	0.04	11	6	—
—	豊岡谷	宗像市	地ノ島	0.39	0.08	10	11	旅館
—	豊岡沢	宗像市	地ノ島	0.21	10.02	21	15	旅館
深口川	沖津谷	宗像市	大島	0.52	0.17	7	0	旅館
深口川	岩瀬谷	宗像市	大島	0.75	0.21	6	1	旅館
天の川	西谷	宗像市	大島	0.95	0.42	12	1	集会施設
—	町谷	宗像市	大島	0.22	0.05	11	21	旅館
大井川	桝丸谷	宗像市	大井	0.23	0.04	14	3	—
大井川	大井谷(1)	宗像市	大井	0.13	0.02	10	3	—
用山川	用山川(5)	宗像市	用山	0.25	0.03	14	3	—
用山川	用山川(6)	宗像市	用山	0.24	0.02	14	3	—
用山川	用山川(7)	宗像市	用山	0.35	0.04	15	2	—
荒堀川	昼掛谷(3)	宗像市	朝町	0.24	0.03	13	1	—
荒堀川	昼掛谷(2)	宗像市	朝町	0.31	0.04	13	1	—
藤原川	藤原川	宗像市	富地原	0.30	0.06	11	1	—
平山川	平山川(2)	宗像市	吉留	0.43	0.09	9	2	—
平等寺川	平等寺川(1)	宗像市	平等寺	0.60	0.23	11	1	—
山田川	外原谷(4)	宗像市	山田	0.15	0.03	30	1	—
山田川	外原谷(5)	宗像市	山田	0.35	0.06	17	1	—
山田川	外原谷(3)	宗像市	山田	0.44	0.23	9	1	—
山田川	外原谷(2)	宗像市	山田	0.45	0.27	12	3	—
流川	下谷	宗像市	牟田尻	0.15	0.01	14	3	—
大谷川	宿谷沢	宗像市	田島	0.14	0.01	21	4	—
新川	吹浦谷	宗像市	田島	0.14	0.02	21	2	—
山田川	柚木谷	宗像市	多礼	0.23	0.02	12	3	—
山田川	三条谷	宗像市	多礼	0.14	0.01	12	2	—
樽見川	向谷	宗像市	吉田	0.10	0.02	27	3	—
石原川	峠沢	宗像市	池田	0.20	0.03	22	1	—
石原川	根石川	宗像市	池田	0.43	0.07	17	1	—
石原川	石原谷	宗像市	池田	0.22	0.02	21	2	—

1-7 地すべり防止区域

(林野庁所管分)

区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	備考
飛松	宗像市田島字飛松	5.67	S56.3.13	

1-8 地すべり危険箇所

区域名	水系名	幹川名	所在地	区域面積 (ha)	勾配	基盤岩の名称	河川への影響 (×千 m³)	保全 人家 (戸)	公共施設等への影響 (国－国道、県－県道、 市町村－市町村道) (単位：m) その他は略号表示								耕地 (ha)
									国	600	県	120	町	360			
城山	－	－	宗像市 浦ヶ谷	29.9	15	砂頁互層		20	国	600	県	120	町	360			0.5
陵厳寺	－	－	宗像市 陵厳寺	106.4	11	砂頁互層		143	国	100	市	3460	警	1	学	1	11.5
下小路	釣川	樽見川	宗像市 吉田	169.2	12	砂頁互層	785	119	国	100	県	3500	町	9560			119

1 - 9 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号
須賀浦	宗像市須恵字平原	0.1618	S52.10.13	1463
原	宗像市江口字原	0.1059 0.2674	S54.1.20 S61.7.22	88 1099
原B	宗像市江口字原	0.1286 0.1660	S54.1.20 S61.7.10	88 1010
山ノ後	宗像市野坂字入免	0.5435	S56.4.2	492
松山（B）	宗像市稲元字松山	0.2995	S56.4.2	492
真名箸（1）	宗像市大島字真名箸	0.3489	S56.12.15	1860
真名箸（2）	宗像市大島字真名箸	0.1386	S56.12.15	1860
潮差（1）	宗像市大島字潮差	0.3253 0.0653	S56.12.15 H9.3.3	1860 343
名見	宗像市田野字名見	0.7733	S57.10.21	1592
泊	宗像市地ノ島字泊	1.0320	S58.8.9	1317
川端	宗像市吉田字川端	0.7741	S59.3.13	333
大谷	宗像市土穴字船頭寺	0.2600	S60.12.13	1820-2
大岸（B）	宗像市大島字大岸	1.1800	S60.12.13	1820-2
野添	宗像市田熊字野添	0.3700 0.1529	S61.4.10 S62.3.12	557 371
日の里一丁目	宗像市日の里1丁目	0.2500	S62.5.28	804
中西	宗像市大島字中西	0.2081	H3.12.11	2046
叶川	宗像市大島字谷	0.1655	H11.3.17	526
松山	宗像市城西ヶ丘4丁目及び稲元	0.6391 0.0867	H12.9.27 H16.3.17	1462 489
本村	宗像市河東	0.8327	H14.2.8	182
中谷	宗像市稲元字中谷、字上谷	0.6766	H17.3.2	382
本村2	宗像市河東	0.3954	H17.9.7	1681
大穂	宗像市大穂字湯園	1.6909	H20.9.26	1564
釈迦院	宗像市大井字峠、字前、字宮ノ前	0.7566	H24.4.10	708
大穂(2)	宗像市大字大穂字湯園、字柚ノ木	0.7919	H25.3.1	305
		0.0664	H30.8.10	709
地島	宗像市地島字ショウド	0.3451	R3.3.2	220

1-10 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然斜面 I)

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
本村(c)	宗像市	山田	本村	65	35	40	1	その他	1	市町村道	60
高山	宗像市	池浦	高山	130	30	15	8			市町村道	200
須恵(b)	宗像市	須恵	-	350	32	32	54			市町村道	340
本村(e)	宗像市	山田	本村	95	40	26	5			市町村道	120
本村(d)	宗像市	山田	本村	35	42	16	1	その他	1	市町村道	20
馬場口	宗像市	平等寺	馬場口	100	45	15	10			市町村道	200
平等寺(a)	宗像市	平等寺	-	125	45	11	5			市町村道	100
城西ヶ丘 2丁目(a)	宗像市	城西ヶ丘	2丁目	105	34	15	18			市町村道	115
須恵(c)	宗像市	須恵	-	50	43	10	5			県道	50
須賀浦	宗像市	須恵	平原	100	45	10	11			県道	150
大谷	宗像市	土穴	船頭寺	80	60	12	9			市町村道	100
大谷(a)	宗像市	大谷	-	45	40	30	8			市町村道	60
大谷(b)	宗像市	大谷	-	130	31	26	13			市町村道	280
大谷(c)	宗像市	大谷	-	50	37	54	11			市町村道	100
三郎丸(a)	宗像市	三郎丸	-	70	39	12	6			市町村道	25
三郎丸(b)	宗像市	三郎丸	-	140	30	6	7				
石丸(b)	宗像市	石丸	-	50	46	12		その他	1		
石丸(f)	宗像市	石丸	-	45	36	154	1	その他	1	市町村道	55
武丸(a)	宗像市	武丸	-	130	46	17	7			市町村道	70
武丸(d)	宗像市	武丸	-	43	32	18	1	その他	1	市町村道	20
本村(1)	宗像市	河東	本村	250	45	40	16			市町村道 河川	400 200
本村(2)	宗像市	河東	本村	150	30	15	15			県道 河川	100 300
稲元(b)	宗像市	稲元	-	65	36	10	5				
松山(B)	宗像市	稲元	松山	80	35	20	11			市町村道	200
松山	宗像市	稲元	松山	170	50	15	9			市町村道	170
松山(A)	宗像市	稲元	松山	70	60	7	8			市町村道	200
稲元(a)	宗像市	稲元	-	30	43	9	1	その他	1		
中谷(1)	宗像市	稲元	中谷	140	45	8	13	医療提供施設 公民館	1 1	県道 市町村道	100 100
中谷(2)	宗像市	稲元	中谷	90	60	8	10			県道 市町村道	100 50
須恵(a)	宗像市	須恵	-	65	42	10	3	公民館	1	市町村道	75
稲元(c)	宗像市	稲元	-	120	36	18	7			市町村道	40
西浦	宗像市	土穴	西浦	80	60	6	9			市町村道	200
土穴(a)	宗像市	土穴	-	30	48	10	5				
土穴(b)	宗像市	土穴	-	120	30	7	17			市町村道	60

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
陵厳寺(c)	宗像市	陵厳寺	-	55	38	10	3	その他	1	県道	15
陵厳寺(a)	宗像市	陵厳寺	-	230	38	22	22			市町村道	155
陵厳寺(b)	宗像市	陵厳寺	-	25	40	12		公民館	1	その他の 道路	20
陵厳寺(d)	宗像市	陵厳寺	-	40	45	6	10			市町村道	5
石丸(e)	宗像市	石丸	-	45	50	7	9				
石丸(a)	宗像市	石丸	-	95	41	6	12			JR	65
石丸(c)	宗像市	石丸	-	120	32	10		その他	7	その他の 道路	130
石丸(d)	宗像市	石丸	-	250	37	20	7			市町村道	280
久原(b)	宗像市	武丸	久戸	165	38	23	6			市町村道	200
宮ノ尾	宗像市	吉留	宮ノ尾	200	30	17	6			市町村道	100
安ノ倉(a)	宗像市	吉留	安ノ倉	100	36	24	8			市町村道	100
養鯉場	宗像市	用山	-	130	35	10	7			市町村道	200
田熊(a)	宗像市	田熊	-	75	34	26	11			市町村道	220
田熊(b)	宗像市	田熊	-	20	39	12	30				
田熊(c)	宗像市	田熊	-	45	31	12	3	消防署	1	市町村道	50
野添(2)	宗像市	田熊	野添	100	45	10	17	郵便局等 の官公庁 その他	1 1	県道	100
野添(1)	宗像市	田熊	野添	120	40	15	20	公民館	1	市町村道	50
日の里 1丁目	宗像市	日の里	1丁目	180	30	12	11	公民館	1	市町村道	130
久原(a)	宗像市	久原	-	50	38	11	1	公民館	1	市町村道	70
曲(c)	宗像市	曲	-	255	45	6	9			市町村道	90
曲(a)	宗像市	曲	-	155	37	12	6				
自由ヶ丘 7丁目(a)	宗像市	自由ヶ丘	7丁目	55	42	10	6			市町村道	55
曲(b)	宗像市	曲	-	70	47	9	7			市町村道	100
田久(a)	宗像市	田久	-	55	40	8	10			市町村道	25
自由ヶ丘 2丁目(a)	宗像市	自由ヶ丘	2丁目	145	47	12	19			市町村道	95
田久(c)	宗像市	田久	-	40	51	12	8			市町村道	45
田久(b)	宗像市	田久	-	95	42	12		学校	1		
葉山1丁目 (b)	宗像市	葉山	1丁目	75	34	36	6	学校	1	市町村道	85
葉山1丁目 (c)	宗像市	葉山	1丁目	30	44	10	7			市町村道	50
葉山1丁目 (a)	宗像市	葉山	1丁目	50	40	11	6			市町村道	110
葉山2丁目 (d)	宗像市	葉山	2丁目	90	38	10	10			市町村道	95
葉山2丁目 (c)	宗像市	葉山	2丁目	80	36	10	8			市町村道	120
武丸(c)	宗像市	武丸	-	65	30	10	5			市町村道	75
武丸(b)	宗像市	武丸	-	50	42	14	49	宿泊所	1		
宮ノ浦	宗像市	大井	宮浦	120	40	8	7	その他	1	市町村道	100

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
鳴湊	宗像市	田熊	鳴湊	70	30	10	11			市町村道 その他 B	100 1
日の里 9 丁目 (a)	宗像市	日の里	9 丁目	85	30	32	15			市町村道	275
日の里 1 丁目 (1)	宗像市	日の里	1 丁目	140	45	8	16	その他	1	その他 A	140
日の里配水	宗像市	日の里	-	300	45	20	75	医療提 供施設	1	市町村道	150
日の里 7 丁目 (a)	宗像市	日の里	7 丁目	95	36	34	9			市町村道	225
山ノ後	宗像市	野坂	入免	200	40	10	7			市町村道	200
自由ヶ丘 10 丁目 (c)	宗像市	自由ヶ丘	10 丁目	70	30	26	14			市町村道	95
自由ヶ丘	宗像市	自由ヶ丘	9 丁目	600	40	15	78			市町村道	100
自由ヶ丘 小学校	宗像市	自由ヶ丘	4 丁目	80	40	20	14	学校	1	市町村道	100
自由ヶ丘 10 丁目 (d)	宗像市	自由ヶ丘	10 丁目	115	42	12	9			市町村道	70
自由ヶ丘 10 丁目 (e)	宗像市	自由ヶ丘	10 丁目	60	31	10	11			市町村道	100
自由ヶ丘 10 丁目 (b)	宗像市	自由ヶ丘	10 丁目	55	33	24	14			市町村道	65
自由ヶ丘 10 丁目 (a)	宗像市	自由ヶ丘	10 丁目	55	34	13	8			市町村道	50
葉山 2 丁 目 (a)	宗像市	葉山	2 丁目	70	40	22	9			市町村道	70
名残 (a)	宗像市	名残	-	100	33	16	1	その他	1		
本村 (4)	宗像市	名残	本村	200	30	15	9			市町村道	150
葉山 2 丁 目 (b)	宗像市	葉山	2 丁目	120	49	8	6			市町村道	70
日の里 7 丁目 (b)	宗像市	日の里	7 丁目	40	32	8	3	公民館	1	市町村道 河川	45 45
王丸 (b)	宗像市	王丸	-	80	34	21	5			市町村道	70
王丸 (a)	宗像市	王丸	-	250	34	12	7			市町村道	80
大穂町	宗像市	大穂	大穂町	100	35	10	9	公民館	1	市町村道	100
大穂 (a)	宗像市	大穂	-	30	38	12	1	その他	1		
恵下 (a)	宗像市	野坂	恵下	75	30	36	6			市町村道 河川	85 40
恵下 (b)	宗像市	野坂	恵下	190	32	27	6			市町村道	80
朝町 (a)	宗像市	朝町	-	110	32	18	17			市町村道	160
梶谷	宗像市	朝町	梶谷	200	40	10	9			市町村道	200
大穂 (f)	宗像市	大穂	-	30	44	30	1	その他	1	市町村道	70
大穂 (e)	宗像市	大穂	-	90	34	55	5	公民館	1		
湯園	宗像市	大穂	湯園	170	50	25	10			市町村道 その他 A	170 170
大穂 (d)	宗像市	大穂	-	130	42	24	1	その他	2	その他の 道路 橋	70 3
大穂 (g)	宗像市	大穂	-	100	39	26	6	その他	1	市町村道 河川 橋	200 85 2

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
大穂(b)	宗像市	大穂	-	210	44	38	10			市町村道 河川	330 330
大穂(c)	宗像市	大穂	-	145	41	30	6			市町村道	50
野坂(a)	宗像市	野坂	-	140	46	16	6			市町村道	80
本谷	宗像市	朝町	昼掛	170	30	20	7	公民館	1	市町村道	200
豊岡	宗像市	地島	豊岡	100	45	10	15			市町村道	100
地島小学校	宗像市	地島	泊	100	30	60		学校	1	市町村道	50
泊(2)	宗像市	地島	泊	180	50	25	19	公民館	1	市町村道	80
泊(a)	宗像市	地島	泊	70	31	8	2	その他	1	県道	40
泊(b)	宗像市	地島	泊	35	39	12	1	浄水場	1		
泊	宗像市	地島	泊	200	45	15	19	その他	1	市町村道	200
元末(a)	宗像市	上八	元末	120	32	12	5			その他の 道路	75
今門	宗像市	上八	今門	60	45	14	1	その他	1		
名見	宗像市	田野	名見	130	45	10	5				
木原(a)	宗像市	池田	木原	100	33	7	2	その他	1	その他 A	15
昭和町	宗像市	神湊	草崎	250	50	60	8			市町村道	240
昭和町(a)	宗像市	神湊	昭和町	90	37	14	7			市長村道	120
昭和町(b)	宗像市	神湊	昭和町	110	31	12	7	宿泊所	1	市長村道	130
井牟田	宗像市	神湊	井牟田	50	37	7		宿泊所	1	市町村道	60
上中(c)	宗像市	神湊	上中	25	35	8	1	その他	1		
上中(b)	宗像市	神湊	上中	25	42	10	5			市長村道	45
上中(a)	宗像市	神湊	上中	80	38	14	6			市長村道	50
江口(a)	宗像市	江口	-	35	45	10		市町村 役場	1		
原(A)	宗像市	江口	原	190	45	7	8	公民館	1	市町村道	170
原(B)	宗像市	江口	原	100	45	6	3	公民館	1	市町村道	70
椰野(a)	宗像市	池田	椰野	35	34	8	5				
神原(a)	宗像市	江口	神原	105	39	13		学校	1		
山の上	宗像市	吉田	山の上	330	45	30	21	公民館	1	市町村道	220
山の上(2)	宗像市	吉田	山の上	150	60	25	15			市町村道 河川	100 150
川端	宗像市	吉田	川端	110	70	20	6			市町村道	100
川端	宗像市	吉田	川端	50	38	14	1	その他	1		
下小路	宗像市	吉田	下小路	160	60	10	8			市町村道	50
向	宗像市	吉田	向	200	35	15	5			市町村道 河川	200 200
上大王寺	宗像市	江口	上大王寺	110	50	10	7				
宿の谷	宗像市	田島	宿	280	45	30	13			県道	280
宿谷	宗像市	田島	宿	150	45	30	11			市町村道	150
宿谷(c)	宗像市	田島	宿谷	290	53	12	8			市長村道	270
本村(3)	宗像市	田島	本村	170	30	10	13	その他	1		
山下	宗像市	田島	山下	250	35	15	16			市町村道	70
久保谷	宗像市	多礼	久保谷	130	40	12	5			市町村道	50
岩ヶ鼻	宗像市	多礼	岩ヶ鼻	80	45	8	5				

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
宿谷(b)	宗像市	田島	宿谷	185	43	30	4	その他	1	県道	150
宿谷(a)	宗像市	田島	宿谷	50	36	20	2	その他	1	その他 A	45
片脇(a)	宗像市	田島	片脇	190	31	24	5			市町村道 その他の 道路	190 100
柚ノ木 (a)	宗像市	多礼	柚ノ木	110	37	24	2	公民館	2	市町村道	125
柚ノ木 (b)	宗像市	多礼	柚ノ木	170	39	16	5			市町村道	205
上多礼	宗像市	多礼	上多礼	200	40	8	6			市町村道	200
岩瀬(a)	宗像市	岩瀬	-	40	43	31	1	宿泊所	1	県道 その他の 道路	45 20
中江	宗像市		中江	80	70	12	1	宿泊所	1		
ハダ	宗像市		ハダ	50	35	8	6				
岩瀬(b)	宗像市		-	100	36	16	5			市町村道 その他の 道路	80 45
真名箸(2)	宗像市		真名箸	80	45	15	13			市町村道	150
真名箸(1)	宗像市		真名箸	80	50	20	9			市町村道	150
下津和瀬	宗像市		下津和瀬	100	55	40	5			県道	100
大岸(B)	宗像市		大岸	330	60	50	19				
町(b)	宗像市		-	30	55	10		幼稚園	1	市町村道	40
江坂	宗像市		江坂	80	30	10	9			市町村道	150
町(a)	宗像市		-	140	44	10	6	宿泊所	2	その他の 道路	110
叶川	宗像市		小大田	150	40	10	30	その他	1		
谷	宗像市		叶川	180	30	10	30	その他	1	市町村道	50
東(a)	宗像市		-	65	38	6	9			市町村道 その他の 道路	20 10
潮差	宗像市		潮差	80	35	8	16	その他	2		
堂の前(c)	宗像市		-	30	35	10	5			その他の 道路	35
堂の前(a)	宗像市		-	35	46	13	14			その他の 道路	50
中西	宗像市		中西	80	50	10	10	その他	2	市町村道	100

(自然斜面Ⅱ)

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
本村(g)	宗像市	山田	本村	50	31	10	1				
畑(a)	宗像市	山田	畑	60	36	18	4			市町村道 河川	120 70
畑(d)	宗像市	山田	畑	70	41	14	1			市町村道	30
畑(b)	宗像市	山田	畑	110	31	90	2			市町村道	110
畑(c)	宗像市	山田	畑	65	33	16	3			市町村道	40
ひかりヶ丘4丁目	宗像市	ひかりヶ丘	4丁目	30	37	6	3			市町村道	15
池浦(b)	宗像市	池浦	—	30	31	9	1				
本村(f)	宗像市	山田	本村	50	41	14	1				
本村(h)	宗像市	山田	本村	50	33	18	2			市町村道	45
山田(c)	宗像市	山田	—	50	45	8	1				
平等寺(b)	宗像市	平等寺	—	50	33	18	1			市町村道	45
山田(a)	宗像市	山田	—	130	46	10	1				
山田(b)	宗像市	山田	—	120	38	54	1				
平等寺(c)	宗像市	平等寺	—	150	35	8	3			市町村道	80
平等寺(d)	宗像市	平等寺	—	60	42	11	3			市町村道	40
平等寺(e)	宗像市	平等寺	—	90	50	6	2				
平等寺(i)	宗像市	平等寺	—	60	32	15	4			市町村道	70
平等寺(f)	宗像市	平等寺	—	100	40	12	2			市町村道	15
平等寺(g)	宗像市	平等寺	—	50	50	10	1			市町村道	25
河東(a)	宗像市	河東	—	70	32	35	2			市町村道	120
福崎(a)	宗像市	河東	福崎	40	30	24	1			市町村道	40
河東(c)	宗像市	河東	—	25	35	38	1			市町村道	10
河東(b)	宗像市	河東	—	40	36	24	1			市町村道	25
福崎(b)	宗像市	河東	福崎	60	30	32	2			市町村道	90
須恵(f)	宗像市	須恵	—	70	32	14	4			市町村道	5
大谷(e)	宗像市	大谷	—	160	53	14	4			市町村道 河川	200 120
平等寺(h)	宗像市	平等寺	—	50	30	40	2			市町村道	150
三郎丸(c)	宗像市	三郎丸	—	35	39	9	2			市町村道	10
三郎丸(d)	宗像市	三郎丸	—	40	36	52	3			市町村道 河川 橋	55 50 1
武丸(e)	宗像市	武丸	—	35	44	12	1			市町村道	25
武丸(f)	宗像市	武丸	—	30	38	7	1				
武丸(g)	宗像市	武丸	—	40	38	14	1				
大井	宗像市	大井	—	60	50	10	3				
桝丸	宗像市	大井	桝丸	20	31	9	2				
平野	宗像市	大井	平野	30	34	10	1			市町村道	40
本村(a)	宗像市	河東	本村	85	40	10	4				
稲元(f)	宗像市	稲元	—	60	33	17	4			市町村道	105
稲元(1)	宗像市	稲元	—	65	52	16	4			市町村道	35

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
稲元(e)	宗像市	稲元	-	75	34	14	2			市町村道	60
稲元(m)	宗像市	稲元	-	75	55	12	4				
稲元(j)	宗像市	稲元	-	30	41	12	1			市町村道	30
稲元(g)	宗像市	稲元	-	50	45	14	4			市町村道	35
稲元(k)	宗像市	稲元	-	40	39	8	2				
稲元(i)	宗像市	稲元	-	25	52	9	2				
稲元(h)	宗像市	稲元	-	45	44	8	3				
稲元(d)	宗像市	稲元	-	75	52	18	4			市町村道	20
須恵(e)	宗像市	須恵	-	80	37	10	4			市町村道	90
須恵(g)	宗像市	須恵	-	30	56	10	4				
須恵(h)	宗像市	須恵	-	35	32	6	4				
田久(d)	宗像市	田久	-	30	35	16	1			市町村道	40
田久(e)	宗像市	田久	-	40	47	15	1			市町村道	40
土穴(d)	宗像市	土穴	-	15	36	6	2			市町村道	20
土穴(c)	宗像市	土穴	-	40	32	10	2				
陵厳寺(e)	宗像市	陵厳寺	-	35	30	16	1			市町村道 河川 橋	40 60
陵厳寺(f)	宗像市	陵厳寺	-	30	38	10	1				
石丸(j)	宗像市	石丸	-	35	37	8	2			市町村道	40
石丸(i)	宗像市	石丸	-	35	36	8	2				
石丸(g)	宗像市	石丸	-	15	32	10	1				
石丸(h)	宗像市	石丸	-	35	30	8	2			市町村道	10
上善寺(a)	宗像市	武丸	上善寺	40	34	10	1			市町村道	45
久戸(b)	宗像市	武丸	久戸	85	33	18	3			市町村道 河川	75 30
上善寺(b)	宗像市	武丸	上善寺	60	32	14	2			市町村道	45
武丸(h)	宗像市	武丸	-	15	34	8	1				
久戸(c)	宗像市	武丸	久戸	50	40	14	1			市町村道 河川	20 30
吉留(a)	宗像市	吉留	-	65	34	20	1			市町村道	30
宮ノ尾	宗像市	吉留	宮ノ尾	30	30	6	1				
安ノ倉(b)	宗像市	吉留	安ノ倉	15	30	28	1			市町村道 河川	50 50
安ノ倉(c)	宗像市	吉留	安ノ倉	30	38	22	4			市町村道 河川	70 70
安ノ倉(d)	宗像市	吉留	安ノ倉	35	40	16	1			県道 市町村道	10 30
安ノ倉(e)	宗像市	吉留	安ノ倉	45	32	22	1			市町村道 河川	50 55
安ノ倉(f)	宗像市	吉留	安ノ倉	60	34	42	1			県道 市町村道	35 90
用山	宗像市	用山	-	30	37	12	1				
曲(e)	宗像市	曲	-	30	50	13	2				
自由ヶ丘 7丁目(b)	宗像市	自由ヶ丘	7丁目	30	49	10	4				
曲(d)	宗像市	曲	-	90	51	8	4				

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
田久(f)	宗像市	田久	-	40	44	8	1				
田久(j)	宗像市	田久	-	20	39	10	1			市町村道	45
田久(g)	宗像市	田久	-	40	39	10	1			市町村道	35
田久(h)	宗像市	田久	-	25	36	8	4				
田久(i)	宗像市	田久	-	35	50	8	1				
自由ヶ丘 3丁目(b)	宗像市	自由ヶ丘	3丁目	60	43	12	3			市町村道	55
自由ヶ丘 3丁目(a)	宗像市	自由ヶ丘	3丁目	25	37	30	3			市町村道	40
徳重(d)	宗像市	徳重	-	140	35	23	1			市町村道	40
葉山 1丁目(d)	宗像市	葉山	1丁目	30	43	10	3			市町村道	45
徳重(a)	宗像市	徳重	-	65	41	14	4			市町村道	65
徳重(e)	宗像市	徳重	-	45	31	12	1				
徳重(b)	宗像市	徳重	-	25	35	12	3			市町村道	15
徳重(c)	宗像市	徳重	-	30	30	10	1			市町村道	20
富地原	宗像市	富地原	-	50	35	23	1			市町村道 河川	15 10
武丸(j)	宗像市	武丸	-	45	36	10	3				
武丸(i)	宗像市	武丸	-	25	35	10	1				
中ノ尾	宗像市	吉留	中ノ尾	10	33	12	3			その他	5
松丸	宗像市	吉留	松丸	50	30	8	2				
吉留(d)	宗像市	吉留	-	20	36	10	1			県道	20
吉留(c)	宗像市	吉留	-	30	32	8	2				
猿田	宗像市	吉留	猿田	35	35	10	1			市町村道	25
平山	宗像市	吉留	平山	30	33	34	1			市町村道 河川 橋	50 70
吉留(b)	宗像市	吉留	-	45	44	8	1				
村山田(g)	宗像市	村山田	-	50	31	46	3			市町村道	30
村山田(a)	宗像市	村山田	-	105	36	16	4			市町村道	20
村山田(h)	宗像市	村山田	-	65	32	58	2			市町村道	60
村山田(b)	宗像市	村山田	-	20	60	8	2				
日の里 7丁目(d)	宗像市	日の里	7丁目	35	41	10	3			市町村道	60
王丸(m)	宗像市	王丸	-	15	34	14	1			市町村道	30
王丸(1)	宗像市	王丸	-	15	40	5	1				
久原(b)	宗像市	久原	-	30	35	10	2				
王丸(k)	宗像市	王丸	-	85	33	15	2			市町村道	80
王丸(j)	宗像市	王丸	-	80	43	20	2			市町村道	100
荒堀(b)	宗像市	朝町	荒堀	25	51	14	1			市町村道	50
荒堀(a)	宗像市	朝町	荒堀	25	34	8	1				
自由ヶ丘 10丁目(f)	宗像市	自由ヶ丘	10丁目	45	37	10	2				
名残(b)	宗像市	名残	-	45	31	30	2			市町村道	50
名残(c)	宗像市	名残	-	70	31	12	2			市町村道	70

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
名残(d)	宗像市	名残	-	50	39	20	1			市町村道 河川	60 85
広陵台 3丁目	宗像市	広陵台	3丁目	80	36	10	4				
畑(e)	宗像市	富地原	畑	35	34	28	1			市町村道 河川	65 50
畑(f)	宗像市	富地原	畑	25	30	22	1			市町村道	15
武丸(k)	宗像市	武丸	-	40	35	12	2			市町村道	5
村山田(e)	宗像市	村山田	-	20	45	12	2				
村山田(f)	宗像市	村山田	-	55	31	34	4			市町村道	60
村山田(d)	宗像市	村山田	-	40	34	12	1			県道 市町村道	20 30
村山田(c)	宗像市	村山田	-	45	30	8	3				
王丸(h)	宗像市	王丸	-	60	40	14	1			市町村道	30
王丸(f)	宗像市	王丸	-	70	34	10	2			市町村道	140
王丸(g)	宗像市	王丸	-	40	35	12	1			市町村道	30
王丸(i)	宗像市	王丸	-	20	35	14	1			市町村道	30
王丸(e)	宗像市	王丸	-	10	30	12	1			市町村道	15
王丸(c)	宗像市	王丸	-	25	38	11	1				
王丸(d)	宗像市	王丸	-	20	36	9	1			市町村道	40
森吉	宗像市	野坂	森吉	40	42	8	2				
入免	宗像市	野坂	入免	25	30	6	1			市町村道	25
恵下(c)	宗像市	野坂	恵下	30	32	30	1			市町村道 河川	45 50
大井谷(b)	宗像市	野坂	大井谷	35	50	5	1				
大井谷(a)	宗像市	野坂	大井谷	40	30	18	3			市町村道	70
朝町(j)	宗像市	朝町	-	35	37	16	1				
朝町(h)	宗像市	朝町	-	40	49	10	2			市町村道 河川	55 50
管牟田	宗像市	朝町	管牟田	55	36	22	3			市町村道	60
朝町(f)	宗像市	朝町	-	35	30	12	2			その他	35
青葉台 1丁目(a)	宗像市	青葉台	1丁目	30	35	5	4				
昼掛(c)	宗像市	朝町	昼掛	90	39	7	2				
昼掛(a)	宗像市	朝町	昼掛	50	35	18	2				
今井(a)	宗像市	名残	今井	30	32	20	1				
大穂(i)	宗像市	大穂	-	60	30	30	1			市町村道	25
大穂(l)	宗像市	大穂	-	60	32	33	3			市町村道	85
大穂(h)	宗像市	大穂	-	75	41	18	3			市町村道 河川 橋	20 85
野坂(d)	宗像市	野坂	-	30	41	16	1			市町村道	60
野坂(e)	宗像市	野坂	-	15	40	16	1			市町村道	25
野坂(c)	宗像市	野坂	-	60	45	7	2			市町村道	25

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
今院(a)	宗像市	野坂	今院	35	30	32	1			市町村道	70
今院(d)	宗像市	野坂	今院	25	37	12	1				
今院(b)	宗像市	野坂	今院	40	38	10	2			市町村道	15
今院(c)	宗像市	野坂	今院	55	34	12	2				
塚元(b)	宗像市	野坂	塚元	35	37	10	1				
塚元(a)	宗像市	野坂	塚元	20	35	10	1				
恵下	宗像市	野坂	恵下	120	40	7	4			市町村道	200
野坂(b)	宗像市	野坂	-	25	31	17	1			市町村道	25
朝町(g)	宗像市	朝町	-	30	50	14	1			市町村道	30
朝町(e)	宗像市	朝町	-	30	34	8	1			市町村道 河川	75 45
朝町(i)	宗像市	朝町	-	45	34	6	2				
昼掛(b)	宗像市	朝町	昼掛	30	33	18	1			県道	10
朝町(c)	宗像市	朝町	-	25	37	22	1			市町村道	5
朝町(d)	宗像市	朝町	-	35	42	22	1			県道 市町村道	50 25
大穂(j)	宗像市	大穂	-	35	38	19	1			市町村道 河川	70 20
大穂(k)	宗像市	大穂	-	25	37	13	1			市町村道 河川	25 10
京泊	宗像市	鐘崎	京泊	20	41	10	1				
秣川(a)	宗像市	鐘崎	秣川	20	34	11	1				
秣川(b)	宗像市	鐘崎	秣川	25	47	5	1			市町村道	30
中原(b)	宗像市	上八	中原	40	58	6	1				
中原(c)	宗像市	上八	中原	20	40	10	1			市町村道	25
中原(a)	宗像市	上八	中原	50	39	12	1			市町村道	10
上八	宗像市	上八		70	36	10	2				
元末(c)	宗像市	上八	元末	25	46	5	1			市町村道	5
元末(b)	宗像市	上八	元末	30	48	5	2				
石川	宗像市	田野	石川	40	39	10	1				
石原(b)	宗像市	池田	石原	30	38	10	1			市町村道	5
石原(a)	宗像市	池田	石原	30	32	10	1				
野田(b)	宗像市	池田	野田	55	40	16	1			市町村道	30
野田(a)	宗像市	池田	野田	80	44	10	2			市町村道	50
昭和町(c)	宗像市	神湊	昭和町	55	37	24	2			市町村道	110
昭和町(d)	宗像市	神湊	昭和町	70	39	18	3			市町村道	70
昭和町(e)	宗像市	神湊	昭和町	30	32	8	3				
上中(c)	宗像市	神湊	上中	10	37	10	2			その他	30
上中(d)	宗像市	神湊	上中	35	45	10	3			市町村道	20
神湊(b)	宗像市	神湊		20	30	12	2			市町村道	10
神湊(a)	宗像市	神湊		120	41	6	2			市町村道	40
牟田尻(a)	宗像市	牟田尻		20	30	12	1				
牟田尻(b)	宗像市	牟田尻		60	30	38	1			県道	50
神原(b)	宗像市	江口	神原	20	45	8	1				
江口(b)	宗像市	江口		95	37	8	1				
坂名(a)	宗像市	池田	坂名	30	39	8	1				
木原(b)	宗像市	池田	木原	20	36	8	1				
椰野(c)	宗像市	池田	椰野	40	30	6	1			県道	10

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
椰野(b)	宗像市	池田	椰野	65	32	12	1			その他	50
椰野(d)	宗像市	池田	椰野	25	39	7	1				
上大王寺(a)	宗像市	池田	上大王寺	85	34	20	1			その他	200
寿美	宗像市	深田	寿美	35	47	13	1				
小路(a)	宗像市	深田	小路	15	31	8	1				
神原(c)	宗像市	江口	神原	85	32	50	3				
山の上(b)	宗像市	吉田	山の上	40	39	8	2				
下小路	宗像市	吉田	下小路	70	49	8	2			河川	90
上小路	宗像市	吉田	上小路	20	35	6	1				
吉田(b)	宗像市	吉田		40	57	16	1			市町村道	40
向	宗像市	吉田	向	35	50	6	1			その他	40
上大王寺(b)	宗像市	池田	上大王寺	30	41	6	1				
宿谷(e)	宗像市	田島	宿谷	35	37	16	1				
宿谷(f)	宗像市	田島	宿谷	25	35	21	1			県道 市町村道 河川	25 30 15
宿谷(d)	宗像市	田島	宿谷	25	43	8	1			県道 河川	15 20
岩ヶ鼻(b)	宗像市	多礼	岩ヶ鼻	45	41	16	2			その他	60
岩ヶ鼻(c)	宗像市	多礼	岩ヶ鼻	50	38	16	2			その他	25
吹浦(a)	宗像市	田島	吹浦	35	39	8	1			その他	45
吹浦(b)	宗像市	田島	吹浦	75	33	18	2			市町村道	10
吹浦(c)	宗像市	田島	吹浦	25	34	8	1			市町村道	15
片脇(1)	宗像市	田島	片脇	100	40	40	3			市町村道	150
片脇(b)	宗像市	田島	片脇	90	34	30	2			市町村道	80
片脇(2)	宗像市	田島	片脇	80	30	10	4			市町村道	50
上多礼(a)	宗像市	多礼	上多礼	130	38	14	4			市町村道	50
上多礼(b)	宗像市	多礼	上多礼	40	44	14	1			その他	10
樽原	宗像市	田島	樽原	35	52	8	1			その他	25
津和瀬(c)	宗像市	大島		60	31	46	3				
津和瀬(d)	宗像市	大島		50	40	8	1				
津和瀬(e)	宗像市	大島		20	39	40	3				
岩瀬(d)	宗像市	大島		35	38	7	1				
岩瀬(f)	宗像市	大島		55	38	28	2			県道	50
岩瀬(e)	宗像市	大島		30	43	26	2			県道	45
岩瀬(g)	宗像市	大島		45	42	32	2			その他 県道	45 10
岩瀬(h)	宗像市	大島		35	35	18	1			県道	35
岩瀬(i)	宗像市	大島		50	40	14	1			その他 県道	10 5
岩瀬(k)	宗像市	大島		75	40	18	2			県道 その他	45 55
岩瀬(j)	宗像市	大島		55	42	18	1			その他	40
岩瀬(1)	宗像市	大島		80	39	26	1			市町村道	50
津和瀬(a)	宗像市	大島		50	30	8	1			その他	40
津和瀬(b)	宗像市	大島		60	31	36	1			その他	15
岩瀬(m)	宗像市	大島		45	41	50	1			その他	15
岩瀬(n)	宗像市	大島		40	37	42	1			その他	10
東(b)	宗像市	大島		50	49	8	1			その他	45

(人工斜面Ⅰ)

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
池浦(a)	宗像市	池浦	-	105	47	26	7			市町村道	160
ひかりヶ丘(1)	宗像市	ひかりヶ丘	7丁目	400	60	15	42				
ひかりヶ丘7丁目	宗像市	ひかりヶ丘	7丁目	190	42	10	11			市町村道 河川	95 200
城西ヶ丘2丁目(b)	宗像市	城西ヶ丘	2丁目	320	34	8	9			市町村道	80
城西ヶ丘1丁目(b)	宗像市	城西ヶ丘	1丁目	150	32	9	5			市町村道	160
城西ヶ丘1丁目(a)	宗像市	城西ヶ丘	1丁目	180	32	9	16			市町村道	210
天平台	宗像市	天平台	-	360	46	14	38			市町村道	730
須恵(d)	宗像市	須恵	-	35	45	8	1	その他	1		
大谷(d)	宗像市	大谷	-	80	38	11	9				
泉ヶ丘2丁目	宗像市	泉ヶ丘	2丁目	390	33	16	13			市町村道	260
労災リハビリ	宗像市	用山	-	80	30	15	20	その他	1	市町村道	80
自由ヶ丘2丁目(b)	宗像市	自由ヶ丘	2丁目	15	30	11	16				
自由ヶ丘5丁目(1)	宗像市	自由ヶ丘	5丁目	100	40	20	25			市町村道	100
葉山1丁目	宗像市	葉山	1丁目	70	35	10	6			市町村道	50
ひかり老人ホーム	宗像市	釈迦院	-	300	35	20	20	老人福祉施設	1		
日の里9丁目(b)	宗像市	日の里	9丁目	125	42	25	13			市町村道	170
日の里9丁目(c)	宗像市	日の里	9丁目	410	30	8	31				
日の里	宗像市	日の里	9丁目	80	50	18	20			市町村道	120
日の里8丁目	宗像市	日の里	8丁目	705	37	17	65			市町村道	580
日の里7丁目(c)	宗像市	日の里	7丁目	100	40	7	7			市町村道 河川	30 100
自由ヶ丘5丁目(2)	宗像市	自由ヶ丘	5丁目	250	30	10	23			市町村道	80
配水池	宗像市	自由ヶ丘	8丁目	300	40	20	39			市町村道	250
自由ヶ丘10丁目	宗像市	自由ヶ丘	10丁目	100	35	25	27			市町村道	300
葉山2丁目(2)	宗像市	葉山	2丁目	150	35	20	9				
自由ヶ丘南1丁目	宗像市	自由ヶ丘南	1丁目	140	34	12	11			市町村道	140
葉山2丁目(1)	宗像市	葉山	2丁目	200	45	20	28			市町村道	110
青葉台2丁目(b)	宗像市	青葉台	2丁目	340	41	9	17			市町村道	340
朝町(b)	宗像市	朝町	-	130	34	18	77	医療提供施設	1	その他の道路	150
深浜	宗像市	鐘崎	深浜	140	33	19		宿泊所	1		
桜町	宗像市	池田	桜町	60	51	5	22				
荒開	宗像市	深田	荒開	110	33	17	35	公民館	2	市町村道	150
下大王寺	宗像市	池田	下大王寺	105	41	14	5			県道	10
中西	宗像市	-	中西	150	50	10	16				
田志	宗像市	-	田志	150	40	10	17				

(人工斜面Ⅱ)

箇所名	所在地			地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数
本村(i)	宗像市	山田	本村	35	41	6	1				
大谷(g)	宗像市	大谷	-	75	54	9	4			市町村道	90
大谷(f)	宗像市	大谷	-	55	42	10	3			市町村道	55
三郎丸(e)	宗像市	三郎丸	-	30	60	6	1				
上善寺	宗像市	武丸	上善寺	70	31	16	1			市町村道	50
本村(b)	宗像市	河東	本村	70	48	8	3			市町村道	10
田熊(d)	宗像市	田熊	-	70	45	8	4			市町村道	20
曲(f)	宗像市	曲	-	80	52	12	4				
曲(h)	宗像市	曲	-	25	41	6	1			市町村道	10
田久(k)	宗像市	田久	-	90	41	8	4			河川	80
入免(b)	宗像市	野坂	入免	45	36	14	2			市町村道	15
曲(g)	宗像市	曲	-	20	45	6	1				
今井(b)	宗像市	名残	今井	35	37	12	1			市町村道	60
今井(c)	宗像市	名残	今井	35	34	15	2			市町村道	5
畑(g)	宗像市	富地原	畑	50	40	8	2			市町村道	5
今院(e)	宗像市	野坂	今院	105	40	10	3			市町村道	150
新荒櫓	宗像市	上八	新荒櫓	20	41	6	2				
池田(a)	宗像市	池田	-	20	31	6	1			県道	30
椰野(f)	宗像市	池田	椰野	60	65	5	4				
椰野(e)	宗像市	池田	椰野	25	40	8	1				
小路(b)	宗像市	深田	小路	40	31	8	1				

1-1-1 山腹崩壊危険地区

(国有林)

番号	位置		保全対象				備考
	市町村	大字	人家数	公共施設		道路	
				種類	数量	種類	
1	宗像市	石丸	2			国道	
2	宗像市	神湊	13			町道	

(民有林)

番号	位置			保全対象						危険度ランク	備考
	市町村	大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
1	宗像市	神湊	草崎			7			他	C	
2	宗像市	神湊	草崎		19				他	B	
3	宗像市	深田	コカンザ				3		他	C	
4	宗像市	田島	オオタニ	63					他	A	
5	宗像市	田島	宿谷		20				他	B	
6	宗像市	田島	宿谷		17				他	A	
7	宗像市	田島	片脇		13				他	B	
8	宗像市	田島	サヤノウエ		10				他	B	
9	宗像市	田島	飛松		11				他	B	
10	宗像市	大井	1227-1		33			1	県	A	
11	宗像市	大井	1338-6						県	C	
12	宗像市	用山	9		45				県	B	
13	宗像市	大井	1604				4		他	C	
14	宗像市	田熊	1007-4		27			1	県	A	
15	宗像市	村山田	1168		37				県	A	
16	宗像市	村山田	1040	55				1	県	B	
17	宗像市	大穂	600		22				他	B	
18	宗像市	大穂	961		15				他	B	
19	宗像市	大穂町	146		27			1	他	B	
20	宗像市	野坂	3071-6		12				他	B	
21	宗像市	野坂	3024-1		14				他	B	
22	宗像市	野坂	43468						他	C	
23	宗像市	徳重	414-1				1		他	C	
24	宗像市	徳重	231-1			5			県	C	
25	宗像市	三郎丸	242		25				県	B	
26	宗像市	土穴	1		37				他	B	
27	宗像市	山田	796				1		県	C	
28	宗像市	山田	188-1			9		1	県	B	

番号	位置			保全対象						危険度ランク	備考
	市町村	大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
29	宗像市	山田	121		12			1	県	A	
30	宗像市	山田	238		11			1	県	B	
31	宗像市	河東	1494-1		13				他	B	
32	宗像市	河東	1723				1		県	C	
33	宗像市	多禮	イジリ				4		他	C	
34	宗像市	多禮	岩ヶ鼻		22				他	B	
35	宗像市	吉田	川端			5			県	A	
36	宗像市	池田	ダイオウ				3		他	C	
37	宗像市	池田	荒谷				3		他	C	
38	宗像市	池田	ナギノ		15				他	B	
39	宗像市	吉田	アソニユウ				4		他	C	
40	宗像市	吉田	ジョウフ				2		他	C	
41	宗像市	吉田	ヤマノウエ		15				県	B	
42	宗像市	江口	ツジハ		23				他	B	
43	宗像市	上八	ミサキノオ			7			他	A	
44	宗像市	地島	ウエノダ		39				他	B	
45	宗像市	地島	ミヤノウシ		29				県	B	
46	宗像市	地島	オイト		19				他	B	
47	宗像市	大島	中江				3		県	C	
48	宗像市	大島	イワセバル				4		県	C	
49	宗像市	大島	津和瀬			5			県	A	
50	宗像市	大島	オオギシ		14			2	他	B	
51	宗像市	大島	ナカニシ				3		他	C	
52	宗像市	大島	カナイガワ				4		他	C	
53	宗像市	大島	田志			6			他	C	
54	宗像市	大島	沖ノ島				1	1	林	A	
55	宗像市	大島	沖ノ島					1		A	
56	宗像市	大島	沖ノ島					1		A	

1－12 崩壊土砂流出危険地区

(民有林)

番号	位置			保全対象						危険度ランク	備考
	市町村	大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
1	宗像市	深田	イデウラ		20				他	B	
2	宗像市	田島	オオサカ				4		県	C	
3	宗像市	田島	本村		15				他	B	
4	宗像市	大井	2003-1				1		他	C	
5	宗像市	王丸	282		37			1	他	B	
6	宗像市	大穂	1287-1						他	C	
7	宗像市	野坂	625				1		県	C	
8	宗像市	名残	404-1				4		他	C	
9	宗像市	富地原	43498			7			県	B	
10	宗像市	富地原	290-2			5			他	C	
11	宗像市	吉留	1371-2						他	C	
12	宗像市	吉留	768				2		県	B	
13	宗像市	吉留	2750			9			県	C	
14	宗像市	吉留	3302-1						県	B	
15	宗像市	石丸	619-24						国	C	
16	宗像市	陵厳寺	230-1	79				1	国	A	
17	宗像市	陵厳寺	264-1	96				1	県	B	
18	宗像市	三郎丸	170	77				1	県	B	
19	宗像市	三郎丸	1019	98				1	県	A	
20	宗像市	三郎丸	1064	77					県	A	
21	宗像市	平等寺	43468		12				県	A	
22	宗像市	平等寺	1017-1		23				他	A	
23	宗像市	山田	522-2				3		県	B	
24	宗像市	山田	87-4		10			1	県	A	
25	宗像市	山田	76-3		10			1	県	B	
26	宗像市	山田	43500			5			県	B	
27	宗像市	山田	404		13				他	A	
28	宗像市	池田	コダイシ		10				他	A	
29	宗像市	池田	オオヒラ		22				他	A	
30	宗像市	池田	ササガオ			6			他	A	
31	宗像市	池田	ナシノキ		11				他	A	
32	宗像市	池田	オオヒラ			5			他	B	
33	宗像市	池田	オオバル						国	C	
34	宗像市	池田	キンザン			6			国	A	

番号	位置			保全対象						危険度ランク	備考
	市町村	大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
35	宗像市	池田	キンザン		15				国	A	
36	宗像市	田野	諸見谷	64					国	B	
37	宗像市	田野	マエタケ		38				国	A	
38	宗像市	上八	北谷		48				県	A	
39	宗像市	上八	寺山		18				他	A	
40	宗像市	上八	本谷	173					県	A	
41	宗像市	上八	タカハナ		19				他	B	
42	宗像市	上八	ヒラノ			5			他	C	
43	宗像市	大島	伊東				2		県	C	
44	宗像市	大島	伊東				2		県	C	
45	宗像市	大島	中津和瀬						県	C	
46	宗像市	大島	中津和瀬						県	C	
47	宗像市	大島	山路				1		県	C	
48	宗像市	大島	山路				1		県	C	

1-13 地すべり危険地区

(林野庁所管)

番号	区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	備考
1	飛松	田島	5.67	S56.3.13	

(民有林)

番号	位置			保全対象						危険度ランク	備考
	市町村	大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路		
1	宗像市	田島	飛松			5			農	A	
2	宗像市	田島	北村			9			市	A	

1-14 道路危険箇所

北九州県土整備事務所 宗像支所管内

道路種別	路線名	所在地		施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	495号	宗像市	池田	0495F010	防災カルテ	盛土	構造物による法面保護工
一国	495号	宗像市	池田	0495F015	防災カルテ	盛土	地表水排除工、排水工
一国	495号	宗像市	池田	0495F020	防災カルテ	盛土	構造物による法面保護工
一国	495号	宗像市	田野	0495F080	防砂カルテ	盛土	構造物による法面保護工
一国	495号	宗像市	田野	0495F090	防災カルテ	盛土	擁壁工
主地	直方宗像	宗像市	吉留	0029F010	防災カルテ	盛土	構造物による法面保護工、地表水排除工、排水工
主地	直方宗像	宗像市	武丸	0029G010	防災カルテ	擁壁	擁壁工、吸出防止、舗装
主地	直方宗像	宗像市	赤間	0029G020	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	宗像玄海	宗像市	土穴	0069C010	防災カルテ	地すべり	擁壁工、グラウンドアンカー工、植生工
主地	若宮玄海	宗像市	平等寺	0075A020	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工
主地	岡垣宮田	宗像市	吉留	0087G010	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	岡垣宮田	宗像市	吉留	0087G020	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	岡垣宮田	宗像市	吉留	0087G030	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	宗像篠栗	宗像市	野坂	0092A010	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
主地	宗像篠栗	宗像市	野坂	0092A030	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
主地	福岡宗像玄海	宗像市	田熊	0097G012	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	福岡宗像玄海	宗像市	田熊	0097G017	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	福岡宗像玄海	宗像市	田熊	0097G018	防災カルテ	擁壁	擁壁工
主地	福岡宗像玄海	宗像市	田熊	0097G020	防災カルテ	擁壁	擁壁工、基礎補強
一県	岡垣宗像	宗像市	吉留	I287A010	防災カルテ	落石崩壊	切土工、法覆工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A010	防災カルテ	落石崩壊	杵工、ロックボルト工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A020	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、落石防護柵工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A030	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、落石防護柵工、杵工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A040	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工、擁壁工

道路 種別	路線名	所在地		施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A050	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291A070	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291F010	防災カルテ	盛土	地表水排除工、排水工、擁壁工
一県	野間須恵	宗像市	山田	0291F020	防災カルテ	盛土	擁壁工
一県	宗像若宮	宗像市	朝町	0401A020	防災カルテ	落石崩壊	杵工
一県	宗像若宮	宗像市	朝町	0401A030	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	宗像若宮	宗像市	朝町	0401A040	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
一県	宗像若宮	宗像市	朝町	0401A050	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、落石防護網工
一県	宗像若宮	宗像市	朝町	0401A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	宗像若宮	宗像市	朝町	0401F010	防災カルテ	盛土	盛土構造改良
一県	芹田石丸	宗像市	富地原	0463A020	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
一県	芹田石丸	宗像市	富地原	0463A040	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	玄海田島福岡	宗像市	田島	0502A010	防災カルテ	落石崩壊	杵工、落石防護網工
一県	玄海田島福岡	宗像市	田島	0502A020	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	玄海田島福岡	宗像市	田島	0502A030	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	玄海田島福岡	宗像市	田島	0502A050	防災カルテ	落石崩壊	吹付杵工
一県	玄海田島福岡	宗像市	田島	0502F010	防災カルテ	盛土	地表水排除工、排水工
一県	町川原赤間	宗像市	八並	0503A060	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
一県	町川原赤間	宗像市	八並	0503A080	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
一県	町川原赤間	宗像市	大穂	0503G010	防災カルテ	擁壁	地表水排除工、排水工
一県	曲須恵	宗像市	土穴	0527F010	防災カルテ	盛土	盛土構造改良
一県	勝浦宗像	宗像市	用山	0528A010	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工、杵工
一県	勝浦宗像	宗像市	用山	0528A200	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工
一県	勝浦宗像	宗像市	用山	0528C010	防災カルテ	地すべり	地表水排除工、排水工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A010	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工

道路 種別	路線名	所在地		施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A030	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、落石防護柵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A050	防災カルテ	落石崩壊	杵工、吹付工、落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A060	防災カルテ	落石崩壊	杵工、落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A070	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A104	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工、擁壁工、落石防護柵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A180	防災カルテ	落石崩壊	杵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A330	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A340	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、杵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A380	防災カルテ	落石崩壊	吹付工、落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A420	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工、擁壁工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A450	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A470	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工、植生工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A480	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A610	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工、擁壁工、落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A670	防災カルテ	落石崩壊	吹付工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A680	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A700	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A710	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A720	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A740	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工、擁壁工、落石防護柵工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541A750	防災カルテ	落石崩壊	要観測
一県	大島循環	宗像市	大島	0541F100	防災カルテ	盛土	地盤改良工
一県	大島循環	宗像市	大島	0541F130	防災カルテ	盛土	盛土構造改良
一県	大島循環	宗像市	大島	0541F150	防災カルテ	盛土	盛土構造改良
一県	大島循環	宗像市	大島	0541F170	防災カルテ	盛土	構造物による法面保護工、地表水排除工、排水工
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608A008	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工、落石防護柵工

道路種別	路線名	所在地		施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608A050	防災カルテ	落石崩壊	ポケット式落成防護網
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608A070	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工、擁壁工、落石防護網工
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608A080	防災カルテ	落石崩壊	H29 点検 要対策 →カルテ
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608F010	防災カルテ	盛土	擁壁工
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608F030	防災カルテ	盛土	枠工
一県	豊岡泊	宗像市	地島	0608F040	防災カルテ	盛土	オーバーレイ

1－15 防災上重要なため池及び頭首工

(1) 防災重点ため池

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	青木原池	39	御木屋池	77	白岩池	115	ナギ野池
2	青田池	40	伯父ヶ谷池	78	白水池	116	七ツ手(上)池
3	赤坂池	41	御手水池	79	新池	117	七ツ手(下)池
4	芦ノ浦池	42	折口池	80	新堤池	118	七曲池
5	荒開池	43	笠松池	81	新堤池	119	鍋田池
6	荒檜(上)池	44	金塚池	82	新堤池	120	奈良崎池
7	荒平池	45	鐘搗田池	83	新堤池	121	檜原池
8	イゲ谷池	46	釜牟田池	84	新堤池	122	檜原(4)池
9	池ノ谷池	47	上鎌田池	85	新明池	123	濁池
10	池ノ谷池	48	神山池	86	想田池	124	白山池
11	一の瀬池	49	神山池	87	惣原池	125	橋ノ前池
12	市ノ瀬池	50	亀井池	88	惣原池	126	蓮池
13	一の谷池	51	萱場池	89	相原池(上)	127	畑池
14	井手浦(上)池	52	巖石(上)池	90	相原池(下)	128	花瀬池
15	井手浦(下)池	53	巖石(旧)池	91	立岸池	129	馬場池
16	宇土池	54	巖石(新)池	92	棚田池	130	原の山池
17	猪の浦(上)池	55	狐塚池	93	多羅原池	131	原崎池
18	猪の浦(下)池	56	木戸の内池	94	辻の袋池	132	稗田池
19	猪堀池	57	熊越池	95	椿池	133	日南浦池
20	井牟田池	58	黒尾池	96	寺田池	134	平原裏池
21	芋ノ浦池(上)	59	河口池	97	天神谷池	135	平原表池
22	芋ノ浦池(下)	60	高野ヶ浦(1)池	98	塘ヶ谷池	136	平山池
23	受堤池	61	小浦池	99	堂ノ上池(上)	137	藤ヶ谷池
24	後田池	62	古賀原池(上)	100	堂ノ上池(下)	138	伏原池
25	裏池	63	古賀原池(下)	101	飛松池	139	仏祖池
26	裏田池	64	小生水池	102	トボシ池	140	船木(上)池
27	浦田池	65	胡麻ヶ谷池	103	鳥越(上)池	141	船木(下)池
28	裏田池	66	菰池	104	鳥越(下)池	142	古池
29	裏の谷池	67	権現池	105	長浦池(上)	143	古ノ谷池
30	漆山池	68	桜池	106	長浦池(下)	144	堀田池
31	上畝池	69	桜町池	107	長尾池	145	榊丸池
32	大井貯水池	70	笹ヶ谷池	108	長尾池(上)	146	松本(上)池
33	大浦池	71	シガロ池	109	長尾池(下)	147	松本(下)池
34	大浦池	72	小路ヶ谷池	110	長谷池	148	豆ヶ浦池
35	大谷池	73	清水池	111	中ノ浦池	149	三倉池
36	大谷池	74	庄田池	112	中畑池	150	水洗池
37	大谷池	75	菖蒲谷池	113	長原池	151	水上池(上)
38	大谷池	76	ジル谷池	114	中山池	152	水上池(下)

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
153	水谷池	163	弥五郎谷池	173	水谷池	183	檜原(5)池
154	妙見池	164	山路池	174	赤間堤池	184	高野ヶ浦(2)池
155	妙見池	165	山下池	175	山神池	185	田子の浦池
156	明天寺池	166	山の内(上)池	176	トウゴシ池	186	竹の田池
157	棕ノ木池	167	山の内(下)池	177	葉山池	187	御饅頭池
158	六畝田池	168	譲葉池	178	水上池	188	荒谷池
159	元山池	169	吉田池	179	浦ヶ谷池	189	上下ヶ谷池
160	森浦(上)池	170	依ヶ岳池	180	多々羅池		
161	森浦(下)池	171	羅漢池	181	高江池		
162	役重池	172	六反田池	182	大浦(2)池		

(2) ため池及び頭首工改修箇所

名 称	関係市町村	受益面積 (ha)
猿バミため池	宗像市	2.5
檜原(3)池	宗像市	11.8
堂ノ上上池	宗像市	8.1
堂ノ上下池	宗像市	8.1
山の内上池	宗像市	9.2
山の内下池	宗像市	9.2
七曲池	宗像市	2.5
譲葉池	宗像市	3.4
小路ヶ谷池	宗像市	5.3
大谷池	宗像市	9.5
河東大谷	宗像市	10.0
塘ヶ谷(上池)・平原(下池)	宗像市	5.2
御手水池	宗像市	6.7
巖石(旧)	宗像市	4.5
井手浦(下)池	宗像市	3.5

1－16 危険物施設

設置地区	貯蔵所								取扱所						地区合計
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外		給油	第1種販売	第2種販売	移送	一般	
吉武	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤間	7	0	1	0	4	0	2	0	9	5	2	0	0	2	16
赤間西	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	3
自由ヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3
河東	5	0	0	0	2	0	3	0	5	3	0	0	0	2	10
南郷	6	0	1	0	4	0	0	1	7	4	0	0	0	3	13
東郷	20	2	2	0	6	0	10	0	5	3	0	0	0	2	25
日の里	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
玄海	15	5	2	0	4	0	4	0	6	5	0	0	0	1	21
池野	1	0	0	0	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	4
岬	4	0	1	0	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	6
大島	5	0	2	2	1	0	0	0	4	4	0	0	0	0	9
地島	3	0	3	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	5
施設合計	68	7	12	2	27	0	19	1	49	36	2	0	0	11	117

※宗像市内には「製造所」は無し。

※1 玄海地区の集計には「地島」分は含まず、地島設置分は別に集計。

出典：宗像地区消防本部

2. 設備、施設等

2-1 宗像市防災行政無線

(1) 無線局（移動系）

陸上移動局 897.5MHz 帯（200mW）

種別	呼出名称	設置場所		配置先
		名称	位置	
陸上移動局	団長	宗像市消防団	宗像市東郷一丁目	宗像市消防団本部
	副団長1	宗像市消防団	宗像市東郷一丁目	宗像市消防団本部
	副団長2	宗像市消防団	宗像市東郷一丁目	宗像市消防団本部
	消防主任	宗像市役所	宗像市東郷一丁目	危機管理課
	宗像市	宗像市役所	宗像市東郷一丁目	危機管理課
	第1分団—1	宗像市消防団	宗像市吉留	第1分団
	第1分団—2	宗像市消防団	宗像市吉留	第1分団
	第2分団—1	宗像市消防団	宗像市赤間四丁目	第2分団
	第2分団—2	宗像市消防団	宗像市赤間四丁目	第2分団
	第3分団—1	宗像市消防団	宗像市土穴二丁目	第3分団
	第3分団—2	宗像市消防団	宗像市土穴二丁目	第3分団
	第4分団—1	宗像市消防団	宗像市自由ヶ丘8丁目	第4分団
	第4分団—2	宗像市消防団	宗像市自由ヶ丘8丁目	第4分団
	第5分団—1	宗像市消防団	宗像市稲元	第5分団
	第5分団—2	宗像市消防団	宗像市稲元	第5分団
	第6分団—1	宗像市消防団	宗像市野坂	第6分団
	第6分団—2	宗像市消防団	宗像市野坂	第6分団
	第7分団—1	宗像市消防団	宗像市光岡	第7分団
	第7分団—2	宗像市消防団	宗像市光岡	第7分団
	第8分団—1	宗像市消防団	宗像市東郷五丁目	第8分団
	第8分団—2	宗像市消防団	宗像市東郷五丁目	第8分団
	第9分団—1	宗像市消防団	宗像市田熊三丁目	第9分団
	第9分団—2	宗像市消防団	宗像市田熊三丁目	第9分団
	第10分団—1	宗像市消防団	宗像市日の里5丁目	第10分団
	第10分団—2	宗像市消防団	宗像市日の里5丁目	第10分団
	第11分団—1	宗像市消防団	宗像市田島	第11分団
	第11分団—2	宗像市消防団	宗像市田島	第11分団
	第12分団—1	宗像市消防団	宗像市神湊	第12分団
	第12分団—2	宗像市消防団	宗像市神湊	第12分団
	第12分団地島	宗像市消防団	宗像市地島	第12分団
	第13分団—1	宗像市消防団	宗像市池田	第13分団
	第13分団—2	宗像市消防団	宗像市池田	第13分団
	第14分団—1	宗像市消防団	宗像市上八	第14分団
	第14分団—2	宗像市消防団	宗像市上八	第14分団
	第15分団—1	宗像市消防団	宗像市大島	第15分団

第 1 6 分団— 1	宗像市消防団	宗像市大島	第 1 6 分団
機能別分団— 1	宗像市消防団	宗像市東郷一丁目	機能別分団
機能別分団— 2	宗像市消防団	宗像市東郷一丁目	機能別分団
消防本部— 1	宗像地区消防本部	宗像市田熊五丁目	宗像地区消防本部
消防本部— 2	宗像地区消防本部	宗像市田熊五丁目	宗像地区消防本部
消防本部— 3	宗像地区消防本部	宗像市大島	宗像地区消防本部

(2) 無線局 (同報系)

親局 60MHz帯 (10W)

中継局 60MHz帯

屋外拡声子局 60MHz帯

種別	呼出呼称	設置場所 (常置)		配置先
		名称	位置	
親局	ぼうさいむなかたしやくしょ	宗像市役所	宗像市東郷一丁目	危機管理課
中継局	ぼうさいむなかたおおしまちゅうけい	御岳山	宗像市大島	危機管理課
	ぼうさいむなかたあかまこみせん	赤間地区コミュニティ・センター	宗像市赤間	危機管理課
子局	むなかたかねざき 1	宗像市鐘崎	宗像市鐘崎	危機管理課
	むなかたきょうどまりひがし	宗像市鐘崎	宗像市鐘崎	危機管理課
	むなかたきたまち	北町公民館	宗像市鐘崎	危機管理課
	むなかたはまのうえ	浜ノ上公民館	宗像市上八	危機管理課
	むなかたかねざき 2	NTT 陸揚室	宗像市 1 1 3 よ小林班	危機管理課
	むなかたげんかいひがししょう	玄海東小学校	宗像市田野	危機管理課
	むなかたさつきまつばらちゅうしゃじょう		宗像市 1 1 3 よ小林班	危機管理課
	むなかたじてんしゃどうきゅうけいじょ	宗像市江口	宗像市江口	危機管理課
	むなかたしょうねんしぜんのいえ	宗像市神湊	宗像市神湊	危機管理課
	むなかたみちのえき	道の駅むなかた	宗像市江口	危機管理課
	むなかたこうのみなと 1	汚水中継ポンプ場	宗像市神湊	危機管理課
	むなかたこうのみなと 2	宗像市神湊	宗像市神湊	危機管理課
	むなかたしょうわまちしゅうかいじょう	昭和町集会場	宗像市神湊	危機管理課

	むなかたこうのみなと3	宗像市神湊	宗像市神湊	危機管理課
	むなかたいむたしゅうかい じょう	井牟田集会場	宗像市神湊	危機管理課
	むなかたげんかいこみせん	宗像市牟田尻	宗 像 市 牟 田 尻	危機管理課
	むなかたおおしまぎょうせ いせんたー	大島行政センター	宗像市大島	危機管理課
	むなかたおおしまこうわん こうえん	港湾運動公園	宗像市大島	危機管理課
	むなかたおおしまがくえん	大島学園	宗像市大島	危機管理課
	むなかたおおしまうんど うじょう	大島運動場	宗像市大島	危機管理課
	むなかたおおしまいわせ	宗像市大島	宗像市大島	危機管理課
	むなかたおおしまつわせ	宗像市大島	宗像市大島	危機管理課
	むなかたじのしまとまり	宗像市地島	宗像市地島	危機管理課
	むなかたじのしまとよおか	宗像市地島	宗像市地島	危機管理課

2-2 水防倉庫（水防機材・資材）

（宗像市）

区分		水防倉庫名及び所在地				計
		第一水防倉庫 勤労者体育センター	第二水防倉庫 宗像市役所	第三水防倉庫 城山中学校下	第四水防倉庫 大島行政センター	
水防機材・資材	トラック	—	1	—	—	1
	一輪車	—	3	—	—	3
	舟	—	1	—	—	1
	無線機	—	4	—	—	4
	カケヤ	3	12	3	12	30
	スコップ	9	26	6	6	47
	ハンマー	—	5	—	—	5
	ツルハシ	5	12	4	7	28
	クワ	4	13	4	—	21
	カマ	—	7	2	—	9
	ザル	9	10	7	—	26
	ノコギリ	—	6	1	—	7
	トビロ	—	3	—	—	3
	照明灯	—	16	—	—	16
	土のう袋	2600	3720	2000	500	8820
	杭丸太	800	438	252	100	1590
	ビニールシート	156	241	13	50	460
	ロープ（巻）	—	35	—	—	35
	（ビニールひも）	12	41	23	—	76
	斧	—	2	—	—	2
	カラーコーン	15	76	31	20	142
	コンパネ	14	22	16	30	82
	土のう	340	320	110	100	870
	水土のう	—	329	—	140	469

2－3 給水車及び給水タンク等保有状況一覧

種 類		数 量	備 考
給水車（トラック）	1.5t	1	宗像地区事務組合
給水タンク	1.0t	3	宗像地区事務組合
耐震性貯水槽	40.0t	1	指定避難所：宗像ユリックス
飲料水保存タンク	20.0t	1	指定避難所：大島小中学校

2－4 浄水施設

施設名	住 所	処理能力	備 考
多礼浄水場	多禮 298 番地	29,600m ³ /日	宗像地区事務組合
大島浄水場	大島 1219-1	440m ³ /日	宗像地区事務組合
地島浄水場	地島泊 100-1	100m ³ /日	宗像地区事務組合

2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所

(1) 指定避難所

No.	施設名	所在地	収容人員 算定面積 (㎡)	収容人員 (人)	電話番号 (0940)	兼指定 緊急避難 場所
1	吉武小学校	武丸 644	693	116	32-3073	○
2	赤間小学校	赤間 1 丁目 4-1	776	129	32-3029	○
3	赤間西小学校	土穴 633-2	718	120	33-5111	○
4	自由ヶ丘南小学校	朝町 1124-2	733	122	35-4020	○
5	河東小学校	稲元 5 丁目 1-2	648	108	32-2026	○
6	河東西小学校	樟陽台 1 丁目 15-7	787	131	34-1233	○
7	南郷小学校	原町 2110-1	663	111	36-2513	○
8	東郷小学校	田熊 3 丁目 4-1	690	115	36-2064	○
9	日の里東小学校	日の里 4 丁目 21	582	97	36-0011	○
10	日の里西小学校	日の里 8 丁目 20	646	108	36-5400	○
11	玄海小学校	江口 965	410	68	62-0025	○
12	玄海東小学校	田野 1382	479	80	62-2500	○
13	地島小学校	地島 428-1	334	56	62-1171	○
14	大島学園	大島 1163-1	799	133	72-2300	○
15	城山中学校	陵巖寺 1 丁目 13-1	891	149	32-3039	○
16	自由ヶ丘中学校	朝町 1019-4	950	158	33-3767	○
17	河東中学校	城西ヶ丘 6 丁目 15-1	946	158	33-7700	○
18	中央中学校	久原 244	1,082	180	36-2041	○
19	日の里中学校	日の里 8 丁目 8	994	166	36-5325	○
20	玄海中学校	江口 965	1,060	177	62-0135	○
21	吉武地区コミュニティ・センター	吉留 3519-1	367	61	32-5904	○
22	赤間地区コミュニティ・センター	赤間 2 丁目 3-1	597	100	39-7051	○
23	赤間西地区コミュニティ・センター	三郎丸 5 丁目 2-24	490	82	38-9506	○
24	自由ヶ丘地区コミュニティ・センター	自由ヶ丘 3 丁目 12-11	594	99	32-5594	○
25	河東地区コミュニティ・センター	須恵 1 丁目 4-1	490	82	35-1837	○
26	南郷地区コミュニティ・センター	野坂 2119-5	484	81	36-3465	○
27	東郷地区コミュニティ・センター	田熊 6 丁目 7-25	466	78	36-7711	○
28	池野地区コミュニティ・センター	池田 1300	307	51	62-2003	○
29	岬地区コミュニティ・センター	鐘崎 776-4	436	73	62-2656	○
30	玄海地区コミュニティ・センター	牟田尻 1601	381	64	62-1642	○
31	大島地区コミュニティ・センター	大島 1194-1	328	55	72-2321	○
32	市民体育館	稲元 5 丁目 2-1	2,338	390	32-1230	○
33	勤労者体育センター	須恵 1 丁目 4-1	644	107	32-1230	○
34	メイトム宗像	久原 180	1,979	330	36-0311	○
35	宗像ユリックス	久原 400	5,459	910	37-0753	
36	B&G 海洋センター	江口 965-2	746	124	62-2119	○
37	福岡県立宗像高校	東郷 6-7-1	2,348	391	36-2019	
38	東海大学付属福岡高等学校	田久 1-9-2	477	80	32-3311	○
計			33,812	5,640		

・指定避難所は避難者を収容する建物を有する施設とし、学校は体育館、宗像ユリックスは本館、また、地島小学校は施設の安全性の確認が出来次第の利用とする。

・収容人員（人）＝収容人員算定面積（㎡）／6㎡

(2) 指定緊急避難場所（小学校校区别）

小学校区	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類						
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水はん濫
吉武	吉武小学校	武丸 644	○	○	○	○	○	○	○
	吉武地区コミュニティ・センター	吉留 3519-1	○	○	○	○	○	○	○
赤間	赤間小学校	赤間 1 丁目 4-1	○	○	○	○	○	○	○
	城山中学校	陵厳寺 1 丁目 13-1	○	○	○	○	○	○	○
	赤間地区コミュニティ・センター	赤間 2 丁目 3-1	×	○	○	○	○	○	○
	街道の駅赤馬館	赤間 4 丁目 1-8	○	○	○	○	○	○	○
	スーパービバホーム赤間店 (駐車場)	田久 2 丁目 1-1	○	○	○	○	○	○	○
赤間西	赤間西地区コミュニティ・センター	三郎丸 5 丁目 2-24	×	○	○	○	○	○	○
	赤間西小学校*	土穴 633-2	○	○	○	○	○	○	○
自由ヶ丘	自由ヶ丘地区コミュニティ・センター	自由ヶ丘 3 丁目 12-11	○	○	○	×	○	○	○
	東海大学付属福岡高等学校	田久 1-9-2	○	○	○	○	○	○	○
自由ヶ丘南	自由ヶ丘南小学校	朝町 1124-2	○	○	○	○	○	○	○
	自由ヶ丘中学校	朝町 1019-4	○	○	○	○	○	○	○
河東・赤間西	サンリブくりえいと宗像 (立体駐車場)	くりえいと 1 丁目 5-1	○	○	○	○	○	○	○
	株式会社くりえいと 管理駐車場	くりえいと 3 丁目 3 番 1 号付近	○	○	○	○	○	○	○
河東	河東小学校	稲元 5 丁目 1-2	○	○	○	○	○	○	○
	河東中学校	城西ヶ丘 6 丁目 15-1	○	○	○	○	○	○	○
	河東地区コミュニティ・センター	須恵 1 丁目 4-1	×	○	○	○	○	○	○
	市民体育館	稲元 5 丁目 2-1	○	○	○	○	○	○	○
	勤労者体育センター	須恵 1 丁目 4-1	×	○	○	○	○	○	○
河東西	河東西小学校	樟陽台 1 丁目 15-7	○	○	○	○	○	○	○
南郷	南郷小学校	原町 2110-1	○	○	○	○	○	○	○
	南郷地区コミュニティ・センター	野坂 2119-5	○	○	○	○	○	○	○
	トリアーダ宗像 (駐車場)	原町 271 他	○	○	○	○	○	○	○
東郷	東郷小学校	田熊 3 丁目 4-1	×	○	○	○	○	○	○
	中央中学校	久原 244	○	○	○	○	○	○	○
	東郷地区コミュニティ・センター	田熊 6 丁目 7-25	×	○	○	○	○	○	×
	メイトム宗像	久原 180	○	○	○	○	○	○	○
	宗像地域医療センター	田熊 5 丁目 5 番 3 号	○	○	○	○	○	○	○

小学校区	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類						
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水はん濫
日の里東	日の里東小学校	日の里 4 丁目 21	○	○	○	○	○	○	○
日の里西	日の里西小学校	日の里 8 丁目 20	○	○	○	○	○	○	○
	日の里中学校	日の里 8 丁目 8	○	○	○	○	○	○	○
玄海	玄海小学校	江口 965	○	○	○	○	○	○	○
	玄海中学校	江口 965	○	○	○	○	○	○	○
	玄海地区コミュニティ・センター	牟田尻 1601	×	○	○	○	○	○	×
	B&G 海洋センター	江口 965-2	○	○	○	○	○	○	○
	道の駅むなかた	江口 1172	○	○	×	○	×	○	○
	海の道むなかた館	深田 588	×	○	×	○	×	○	×
	神湊港渡船ターミナル	神湊 487-51	○	○	×	○	×	○	○
	ゆうゆうぷらざ	神湊 118-4	○	○	○	○	○	○	○
玄海東	玄海東小学校	田野 1382	○	○	○	○	○	○	○
	池野地区コミュニティ・センター	池田 1300	○	○	○	○	○	○	○
	岬地区コミュニティ・センター	鐘崎 776-4	○	○	×	○	×	○	○
	介護付軽費老人ホーム岬	上八 762-3	○	○	○	○	○	○	○
地島	地島小学校	地島 428-1	○	×	○	○	○	○	○
大島	大島学園	大島 1163-1	○	○	○	○	○	○	○
	大島地区コミュニティ・センター	大島 1194-1	○	○	○	○	○	○	○
	大島港渡船ターミナル	大島 1809-39	○	○	×	○	×	○	○

○：対象とする異常な現象の種類により、指定緊急避難場所として指定する施設
 ×：対象とする異常な現象の種類により、気象、立地条件等により指定緊急避難場所として指定をしない施設

2－6 資機材配備状況一覧表

資機材	備考	城山 中学校	市民 体育館	急患 センタ ー講堂	ゆう ゆう プラザ	大島 地区 コミ	吉武 地区 コミ	赤間 西小 学校	東海 大福 岡高 校	河東 西小 学校	南郷 地区 コミ	宗像 高 校	日の 里中 学校	池野 地区 コミ	玄海 東小 学校	赤間 小 学校	自由 ヶ丘 南小 学校	日の 里東 小 学校	吉武 小 学校	河東 小 学校	南郷 小 学校
発電機		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ポータブル電源MPS2000（2024年度納入）		1	1	(1)	(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ポータブル電源（ソーラパネル付）		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
スポットクーラー		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
LEDバルーン投光器	スーツケース（灰色）に入ってます。	2	2	(2)	(2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
バック毛布	1つの段ボールに10袋。1袋10枚入り。	80	390	40	40	30	40	120	50	140	50	200	170	30	80	130	130	60	120	60	120
浄水機		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
空気清浄機		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
段ボールベッド		15	15	(15)	(15)	15	15	15	15	15	15	15	15	10	15	15	15	15	0	0	0
マンホールトイレ		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
組立てリヤカー		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
担架		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
車椅子		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
救急箱（50人用）		2	8	(1)	(1)	1	1	3	1	3	1	4	4	1	2	3	3	2	3	2	3
人工呼吸用携帯マスク	救急箱に入ってます。	2	8	(1)	(1)	1	1	3	1	3	1	4	4	1	2	3	3	2	3	2	3
クイックパーテーション		10	10	10	(10)	10	10	10	5	10	10	10	10	5	10	0	0	0	0	0	0
カセットコンロ（ケース付き）		1	4	(1)	(1)	1	1	2	1	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	1	2
カセットガス（3本セット）		2	8	(2)	(2)	2	2	4	2	4	2	8	4	2	2	4	4	2	4	2	4
やかん		1	4	(1)	(1)	1	1	2	1	2	1	2	2	1	1	2	2	1	2	1	2
アルファ米（五目ごはん）	保存年限5年	144	702	72	72	54	72	216	90	252	90	0	306	54	144	234	234	108	216	108	216
アルファ米（たけのこごはん）	保存年限5年	144	702	72	72	54	72	216	90	252	90	360	306	54	144	234	234	108	216	108	216
アルファ米（きのこごはん）	保存年限5年	144	702	72	72	54	72	216	90	252	90	360	306	54	144	234	234	108	216	108	216
アルファ米（エビピラフ）	保存年限5年	144	702	72	72	54	72	216	90	252	90	360	306	54	144	234	234	108	216	108	216
アルファ米（チキンライス）	保存年限5年	144	702	72	72	54	72	216	90	252	90	360	306	54	144	234	234	108	216	108	216
保存水（500ml）	保存年限5年	280	###	140	140	100	140	420	180	500	180	720	600	100	280	460	460	200	420	200	420
粉ミルク	保存年限1年半	2	10	(1)	(1)	1	1	3	2	4	2	8	4	1	2	4	4	2	3	2	3
哺乳びん		2	8	(1)	(1)	1	1	3	1	3	1	4	4	1	2	3	3	2	3	2	3
女性更衣室・授乳室用テント（ワインレッド系）		2	4	(2)	(2)	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
男性更衣室用テント（モスグリーン系）		1	3	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
紙おむつ（幼児用）		1	4	(1)	(1)	1	1	2	1	2	1	4	2	1	1	2	2	1	0	0	0
紙おむつ（大人用）		1	4	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	4	2	1	1	1	1	1	0	0	0
生理用品		6	27	(3)	(3)	3	3	9	4	10	4	16	12	3	6	9	9	5	0	0	0
マスク（子供用）	50枚入り	1	4	(1)	(1)	1	1	1	1	2	1	4	2	1	1	1	1	1	0	0	0
マスク（大人用）	50枚入り	2	8	(1)	(1)	1	1	3	1	3	1	4	4	1	2	3	3	2	0	0	0
アルコールウェットティッシュ		80	390	(40)	(40)	30	40	120	50	140	50	200	170	30	80	130	130	60	0	0	0
消毒液		2	8	(1)	(1)	1	1	3	1	3	1	4	4	1	2	3	3	2	0	0	0
トイレ用テント		4	16	(2)	(2)	2	2	6	2	6	2	8	6	2	4	6	6	2	4	2	4
簡易組立トイレ		4	16	(2)	(2)	2	2	6	1	6	2	8	6	2	4	6	6	2	4	2	4
簡易トイレ用薬剤等（100回分）		3	12	(2)	(2)	1	2	4	2	5	2	8	6	1	3	4	4	2	4	2	4
トイレトペーパー		1	4	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	4	2	1	1	1	1	1	0	1	1
ゴミ袋		3	12	(2)	(2)	1	2	4	2	5	2	8	6	1	3	4	4	2	0	0	0
ロープ		1	1	(1)	(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救急シート	金色外側：保温効果、銀色外側：断熱効果	80	390	(40)	(40)	30	40	120	50	140	50	200	170	30	80	130	130	60	120	60	120
タオル		240	###	(120)	(120)	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軍手		40	195	(40)	(40)	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多機能ナイフ	ナイフ・ハサミ・ドライバー等	1	1	(1)	(1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コードリール（ドラム）		1	3	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
延長コード（PCタップ）		1	7	(1)	(1)	1	1	2	1	1	2	1	4	3	1	2	2	1	0	0	0
携帯用充電器		8	39	(4)	(4)	3	4	12	5	14	5	20	17	3	8	13	13	6	0	0	0
メガホン		2	2	(2)	(2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0
懐中電灯		8	39	(4)	(4)	3	4	12	5	14	5	20	17	3	8	13	13	6	12	6	12
ラジオ		1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
LEDランタン		8	24	(6)	(6)	6	6	10	6	10	6	36	12	6	8	10	10	6	8	6	8
単一型乾電池（2本／組）		28	110	(17)	(17)	15	17	39	19	43	19	96	52	15	28	41	41	21	36	21	36
単二型乾電池（2本／組）		3	3	(3)	(3)	3	3	3	3	3	3	12	3	3	3	3	3	3	3	3	3
単三型乾電池（2本／組）		6	6	(6)	(6)	6	6	6	6	6	6	24	6	6	6	6	6	6	6	6	6
プライベートテント		4	4	(3)	(3)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
エアベッド		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0	0

※ () は市役所、ユリックスで保管

資機材	備考	東郷小学校	日の里西小学校	玄海小学校	地島小学校	大島学園	自由ヶ丘中学校	河東中学校	中央中学校	玄海中学校	赤間地区コミ	赤間西地区コミ	河東地区コミ	東郷地区コミ	玄海地区コミ	岬地区コミ	メイトム宗像	宗像ユリックス	自由ヶ丘地区コミ	市役所	合計
発電機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	2	36
ポータブル電源MPS2000（2024年度納入）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
ポータブル電源（ソーラパネル付）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14
スボットクローラー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	18
LEDバルーン投光器	スーツケース（灰色）に入ってます。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	4	72
バック毛布	1つの段ボールに10枚。1袋10枚入り。	120	60	40	60	140	80	80	90	180	50	50	50	40	40	40	170	830	50	0	4250
浄水機		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	35
空気清浄機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14
段ボールベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	250
マンホールトイレ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	36
組立てリヤカー		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	36
担架		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	36
車椅子		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	36
救急箱（50人用）		3	2	1	2	3	2	2	2	4	1	1	1	1	1	1	4	20	1	0	99
人工呼吸用携帯マスク	救急箱に入ってます。	3	2	1	2	3	2	2	2	4	1	1	1	1	1	1	4	20	1	0	99
クイックパーテーション		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	130
カセットコンロ（ケース付き）		2	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	10	1	0	60
カセットガス（3本セット）		4	2	2	2	4	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	4	20	2	0	124
やかん		2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	10	1	0	60
アルファ米（五目ごはん）	保存年限5年	216	108	72	108	252	144	144	162	324	90	90	90	72	72	72	306	###	90	0	7074
アルファ米（たけのこごはん）	保存年限5年	216	108	72	108	252	144	144	162	324	90	90	90	72	72	72	306	###	90	0	7650
アルファ米（きのこごはん）	保存年限5年	216	108	72	108	252	144	144	162	324	90	90	90	72	72	72	306	###	90	0	7650
アルファ米（エビビラフ）	保存年限5年	216	108	72	108	252	144	144	162	324	90	90	90	72	72	72	306	###	90	0	7650
アルファ米（チキンライス）	保存年限5年	216	108	72	108	252	144	144	162	324	90	90	90	72	72	72	306	###	90	0	7650
保存水（500ml）	保存年限5年	420	200	140	200	500	280	280	320	640	180	180	180	140	140	140	600	###	180	0	#####
粉ミルク	保存年限1年半	3	2	1	2	4	2	2	3	5	2	2	2	1	1	1	4	22	2	0	119
哺乳びん		3	2	1	2	3	2	2	2	4	1	1	1	1	1	1	4	19	1	0	98
女性更衣室・授乳室用テント（ワインレッド系）		2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	3	5	2	0	81
男性更衣室用テント（モスグリーン系）		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	4	1	0	45
紙おむつ（幼児用）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	34	0	0	62
紙おむつ（大人用）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	28	0	0	52
生理用品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	174	0	0	312
マスク（子供用）	50枚入り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	33	0	0	58
マスク（大人用）	50枚入り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	55	0	0	98
アルコールウェットティッシュ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	###	0	0	4250
消毒液		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	55	0	0	98
トイレ用テント		4	2	2	2	6	4	4	4	8	2	2	2	2	2	2	6	36	2	0	176
簡易組立トイレ		4	2	2	2	6	4	4	4	8	2	2	2	2	2	2	6	36	2	0	175
簡易トイレ用薬剤等（100回分）		4	2	2	2	5	3	3	3	6	2	2	2	2	2	2	6	28	2	0	147
トイレットペーパー		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	9	1	0	53
ゴミ袋		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	82	0	0	147
ロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0	36
救急シート	金色外側：保温効果、銀色外側：断熱効果	120	60	40	60	140	80	80	90	180	50	50	50	40	40	40	170	910	50	0	4250
タオル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	510	###	0	0	#####
軍手		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	###	0	0	2125
多機能ナイフ	ナイフ・ハサミ・ドライバー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0	36
コードリール（ドラム）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	0	49
延長コード（PCタップ）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	41	0	0	75
携帯用充電器		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	238	0	0	425
メガホン		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	40	0	0	72
懐中電灯		12	6	4	6	14	8	8	9	18	5	5	5	4	4	4	17	91	5	0	425
ラジオ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	36
LEDランタン		8	6	6	6	10	8	8	8	14	6	6	9	6	6	6	12	46	6	0	363
単一型乾電池（2本／組）		36	21	17	21	43	28	28	30	57	19	19	24	17	17	17	52	259	19	0	1401
単二型乾電池（2本／組）		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	117
単三型乾電池（2本／組）		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	234
プライベートテント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	45
エアベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	300

2-7 要配慮者利用施設

(1) 保育所

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	赤間保育園	赤間 4-7-1	32-6246	
2	恵愛保育園	三郎丸 1-11-28	32-3265	
3	西海保育園	東郷 4-6-8	36-8430	
4	日の里東保育園	日の里 5-3-1	36-5803	
5	さくらんぼ保育園	日の里 9-12-1	37-2078	
6	野ばら保育園	久原 900-2	36-0849	
7	野ばら第二保育園	朝町 707-2	32-2390	
8	第二赤間保育園	広陵台 1-8-4	34-1202	
9	玄海風の子保育園	江口 916-57	62-9088	
10	平等寺保育園	平等寺 465-1	33-2554	
11	ひかり幼保育園	陵巖寺 2-19-1	33-5301	
12	かとう保育園	城西ヶ丘 6-16	35-6655	
13	みつぼし幼保育園	徳重 201-1	48-9022	
14	かとう西保育園	河東 1616-1	35-6655	
15	野ばら保育園ユリックス分園	久原 400	36-0849	
16	ひかり幼保育園ひのさと分園	日の里 5 丁目 3 番 98 号	55-3492	
17	第二赤間保育園 (分園)	広陵台 1-7-3	34-1202	

(2) 幼稚園

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	浄徳寺幼稚園	光岡 686	36-2534	
2	日の里幼稚園	日の里 2-3-8	36-0056	
3	博多のびっこ幼稚園	日の里 7-18-1	36-7473	
4	玄海ゆりの樹幼稚園	上八 1974	62-2075	
5	玄海ゆりの樹幼稚園地島分園	地島 428-1	62-1231	
6	福岡教育大学附属幼稚園	赤間文教町 1-30	35-1262	

(3) 認定こども園

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	東郷信愛幼稚園	田熊 5-8-5	36-1137	
2	赤間くるみ幼稚園	富地原 1075	33-3501	
3	東海大学付属自由ヶ丘幼稚園	田久 1-9-3	32-1119	
4	いちごいちえん	宮田 1-6-2	32-8560	
5	いちごいちえん分園	田久 2-5-25	32-8560	

(4) 託児・一時預かり施設

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	チャイルドハウス	日の里 1-31-1	37-1030	
2	むなかたスター保育園	野坂 2652-1	37-8020	
3	じゅうがおかほいくえん	自由ヶ丘 1-1-5	62-5953	
4	福岡ヤクルト販売(株)東郷託児所	田熊 1-3-35	37-1421	
5	なかよし保育園	田熊 5-5-3 新館 3 階	37-1873	
6	大島へき地保育所	大島 1178	72-2534	
7	Caren 保育園 くりえいと	くりえいと 3-4-9	22-8122	
8	なかよし保育園 (静かの海)	石丸 1-3-1	36-9004	

(5) 学童保育所 (放課後児童クラブ)

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	吉武小学校学童保育所	武丸 637-6	33-3065	
2	赤間小学校第 1 学童保育所	赤間 1-4-2	33-5706	
3	赤間小学校第 2 学童保育所	赤間 1-4-2	33-5728	
4	赤間小学校第 3 学童保育所	赤間 1-4-2	35-2833	
5	赤間西小学校学童保育所	土穴 633-3	33-2594	
6	自由ヶ丘小学校第 1 学童保育所	自由ヶ丘 918-6	33-5707	
7	自由ヶ丘小学校第 2 学童保育所	自由ヶ丘 918-6	35-3191	
8	自由ヶ丘南小学校学童保育所	朝町 1124-2	35-4512	
9	河東小学校第 1 学童保育所	稲元 5-1-3	33-5705	
10	河東小学校第 2 学童保育所	稲元 5-1-2	33-5792	
11	河東西小学校第 1 学童保育所	樟陽台 1-15-11	33-9025	
12	河東西小学校第 2 学童保育所	樟陽台 1-15-11	32-6526	
13	南郷小学校学童保育所	原町 2110-1	36-1584	
14	東郷小学校第 1 学童保育所	田熊 3-4-1	37-1076	
15	東郷小学校第 2 学童保育所	田熊 3-4-1	37-0901	
16	日の里東小学校学童保育所	日の里 4-21	37-1053	
17	日の里西小学校第 1 学童保育所	日の里 8-20	37-0563	
18	日の里西小学校第 2 学童保育所	日の里 8-20	37-0033	
19	玄海小学校学童保育所	江口 965-3	62-0989	
20	玄海東小学校学童保育所	田野 1382	62-2689	

(6) 介護・高齢者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	特別養護老人ホーム みどり苑宗像	河東 1072-1	32-8720	○
2	デイサービス けやき通り	城西ヶ丘 4-20-2	72-7711	
3	和希	須恵 4-17-47	51-8800	○
4	デイサービスセンターいなもと	稲元 3-1-35	35-5584	
5	ライフステイむなかた	稲元 3-1-35	35-5580	○
6	宗寿園デイサービスセンター暖々	稲元 5-2-2	33-0246	
7	デイサービスセンターゆう	稲元 5-2-2	33-2681	
8	宗寿園グループホーム愛々	稲元 5-2-2	33-3008	○
9	介護老人保健施設 宗像アコール (通所リハビリテーション)	光岡 130	36-8181	
10	介護老人保健施設 宗像アコール	光岡 130	36-8181	○
11	ライトケアセンター ひかりの里	光岡 139-6	72-4949	
12	ひかりの里	光岡 139-6	34-2525	○
13	グリーンケア・デイサービス宗像	宮田 1-1-23	32-6080	
14	デイサービス ラディアむなかた	宮田 2-9-1	35-7700	
15	ラディアむなかた	宮田 2-9-1	35-7700	○
16	デイケアセンター日の里クリニック	日の里 1-30-13	36-8228	
17	はるかぜの郷	日の里 1-30-6	36-8228	○
18	ライトケアセンター日の里	日の里 4-22-9	62-6780	
19	ウイズライト日の里	日の里 4-22-9	62-6780	○
20	ニチイケアセンター日の里 ニチイのやわらぎ	日の里 7-25-2	36-6011	○
21	ニチイケアセンター日の里 ニチイのほほえみ	日の里 7-25-2	36-6051	○
22	デイサービスセンターみのり	田熊 1-3-3	36-7333	
23	東郷外科はつらつデイケア	田熊 4-2-6	36-4146	
24	宗像医師会 介護老人保健施設 よつづか (通所リハビリテーション)	田熊 5-5-6	37-0681	
25	宗像医師会 介護老人保健施設 よつづか	田熊 5-5-6	37-0681	○
26	グループホームファミリー	平井 1-19-1	37-0004	○
27	宗像デイサービスセンターなごみ	大井 324-1	37-8505	
28	特別養護老人ホーム宗像わかば苑	大井 2065-1	37-0150	○
29	宗像第二わかば苑	大井 2065-1	72-4451	○
30	むなかた短期入所生活介護サービス	用山 471-5	38-3910	○
31	特別養護老人ホーム むなかた	用山 471-5	38-3910	○
32	ライズケアセンター	東郷 126-4	39-3309	
33	ライズトレーニングセンターアクティブ	東郷 127-1	72-4245	

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
34	通所介護ライズ	東郷 129-1	36-2878	
35	認知症対応型共同生活介護 グレース東郷	東郷 173-1	72-1878	○
36	愛グループ シャングリラ(通所介護)	東郷 3-2-1	37-0552	
37	愛グループ シャングリラ	東郷 3-2-1	37-0552	○
38	デイサービス みあらか	東郷 3-6-14	51-3281	
39	摩利支病院デイケアセンター	東郷 6-2-10	34-8010	
40	まりしの郷里 あやとり	東郷 6-2-19	36-2626	○
41	まりしの郷里 みち	東郷 6-2-19	36-2625	○
42	カーサ フェリーチェ	東郷 6-5-24	36-7077	○
43	ケアハウス宗像	久原 75-8	36-8200	○
44	ケアポート玄海 デイサービスセンター	神湊 118-2	62-4312	
45	特別養護老人ホームケアポート玄海	神湊 118-2	62-4312	○
46	ケアハウスはまゆう	神湊 118-2	62-4398	○
47	デイサービスセンター湊の杜	神湊 411	62-7031	
48	ファミエール湊の杜	神湊 411	62-7001	○
49	ウェルフェアガーデン	牟田尻 1616	39-3360	
50	ホームホスピスひさの	多禮 594	62-0576	○
51	岬	上八 762-3	62-7200	○
52	デイサービスぬくもり	上八 794	62-1555	
53	陽の枝デイサービスセンター	上八 1928	62-3087	○
54	グループホーム 杏	田野 1370-2	62-6370	○
55	あい企画有限会社 あいデイサービス玄海	田野 1430-18	62-9600	
56	デイサービス ゆいまーる	池田 2983	62-7272	○
57	デイサービスセンターしおん	三郎丸 2-1-1	39-7530	
58	はーとらいふ宗像	三郎丸 2-1-1	39-7530	○
59	グループホームつぶら	陵厳寺 2-29-6	39-3520	○
60	特別養護老人ホーム城山之荘	石丸 1-3-1	36-9004	○
61	デイサービス 悠里	石丸 1-3-1	36-9352	
62	悠里	石丸 1-3-1	36-9004	○
63	小規模多機能型居宅介護 城山庵	石丸 1-3-27	33-8966	○
64	認知症対応型共同生活介護 城山庵	石丸 1-3-27	33-8966	○
65	赤間病院デイケアセンター	石丸 1-6-7	38-0590	
66	医療法人光洋会 つたがたけ	石丸 1-6-7	32-2261	
67	さわやか宗像館	石丸 1-13-2	38-8855	○
68	ゆとりの里	石丸 2-1-1	36-9331	○
69	デイサービス よりあいの家	武丸 917-1	36-9816	
70	よりあいの家	武丸 917-1	36-9816	○
71	よりあいの家Ⅱ	武丸 923	36-9816	○

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
72	あいでい富地原	富地原 1361-9	33-9001	
73	ライトリハセンター	富地原 1824-1	62-6066	
74	デイサービス宗像のたいよう	徳重字沼 503-2	72-5920	
75	向日葵宗像	田島 2290-1	62-7015	
76	グループホームさわやかむなかたのもり	自由ヶ丘 2-17-1	39-8500	○
77	デイサービスほがらか	自由ヶ丘 3-11-11	39-7617	
78	ベストケア・デイサービスセンター宗像	自由ヶ丘 3-12-10	51-5948	
79	デイサービスセンター温々庵	自由ヶ丘 6-12-12	38-8017	
80	くつろぎの郷	自由ヶ丘 8-17-1	35-0057	○
81	自由ヶ丘デイサービスセンター	自由ヶ丘 11-22-1	35-2570	
82	住宅型有料老人ホームライズセントラル	徳重 1-2-19	72-4161	○
83	ライズセントラル杏	徳重 1-2-20	72-5121	○
84	特別養護老人ホーム あかま	田久 3-11-1	38-9000	○
85	デイサービスなないろ	日の里 9-2-9	62-5222	
86	福朗舎	泉ヶ丘 1-4-10	51-1987	

※ 備考欄 ○：入所（夜間滞在）施設

（７）障がい者施設・福祉施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	むなかた苑	宗像市田久 2-5-1	35-1824
2	むなかた苑障害者福祉センター 和の倶楽部	宗像市田久 2-5-1	35-1824
3	玄海はまゆう学園	宗像市江口 68	62-3112
4	緑ヶ丘学園	宗像市大井 1512-1	37-1550
5	くすの木園	宗像市用山 433-1	37-2555
6	はまゆうワークセンター宗像	宗像市自由ヶ丘南 3-32	38-0188
7	はまゆうワークセンター自由ヶ丘	宗像市自由ヶ丘 3-16-1	35-7171
8	宗像コスモス会共同作業所	宗像市田熊 1-3-36	37-3761
9	宗像学園	宗像市吉留 515-1	39-2010
10	宗像多機能型事業所	宗像市吉留 51-5-2	62-5006
11	宗像さざなみ	宗像市神湊 485-55	62-7557
12	浜千鳥	宗像市神湊 118-4	62-1167
13	ゆりジョブ	宗像市赤間駅前 1-2-14 1F	72-4340
14	ゆり庵デイライフサポート	宗像市東郷 1-9-18	72-4904
15	アシスト宗像ワークセンター	宗像市東郷 1-976-1	37-8755
16	ワーク＆ライフサポート イキシア	宗像市日の里 1-29-7	39-3086

17	障がい者就労定着支援センター イキシア	宗像市日の里 1-29-7	39-3086
18	イキシア エンプロイメント タイプ in 宗像	宗像市日の里 1-29-4	62-5445
19	イキシア オフィスタイプ in 宗像	宗像市田熊 3-7-20 第 2 力丸ビル店舗	62-6567
20	ワーク&ライフサポート イキシア アカデミー	宗像市日の里 1-11-10 日の里文化センタービル 1 階 B	39-3324
21	障がい者就労定着支援センター イキシア 田熊事業所	宗像市田熊 3-7-20 第 2 力丸ビル店舗	62-6567
22	宗像医師会 介護老人保健施設 よつづか	宗像市田熊 5-5-6	37-0681
23	障害者就労支援 丘の上の街	宗像市田久 1090-83	51-4325
24	玄海さつきの杜	宗像市上八 1989-1	62-8288
25	小さなあしあと	宗像市公園通り 1-9-3	62-8355
26	D&I ライフ	宗像市王丸 772	080-9108-3058
27	ラインアップはまゆう	宗像市田野 310	62-3144
28	さつき学院 宗像キャンパス	宗像市自由ヶ丘南 3-30-4	39-3686
29	在宅型就労移行支援 ホープ福岡	宗像市赤間駅前 1-2-1 801 号	62-5514
30	デイ・ワークセンター こみこみ	宗像市徳重 172-2	51-5216
31	デイ・ワークセンター こみこみ	宗像市田熊 1-5-25	51-5216
32	就労支援センター すたんどあつぷ	宗像市日の里 1-11-1 早川ビル 2 階 7 号室	62-5580
33	しょうふく	宗像市日の里 1-11-1 早川ビル 2 階 8 号室	39-3558
34	オーガニックパパ	宗像市日の里 5-3-98 305 号室	25-5552
35	ゆりワーク	宗像市東郷 1168-6	36-9070
36	さわやか愛の家 むなかた式番館	宗像市宮田 2-17-18	39-7001
37	福祉サポートセンター トイロ	宗像市東郷 5-4-34	51-5297
38	すすきファーム	宗像市自由ヶ丘 1-5-13	72-4396
39	ライフアップはまゆう 「シーサイドヒル」	宗像市田野字正吹 309 番地 1	62-3144

40	ライフアップはまゆう 「サニーヒル」	宗像市田野字正吹 310 番地	62-3144
41	ライフアップはまゆう 「フローラ」「リーベル」	宗像市陵厳寺 4-9-20	62-3144
42	くすくすホーム	宗像市用山 166-1	36-1561
43	くすくすホーム二号館	宗像市東郷 1-10-7	37-0135
44	宗像ホーム	宗像市吉留字惣原 515 番地 1	39-2010
45	ゆり庵「やまぶき邸」	宗像市稲元 6-10-11	39-3156
46	ゆり庵「つばき邸」	宗像土穴 1-10-37	39-3156
47	ゆり庵「ひまわり邸」	宗像土穴 1-10-37	39-3156
48	ゆり庵「すずらん」	宗像市稲元 6-10-12	39-3156
49	ゆり庵「かりん邸」	宗像市稲元 6-10-9	39-3156
50	ゆり庵「あさがお邸」	宗像市稲元 6-10-10	39-3156
51	宗像ゆうなぎ	宗像市神湊西口 450-5	62-8188
52	玄海さつきの杜	宗像市上八 1989-1	62-8288
53	にじいろ	宗像市田久 1-6-13	47-2121
54	藤の木	宗像市陵厳寺 4-9-18	32-7839
55	ミライホーム自由ヶ丘南	宗像市自由ヶ丘南 2-4-18	32-5924
56	ミライホーム自由ヶ丘	宗像市自由ヶ丘南 1-5-13	32-5924
57	ミライホーム陵厳寺	宗像市陵厳寺 1-11-27	72-5123
58	ミライホーム教育大前	宗像市石丸 3-5-10	32-5924
59	レジデンス 丘の上の街	宗像市石丸 1-5-1	51-4325
60	レジデンスⅡ	宗像市陵厳寺 4-6-11	51-4325
61	グループホームしんわ平井	宗像市平井 1-9-16 丸昭第 5 ビル	62-5590

(8) 障がい児通所支援施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	宗像市障害児通園施設「のぞみ園」	宗像市久原 180	37-0711
2	げんきっこくらぶ る一つ	宗像市日の里 5-3-98 48 棟 201、202	25-8550
3	ゆり庵キッズクローバー ひかりヶ丘	宗像市ひかりヶ丘 2-14-21	39-3367
4	宗像市障害児通所支援事業所 げんきっこくらぶ ほっぷ	宗像市久原 370-1	36-9260
5	良創夢発達支援ルーム らいく宗像店	宗像市東郷 2-1-13	62-5616
6	児童発達支援通所事業所 Jump	宗像市稲元 2-1-7	72-1995
7	子育て・発達さぽーとるーむ 「プレジャー」	宗像市光岡 104-3	62-5008
8	ゆり庵キッズクローバー 自由ヶ丘	宗像市宮田 1-8-10	62-5200
9	GROWING UP ぷらんぷらん	宗像市赤間 3-3-4	51-1050
10	放課後等デイサービス えるそるむなかつ	宗像市三倉 16-5	51-3445
11	さわやか愛の家 むなかつ館	宗像市石丸 1-13-2	35-7177
12	放課後等デイサービス みつは	宗像市池田 1268-7	48-9268
13	放課後等デイサービス あんだる (ANDAR)	宗像市田久 2-5-30	35-1824
14	放課後等デイサービス ピース	宗像市田久 5-3-10	72-6654
15	あっぷぷー	宗像市田熊 6-3-24	72-6893
16	放課後等デイサービス ゆづき	宗像市土穴 2-2-11	36-9477
17	げんきっこくらぶ じゃんぷ	宗像市自由ヶ丘 3-16-1	62-6363
18	放課後等デイサービス Raise (レイズ)	宗像市曲 1639-3	72-4500
19	放課後等デイサービス ピースセカンド	宗像市田久 4-8-18	51-4842
20	療育サポートセンター KOTOIRO 宗像	宗像市日の里 5-1-17 2 号室	37-5005
21	児童発達支援らびっと	宗像市石丸 2-13-15	090-5060- 9924
22	さわやか愛の家 むなかつ式番館	宗像市宮田 2-17-18	35-7222
23	保育所等訪問支援事業所レクモ	宗像市土穴 2-2-11	51-3720
24	児童発達支援・リハビリテーション Baby' breath 宗像	宗像市田久 4-17-15	51-1630
25	児童発達支援事業所にちにち	宗像市赤間 6-5-10	62-6666
26	宗像市田熊 1-1-32	宗像市田熊 1-1-32	62-6493

(9) 医療提供施設（病院・医科診療所）

① 病院

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	赤間病院	石丸 1-6-7	32-2206	
2	回生病院	朝町 200-1	33-3554	
3	蜂須賀病院	野坂 2650	36-3636	
4	摩利支病院	東郷 6-2-10	36-4150	
5	宗像医師会病院	田熊 5-5-3	37-1188	
6	宗像病院	光岡 130	36-2734	
7	森都病院	田久 3-3-1	32-0111	
8	北九州宗像中央病院	稲元 2-2-5	35-7788	

② 医科診療所（医科診療所にあつては患者を入院させるための施設を有するものに限る）

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	あさの葉レディースクリニック	くりえいと 2-3-45	35-4103	
2	宗像セントラルクリニック	宮田 2-11-10	35-7800	
3	東郷外科医院	田熊 4-2-6	36-4146	
4	林外科・内科クリニック	田久 4-15-12	33-5577	
5	日の里クリニック	日の里 1-30-13	36-5511	
6	ふじい眼科クリニック	くりえいと 2-3-44	35-5377	
7	渡辺整形外科医院	稲元 4-9-25	32-2600	

2-8 危険区域内の要配慮者利用施設

(1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

番号	施設区分	名称	住所	土砂災害 警戒区域 (イエロ ー)	土砂災害 特別警戒区域 (レッド)
1	(1) 保育園	日の里東保育園	日の里 5-3-1	○	—
2	(1) 保育園	野ばら保育園	久原 900-2	○	○
3	(1) 保育園	玄海風の子保育園	江口 916-57	○	○
4	(2) 幼稚園	玄海ゆりの樹幼稚園地島分園	地島 428-1	○	○
5	(2) 幼稚園	福岡教育大学附属幼稚園	赤間文教町 1-30	○	—
6	(3) 子ども園	東郷信愛幼稚園	田熊 5-8-5	○	—
7	(4) 託児	大島へき地保育所	大島 1178	○	—
8	(5) 学童	東郷小学校第 1 学童保育所	田熊 3-4-1	○	○
9	(6) 介護	介護老人保健施設 宗像アコール	光岡 130	○	—
10	(6) 介護	宗像医師会 介護老人保健施設 よつづか	田熊 5-5-6	○	—
11	(6) 介護	むなかた短期入所生活介護サー ビス	用山 471-5	○	○
12	(6) 介護	特別養護老人ホーム むなかた	用山 471-5	○	○
13	(6) 介護	ホームホスピスひさの	多禮 594	○	○
14	(6) 介護	デイサービスぬくもり	上八 794	○	—
15	(6) 介護	デイサービスなないろ	日の里 9-2-9	○	○
16	(7) 障がい	くすくすホーム	用山 166-1	○	—
17	(7) 障がい	くすの木園	用山 433-1	○	—
18	(7) 障がい	宗像医師会 介護老人保健施設 よつづか	田熊 5-5-6	○	—
19	(7) 障がい	ミライホーム教育大前	石丸 3-5-10	○	—
20	(9) 医療①	回生病院	朝町 200-1	○	○
21	(9) 医療②	渡辺整形外科医院	稲元 4-9-25	○	—
該当する施設数				21	9

(2) 洪水 (L2) 浸水想定区域内の要配慮者施設

番号	施設区分	名称	住所	浸水	家屋倒壊 河岸浸食
1	(1) 保育園	西海保育園	東郷 4-6-8	○	—
2	(1) 保育園	かとう西保育園	河東 1616-1	○	—
3	(2) 幼稚園	浄徳寺幼稚園	光岡 686	○	—
4	(3) こども園	いちごいちえん分園	田久 2-5-25	○	—
5	(4) 託児	Caren 保育園くりえいと	くりえいと 3-4-9	○	○
6	(4) 託児	なかよし保育園(静かの海)	石丸 1-3-1	○	—
7	(5) 学童	東郷小学校第2学童保育所	田熊 3-4-1	○	—
8	(6) 介護	特別養護老人ホーム みどり苑宗像	河東 1072-1	○	—
9	(6) 介護	デイサービスセンター いなもと	稲元 3-1-35	○	○
10	(6) 介護	ライフステイむなかた	稲元 3-1-35	○	○
11	(6) 介護	デイサービスセンターみのり	田熊 1-3-3	○	○
12	(6) 介護	東郷外科ショートステイ	田熊 4-2-6	○	○
13	(6) 介護	東郷外科はつらつデイケア	田熊 4-2-6	○	○
14	(6) 介護	宗像デイサービスセンター なごみ	大井 324-1	○	—
15	(6) 介護	ライズケアセンター	東郷 126-4	○	—
16	(6) 介護	ライズトレーニングセンター アクティブ	東郷 127-1	○	—
17	(6) 介護	通所介護ライズ	東郷 129-1	○	—
18	(6) 介護	認知症対応型共同生活介護 グレース東郷	東郷 173-1	○	—
19	(6) 介護	愛グループ シャングリラ	東郷 3-2-1	○	—
20	(6) 介護	デイサービス みあらか	東郷 3-6-14	○	—
21	(6) 介護	摩利支病院デイケアセンター	東郷 6-2-10	○	—
22	(6) 介護	まりしの郷里 あやとり	東郷 6-2-19	○	—
23	(6) 介護	まりしの郷里 みち	東郷 6-2-19	○	—
24	(6) 介護	ケアハウス宗像	久原 75-8	○	—
25	(6) 介護	ウェルフェアガーデン	牟田尻 1616	○	—
26	(6) 介護	デイサービスセンターしおん	三郎丸 2-1-1	○	—
27	(6) 介護	はーとらいふ宗像	三郎丸 2-1-1	○	—
28	(6) 介護	特別養護老人ホーム城山之荘	石丸 1-3-1	○	—
29	(6) 介護	デイサービス 悠里	石丸 1-3-1	○	—
30	(6) 介護	悠里	石丸 1-3-1	○	—
31	(6) 介護	小規模多機能型居宅介護 城山庵	石丸 1-3-27	○	—
32	(6) 介護	認知症対応型共同生活介護 城山庵	石丸 1-3-27	○	—

番号	施設区分	名称	住所	浸水	家屋倒壊 河岸浸食
33	(6)介護	赤間病院デイケアセンター	石丸 1-6-7	○	—
34	(6)介護	医療法人光洋会 つたがたけ	石丸 1-6-7	○	—
35	(6)介護	さわやか宗像館	石丸 1-13-2	○	—
36	(6)介護	特別養護老人ホーム あかま	田久 3-11-1	○	—
37	(7)障がい	宗像コスモス会共同作業所	田熊 1-3-36	○	—
38	(7)障がい	ゆり庵デイライフサポート	東郷 1-9-18	○	—
39	(7)障がい	ゆりジョブ	赤間駅前 1-2-14-2F	○	—
40	(7)障がい	アシスト宗像ワークセンター	東郷 1-976-1	○	—
41	(7)障がい	デイ・ワークセンター こみこみ	田熊 1-5-25	○	○
42	(7)障がい	ゆりワーク	東郷 1168-6	○	—
43	(7)障がい	にじいろ	田久 1-6-13	○	—
44	(7)障がい	レジデンス 丘の上の街	石丸 1-5-1	○	○
45	(8)障がい	GROWING UP ぷらん ぷらん	赤間 3-3-4	○	—
46	(8)障がい	放課後等デイサービス ゆづき	土穴 2-2-11	○	—
47	(8)障がい	くすくすホーム二号館	東郷 1-10-7	○	—
48	(8)障がい	良創夢発達支援ルーム らいく 宗像店	東郷 2-1-13	○	—
49	(8)障がい	児童発達支援通所事業所 Jump	稲元 2-1-7	○	○
50	(8)障がい	放課後等デイサービス ピースセカンド	田久 4-8-18	○	—
51	(9)医療①	摩利支病院	東郷 6-2-10	○	—
52	(9)医療①	森都病院	田久 3-3-1	○	—
53	(9)医療①	北九州宗像中央病院	稲元 2-2-5	○	○
54	(9)医療②	あさの葉レディースクリニック	くりえいと 2-3-45	○	—
55	(9)医療②	ふじい眼科クリニック	くりえいと 2-3-44	○	—
56	(9)医療②	渡辺整形外科医院	稲元 4-9-25	○	○
該当する施設数				56	11

(3) 高潮 (L2) 浸水想定区域内の要配慮者施設

番号	施設区分	名称	住所	浸水
1	(1) 保育園	西海保育園	東郷 4-6-8	○
2	(5) 学童	玄海小学校学童保育所	江口 965-3	○
3	(6) 介護	特別養護老人ホーム みどり苑宗像	河東 1072-1	○
4	(6) 介護	デイサービスセンター いなもと	稲元 3-1-35	○
5	(6) 介護	ライフステイむなかた	稲元 3-1-35	○
6	(6) 介護	宗像デイサービスセンター なごみ	大井 324-1	○
7	(6) 介護	愛グループ シャングリラ	東郷 3-2-1	○
8	(6) 介護	デイサービス みあらか	東郷 3-6-14	○
9	(6) 介護	ウェルフェアガーデン	牟田尻 1616	○
10	(6) 障がい	宗像さざなみ	神湊 485-55	○
11	(7) 障がい	ゆり庵デイライフサポート	東郷 1-9-18	○
12	(8) 障がい	児童発達支援通所事業所 Jump	稲元 2-1-7	○
該当する施設数				12

2-9 災害時における臨時ヘリポート

臨時ヘリポート名	所在地	施設管理者	備考（広さ） （幅m×長さm）
城山中学校グラウンド	陵厳寺 1-13-1	宗像市教育委員会	80×80
河東中学校グラウンド	城西ヶ丘 6-15-1	宗像市教育委員会	100×100
宗像ユリックス芝生広場	久原 400	（公財）宗像ユリックス	70×100
玄海中学校グラウンド	江口 965	宗像市教育委員会	63×125
鐘崎漁村広場	鐘崎 776-4	宗像市	76×100
大島運動場	大島 771-3	宗像市	100×100
地島小学校グラウンド	地島 428	宗像市教育委員会	33×39

2-10 市有車両一覧

登録番号	車番	車名	保管場所	所属課
福岡880あ	32	スズキ	消防団(15)	危機管理課
福岡880あ	37	三菱	消防団(13)	危機管理課
福岡880あ	187	三菱	消防団(12)	危機管理課
福岡880あ	188	三菱	消防団(14)	危機管理課
福岡880あ	375	三菱	消防団(11)	危機管理課
福岡800そ	603	いすゞ	消防団(1)	危機管理課
福岡880あ	690	ダイハツ	消防団(6)	危機管理課
福岡830ち	910	イスズ	消防団(13)	危機管理課
福岡830さ	1181	イスズ	消防団(11)	危機管理課
福岡800そ	1305	イスズ	消防団(7)	危機管理課
福岡800す	1704	日野	消防団(15)	危機管理課
福岡880あ	1711	ダイハツ	消防団(16)	危機管理課
福岡800す	1925	イスズ	消防団(10)	危機管理課
福岡880あ	2252	ダイハツ	消防団(16)	危機管理課
1 福岡そ	2376	ヤマハ	消防団(15)	危機管理課
1 福岡そ	2377	ヤマハ	消防団(15)	危機管理課
1 福岡そ	2378	ヤマハ	消防団(16)	危機管理課
福岡800そ	2521	イスズ	消防団(10)	危機管理課
福岡880あ	2719	ダイハツ	消防団(12)	危機管理課
福岡880あ	3275	スズキ	地島	危機管理課
福岡400ふ	4104	トヨタ	本庁	危機管理課
福岡800せ	4906	ニッサン	本庁	危機管理課
福岡800せ	4975	日野	消防団(8)	危機管理課
福岡800す	5136	日野	消防団(4)	危機管理課
福岡800す	5835	日野	消防団(5)	危機管理課
福岡800せ	5935	いすゞ	消防団(3)	危機管理課
福岡800せ	5936	いすゞ	消防団(12)	危機管理課
福岡800す	6461	いすゞ	消防団(6)	危機管理課
福岡800せ	6895	いすゞ	消防団(14)	危機管理課
福岡800せ	8772	いすゞ	消防(2)	危機管理課
福岡800さ	9387	三菱	本庁	危機管理課
福岡800せ	9796	いすゞ	消防団(9)	危機管理課
福岡580ね	398	スズキアルト	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480に	858	ダイハツハイゼットバンカーゴ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480に	859	ダイハツハイゼットバンカーゴ(4WD)	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480に	860	ダイハツハイゼットバンカーゴ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480に	861	ダイハツハイゼットバンカーゴ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480ね	1897	三菱ミニキャブ・ミーブ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480ね	1898	三菱ミニキャブ・ミーブ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480ね	1899	三菱ミニキャブ・ミーブ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡580ね	1918	スズキアルト	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡303な	2274	ニッサン リーフ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480す	2813	スズキアルト	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡582せ	2855	トヨタC+pod	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡581つ	3263	ダイハツミライース	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡504な	3446	ニッサンセレナ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡581ひ	3826	ダイハツ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡580ま	4455	三菱アイミーブ	本庁	アセットマネジメント推進課

登録番号	車番	車名	保管場所	所属課
福岡480す	4905	日産クリッパー	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡301ふ	5994	トヨタエスティマ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480て	6491	スズキキャリィ（4WD）	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480ち	6563	ダイハツハイゼットバン	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480せ	6695	三菱ミニキャブバン	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480せ	6696	三菱ミニキャブバン	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡582せ	6698	トヨタC+pod	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480と	6732	スズキ エブリィ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480と	6733	スズキ エブリィ（4WD）	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480と	6734	スズキ エブリィ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480と	6735	スズキ エブリィ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480て	6741	ダイハツハイゼット	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480て	6743	ダイハツハイゼット	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480ち	6744	ダイハツハイゼットバン	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480ち	6746	ダイハツハイゼットバン	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡582そ	6799	トヨタC+pod	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480て	6809	ダイハツハイゼットカーゴ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡22さ	6922	日野レインボー	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡580つ	8679	スズキアルト	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡303な	8837	トヨタプリウス	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡303な	8911	トヨタプリウス	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡303な	8912	トヨタプリウス	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480つ	9160	ダイハツ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480つ	9161	ダイハツ	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480つ	9162	ダイハツハイゼット	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480そ	9678	ダイハツハイゼット	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480そ	9679	ダイハツハイゼット	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480そ	9680	ダイハツハイゼット	本庁	アセットマネジメント推進課
福岡480さ	6211	三菱ミニキャブバン（4WD）	本庁	維持管理課
福岡480て	6851	ダイハツハイゼット（4WD）	本庁	維持管理課
福岡880あ	2868	日産	大島診療所	大島診療所
福岡480す	4090	スズキエブリィ	本庁	学校管理課
福岡480す	4906	日産クリッパー	本庁	学校管理課
オオシマムラミ	1	トヨタ（ショベルローダー）	大島	環境課
福岡800す	2017	日野パッカー車	北側資源物受入施設	環境課
福岡400ほ	3382	いすゞエルフ	本庁	環境課
福岡41ぬ	4387	三菱ミニキャブバン	本庁	環境課（水と緑の会）
福岡100そ	5497	いすゞアルミバン	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡100そ	5498	いすゞアルミバン	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡100そ	5552	いすゞアルミバン	本庁	環境課（リース）
福岡400ふ	6955	いすゞエルフ	本庁	環境課（リース）
福岡100そ	7412	いすゞ	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡100そ	7413	いすゞ	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡100そ	7414	いすゞ	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡100そ	7415	いすゞ	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡400ふ	7491	いすゞエルフ	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡100そ	8790	いすゞエルフ	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡800せ	9134	塵芥車	北側資源物受入施設	環境課（リース）

登録番号	車番	車名	保管場所	所属課
	21786	フォークリフト	西側資源物受入施設	環境課（リース）
	21802	フォークリフト	北側資源物受入施設	環境課（リース）
福岡301ふ	5992	トヨタエスティマ	本庁	議事調査課
福岡480さ	1198	三菱ミニキャブバン	日の里西小	教育政策課
福岡480す	4425	スズキエブリ-	日の里東小	教育政策課
福岡480す	4426	スズキエブリ-	日の里中	教育政策課
福岡480ち	6501	ダイハツハイゼットバンカーゴ	自由ヶ丘小	教育政策課
福岡480ち	6502	ダイハツハイゼットバンカーゴ	自由ヶ丘中	教育政策課
福岡480ち	6526	ダイハツハイゼットバンカーゴ	河東小	教育政策課
福岡480せ	6698	三菱ミニキャブバン	南郷小	教育政策課
福岡480せ	6699	三菱ミニキャブバン	東郷小	教育政策課
福岡480せ	6700	三菱ミニキャブバン	中央中	教育政策課
福岡480て	6739	ダイハツハイゼットカーゴ	吉武小	教育政策課
福岡480て	6740	ダイハツハイゼット	自由ヶ丘南	教育政策課
福岡480て	6744	ダイハツハイゼット	大島学園（前期課程）	教育政策課
福岡480て	6745	ダイハツハイゼット	地島小	教育政策課
福岡480た	7995	ダイハツ	大島	教育政策課
福岡480た	7996	ダイハツハイゼットカーゴ	河東西小	教育政策課
福岡480た	7997	ダイハツハイゼットカーゴ	河東中	教育政策課
福岡480た	7998	ダイハツハイゼットカーゴ	城山中	教育政策課
福岡480つ	9163	ダイハツハイゼット	赤間小	教育政策課
福岡480つ	9164	ダイハツハイゼット	赤間西小	教育政策課
福岡480そ	9382	ダイハツハイゼットカーゴ	玄海小	教育政策課
福岡480そ	9384	ダイハツハイゼットカーゴ	玄海東小	教育政策課
福岡480ち	6503	ダイハツハイゼットトラック	宗像終末処理場	下水道課
福岡480せ	6626	三菱ミニキャブバン（4WD）	宗像終末処理場	下水道課
福岡480た	7999	ダイハツハイゼットカーゴ	宗像終末処理場	下水道課
福岡41は	274	三菱	地島	元気な島づくり課
福岡41ぬ	4344	スバル	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡54は	4345	トヨタタウンエースノア	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡400の	4468	トヨタハイエースレジアスバン	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡480え	4929	ホンダ	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡400て	6145	三菱	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡480さ	6210	三菱ミニキャブバン（4WD）	大島	元気な島づくり課
福岡480さ	6212	三菱ミニキャブバン	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡41ね	6256	ダイハツハイゼット	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡480せ	6697	三菱ミニキャブバン	大島行政センター	元気な島づくり課
福岡480す	4089	スズキエブリ-	神湊渡船ターミナル	元気な島づくり課（渡船係）
福岡400ま	4181	トヨタ（トラック）	大島ターミナル	元気な島づくり課（渡船係）
福岡100そ	2969	いすゞ	大島渡船ターミナル	元気な島づくり課（リース）
福岡582き	1730	スズキ	本庁	健康課
福岡581な	5947	ダイハツミライース	本庁	健康課
福岡581ま	8457	スズキアルト	本庁	健康課
福岡580ね	330	スズキアルト	本庁	高齢者支援課
福岡581な	5948	ダイハツミライース	本庁	高齢者支援課
福岡480ち	6739	ダイハツハイゼットバン	本庁	高齢者支援課
福岡480ち	6740	ダイハツハイゼットバン	本庁	高齢者支援課
福岡480ち	6741	ダイハツハイゼットバン	本庁	高齢者支援課

登録番号	車番	車名	保管場所	所属課
福岡480ち	6743	ダイハツハイゼットバン	本庁	高齢者支援課
福岡580く	353	ホンダ	本庁	子ども家庭センター
福岡580ひ	746	スズキアルト	本庁	子ども家庭センター
福岡580の	3091	スズキアルト	本庁	子ども家庭センター
福岡480つ	9024	ダイハツ	本庁	子ども家庭センター
福岡581ね	9356	スズキ	本庁	子ども家庭センター
福岡503ぬ	2347	ホンダフィット	正助ふるさと村（ホープ	子ども支援課
福岡580つ	8502	スズキアルト	本庁	子ども支援課
福岡480く	8508	スズキエブリー	正助ふるさと村（ホープ	子ども支援課
福岡580つ	8501	スズキアルト	メイトム（エール）	子ども支援課（メイトム）
福岡480く	8514	スズキエブリー	メイトム	コミュニティ協働推進課
福岡480す	4424	スズキエブリー	本庁	収納課
福岡480そ	9677	ダイハツハイゼット	本庁	水産振興課
福岡480ち	6745	ダイハツハイゼットバン	道の駅むなかた	世界遺産課
福岡480て	6852	ダイハツハイゼット	海の道むなかた館	世界遺産課
福岡480た	7994	ダイハツ	いせきんぐ又は東郷コミセン	世界遺産課
福岡480く	8507	スズキエブリー	海の道むなかた館	世界遺産課
福岡580い	7699	三菱ミニカ	メイトム	男女共同参画推進課
福岡300あ	1151	トヨタハイエース（コミュニティバス）	宗像グリーンタクシー（有）	都市再生課
福岡503の	1158	スズキスイフト	ユリックス	図書課
福岡480く	8968	スズキエブリー	ユリックス	図書課
福岡480け	1796	三菱ミニキャブバン	正助ふるさと村	農業振興課（正助ふるさと村）
福岡480け	1802	三菱ミニキャブバン	正助ふるさと村	農業振興課（正助ふるさと村）
福岡480ぬ	2024	ダイハツ キャブオーバ	正助ふるさと村	農業振興課（正助ふるさと村）
福岡41ひ	4156	ホンダ	正助ふるさと村	農業振興課（正助ふるさと村）
福岡480せ	6627	三菱ミニキャブバン	正助ふるさと村	農業振興課（正助ふるさと村）
福岡400ひ	8930	日野	正助ふるさと村	農業振興課（正助ふるさと村）
福岡480な	5320	ダイハツ	本庁	農業振興課（リース）
福岡303そ	6081	アルファードハイブリッド	本庁	秘書政策課（リース）
福岡400と	7219	日産放送設備	本庁	福祉政策課（日本赤十字社）
福岡480さ	3987	スズキエブリー	ユリックス	文化スポーツ課（ユリックス）
福岡400ふ	7272	いすゞエルフ	ユリックス	文化スポーツ課（ユリックス）
福岡501す	7413	スバルインプレッサ	ユリックス	文化スポーツ課（ユリックス）
福岡480つ	8763	スズキキャブ	ユリックス	文化スポーツ課（ユリックス）
福岡580か	9565	ダイハツ エッセ	ユリックス	文化スポーツ課（ユリックス）
福岡41ね	62	ダイハツハイゼットダンプ	地島処理場	下水道課
福岡400ぬ	4995	日産アトラス	宗像終末処理場	下水道課
福岡480と	9054	スズキエブリー	宗像終末処理場	下水道課
福岡300あ	1289	トヨタハイエース（コミュニティバス）	みなとタクシー（株）	都市再生課
福岡300あ	1290	トヨタハイエース（コミュニティバス）	みなとタクシー（株）	都市再生課
福岡300あ	1381	トヨタステーションワゴン（コミュニティバス）	新星交通（有）	都市再生課
福岡300あ	1382	トヨタステーションワゴン（コミュニティバス）	新星交通（有）	都市再生課
福岡400ひ	1244	トヨタトヨエース	大島渡船ターミナル	都市再生課（リース）
福岡301あ	1152	トヨタハイエース（コミュニティバス）	宗像西鉄タクシー（株）	都市再生課
福岡200か	2344	日野ポンチョ（ふれあいバス）	西鉄バス宗像（株）	都市再生課
福岡200か	2345	日野ポンチョ（ふれあいバス）	西鉄バス宗像（株）	都市再生課
福岡200か	2346	日野ポンチョ（ふれあいバス）	西鉄バス宗像（株）	都市再生課

2-1-1 応急仮設住宅建設候補地

施設名	住所	有効面積 (㎡)	建設可能 戸数	上水道	下水道
宗像中央公園	稲元 5-2-1	10,760	144	○	○
日の里第7号公園	日の里 7-1	8,106	60	○	○
自由ヶ丘第11号公園	自由ヶ丘 11-21	7,330	60	○	○

2-1-2 近隣火葬場

名 称	所 在 地	設 置 者	処理能力	
			体／日	火葬炉数
浄楽苑宗像斎場	大井 1548	宗像市	18(最大)	6

2-1-3 ごみ処理処分施設

(1) ごみ焼却施設

施 設 名	所 在 地	設 置 者 (構成市町村)	竣工年月	型式	能力 (t/日)
宗像清掃工場	池浦 600	玄界環境組合 (古賀市・宗像市・ 福津市・新宮町)	H15.6	全連	80×2 炉

(2) ごみ埋立処理場

施 設 名	所 在 地	設 置 者	運営開始	埋立容量
宗像市不燃物 埋立処理場	河東 1741-1	宗像市	S51.5	158,340 m ³
大島一般廃棄物 最終処理場	大島 1951	宗像市	H10.4	3,560 m ³

2－14 し尿受入施設

施 設 名	所 在 地	設 置 者	竣工年月	処理方式	能力 (kl/日)
宗像終末処理場	田熊 1373	宗像市	R5.9	－	11

2－15 下水処理施設

施 設 名	所 在 地	設置者	供 用 開始年月	処理方式	処理能力 (日最大)
宗像終末処理場	田熊 1373	宗像市	S45.8	循環式硝化 脱窒法	32,500 m ³ /日
地島泊下水処理場	地島 136-10	宗像市	H14.3	接触ばっ気法	76 m ³ /日
地島豊岡下水処理場	地島 904-18	宗像市	H14.3	接触ばっ気法	91 m ³ /日
大島下水処理場	大島 146	宗像市	H1.3	接触ばっ気法	470 m ³ /日

3. 職員の活動体制等

3-1 災害時の連絡先

名 称	電話(0940)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
市行政機関				
宗像市役所	36-1121 FAX 37-1242	78-220-70	1-78-220-75	宗像市東郷 1-1-1
大島行政センター	72-2211 FAX 72-2821	78-365-70	1-78-365-75	宗像市大島 1628-3
宗像地区消防本部 宗像消防署（本署）	36-2425	78-652-70	1-78-652-75	宗像市田熊 5-1-3
宗像消防署 赤間出張所	32-6837			宗像市徳重 2-8-1
福津消防署 津屋崎・玄海出張所	62-3815			宗像市牟田尻 1860-41
宗像消防署 大島分遣所	72-2310			宗像市大島 1650-2
福 岡 県 ※一部は災害時優先電話の番号				
防災危機管理局 消防防災指導課 災害時優先	092-641-4734			福岡市博多区東公園 7-7
消防防災指導課	092-641-3111 FAX 643-3117	78-700-7022	1-78-700-7390 ～7393	〃
課長	092-643-3110	78-700-7020		〃
課長補佐		78-700-7021		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7022		〃
消防係	092-643-3111	78-700-7023		〃
防災危機管理局 防災企画課	092-643-3112 FAX 643-3117			〃
防災企画係	092-643-3112			〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024 ～7025		〃
原子力安全対策係	092-643-3115			〃
統制室	092-643-3116	78-700-7026		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
災害対策本部室	092-643-3986 ～3989 FAX 643-3990	78-700-7500 ～7504		〃
衛星回線無線室		78-700-7510 ～7519		〃
総務部 行政経営企画課	092-622-0804	78-700-7012		〃
総務部 県民情報広報課	092-622-1907	78-700-7016		〃
企画・地域振興部 総合政策課	092-643-3156	78-700-7032		〃
新社会推進部 社会活動推進課	092-643-3379	78-700-7092		〃

名 称	電話(0940)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
福祉労働部 福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
保健医療介護部 保健医療介護総務課	092-622-6394	78-700-7042		〃
環境部 環境政策課	092-643-3354	78-700-7052		〃
商工部 商工政策課	092-622-1404	78-700-7062		〃
農林水産部 農林水産政策課	092-641-4665	78-700-7072		〃
県土整備部 県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102		〃
県土整備部 道路維持課	092-622-5107	78-700-7105		〃
県土整備部 河川課	092-622-5108	78-700-7103	1-78-700-7396	〃
建築都市部 建築都市総務課	092-622-0618	78-700-7112		〃
会計管理局 会計課	092-641-3934	78-700-7122		〃
教育委員会 総務課	092-643-3857			〃
企業局 管理課	092-643-3785	78-700-7142		〃
福岡農林事務所 総務課	092-735-6121	78-801-701	1-78-801-760	福岡市中央区赤坂 1-8-8 福岡西総合庁舎 5・6 階
北九州県土整備事 務所 宗像支所	36-2005 FAX 36-6433	78-824-711	1-78-824-761	宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎 3 階
宗像・遠賀保健福祉 環境事務所	36-2045 FAX 36-2592	78-824-751		宗像市東郷 1-2-1 宗像総合庁舎 1・2 階
警 察				
福岡県警察本部警備課	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
宗像警察署	36-0110			宗像市東郷 1-2-2
教育大前交番	36-0110			宗像市陵厳寺 4-8-1
自由ヶ丘交番	36-0110			宗像市自由ヶ丘 1085-2
赤間駅前交番	36-0110			宗像市土穴 3-1-46
東郷交番	36-0110			宗像市田熊 3-3-8
原町交番	36-0110			宗像市原町 275-1
鐘崎駐在所	36-0110			宗像市鐘崎 422-10
神湊駐在所	36-0110			宗像市神湊 118-8
池田駐在所	36-0110			宗像市池田 1300-1
宗像大社前駐在所	36-0110			宗像市深田 101-3
大島駐在所	36-0110			宗像市大島 1809-5
指定地方行政機関				
北九州国道事務所 八幡維持出張所	093-631-3338			北九州市八幡西区穴生 4-12-1
陸上自衛隊 第 4 師団司令部 (第 3 部防衛班)	092-591-1020	78-983-70		春日市大和町 5-12

名 称	電話(0940)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
福岡管区气象台	092-725-3601	78-981-70		福岡市中央区大濠 1-2-36
九州農政局 福岡県拠点	092-281-8261			福岡市博多区住吉 3-17-21
第七管区海上保安本部 運用指令センター	093-321-3215	78-985-70		北九州市門司区西海岸 1-3-10
福岡海上保安部	092-281-5865			福岡市博多区沖浜町 8-1
福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
指定公共機関・指定地方公共機関				
宗像郵便局	32-2687			宗像市自由ヶ丘 2-7-9
宗像東郵便局	37-0310			宗像市東郷 2-4-7
宗像田熊郵便局	37-0822			宗像市田熊 5-1-1
日の里団地内郵便局	36-5397			宗像市日の里 1-28-103
南郷郵便局	36-2689			宗像市原町 2099-16
宗像赤間郵便局	32-2685			宗像市赤間 5-1-36
赤間駅前郵便局	32-2688			宗像市赤間駅前 2-4-5
宗像自由ヶ丘郵便局	35-6400			宗像市自由ヶ丘 11-22-6
大島郵便局	72-2042			宗像市大島 967
宗像大社前郵便局	62-0041			宗像市深田 66-19
池野郵便局	62-2042			宗像市池田 1302-17
鐘崎郵便局	62-1042			宗像市鐘崎 422-7
神湊郵便局	62-0042			宗像市神湊 1242-248
西日本電信電話(株) 福岡支店 設備部災害対策室	092-474-6160			福岡市博多区博多駅東 2-3-1
九州電力送配電(株)福岡 配電事業所	0120-986-926			福津市中央 6-14-1
九州旅客鉄道(株) 広報課	092-474-2541			福岡市博多区博多駅前 3-25-21
西日本鉄道(株) 情報通信部	092-734-1251			福岡市中央区天神 1-11-17
その他防災上重要な機関				
福津市（福岡庁舎）	42-1111	78-362-70	1-78-362-75	福津市中央 1-1-1
福津市（津屋崎庁舎）	52-1234	78-363-70	1-78-363-75	福津市津屋崎 458-1
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	78-980-70		福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会福岡放送局 ニュースセンター報道7F	092-724-2800	78-982-70		福岡市中央区六本松 1-1-10
日本銀行福岡支店 文書課	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
西部ガス(株)福岡支社 保安グループ	092-633-2327			福岡市博多区千代 1-17-1
宗像市森林組合	36-1130			宗像市東郷 1-1-1
宗像市商工会	36-2268			宗像市東郷 1-3-10

名 称	電話(0940)	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
宗像農業協同組合 総務部	36-4110			宗像市東郷 4-3-1
宗像漁業協同組合 鐘崎本所	62-1500			宗像市鐘崎 778-5
宗像市社会福祉協議会	37-1300			宗像市久原 180 メイトム宗像内
宗像医師会	36-2453 FAX 34-2081			宗像市田熊 5-5-5
宗像歯科医師会	36-7160 FAX 36-6872			宗像市村山田 175-1
宗像薬剤師会	36-7770 FAX 36-7772			宗像市田熊 1209-2
宗像水光会総合病院	34-3111			福津市日蒔野 5-7-1
福岡県病院薬剤師会	093-603-1611 (内 3043)			北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1 産業医科大学病院薬剤部内
玄界環境組合 本部事務所	092-940-1310			古賀市筵内 1970-1
玄界環境組合 宗像清掃工場	62-0505			宗像市池浦 600-1
宗像終末処理場	36-4136			宗像市田熊 1373
大島下水処理場	72-2447			宗像市大島 146

3-2 自治区域

地 区	自 治 区 域
吉武	山附、安ノ倉、吉留、中ノ尾、向口、城南ヶ丘、武本、久戸
赤間	赤間、石丸、富地原、名残、徳重、田久、陵厳寺、三郎丸団地、葉山、 緑町、桜、広陵台一丁目、広陵台二丁目、広陵台三丁目、広陵台四丁目、 広陵台五丁目、マンション赤間一区、桜美台、栄町
赤間西	三郎丸、土穴、城ヶ谷、赤間ヶ丘一区、赤間ヶ丘二区、城山、大谷、 泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、アーサー赤間駅前、アンピール赤間駅前
自由ヶ丘	自由ヶ丘第一区会、自由ヶ丘第二区会、自由ヶ丘第三区会、自由ヶ丘南第一区会、 自由ヶ丘南第二区会、自由ヶ丘南第三区会、自由ヶ丘南第四区会、青葉台一丁目、 青葉台二丁目
河東	平等寺、畑、本村、横山、須恵、稲元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、 城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりにいと、ひかりヶ丘入口
南郷	昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、王丸、光岡、原町、宮田、曲、後曲、朝野、 東旭ヶ丘
東郷	久原、東郷村、東郷町、田熊町、田熊、平井、大井、三倉、用山、釈迦院、 村山田、大井台、和歌美台、大井南
日の里	日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、 日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、 日の里公団住宅一区、日の里公団住宅二区、日の里公団住宅三区
玄海	多礼、田島、深田、牟田尻、山ノ上、吉田、荒開、五月ヶ丘、下東、上中、段天、 江口、神原、泊、豊岡
池野	池田一、池田二、池田三、田野、桜町、大王寺ニュータウン、 玄海ニュータウン、公園通り、下大・南ヶ浦
岬	上八一、上八二、上八三、西町、中町、北町、千代川、祓川、京泊東、京泊西
大島	宮崎、東、堂ノ前、町、西、谷

【 例規、基準、応援協定等 】

【余 白】

4. 市、一部事務組合等の例規等

4-1 宗像市防災会議条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 13 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、宗像市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 宗像市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 宗像市水防計画について審議すること。
- (3) 市の地域に係る防災及び水防に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前 2 号に規定する事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関する事。

(平 24 条例 27・令 5 条例 25・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 福岡県の知事の事務部局の職員
 - (3) 福岡県警察の警察官
 - (4) 市長の事務部局の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 宗像地区消防本部消防長及び宗像市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(平 24 条例 1・平 24 条例 27・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県職員、市職員、関係地方公共機関の職員及び知識経験を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 27 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 21 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(宗像市水防協議会設置条例の廃止)

- 2 宗像市水防協議会設置条例(平成 15 年宗像市条例第 15 号)は、廃止する。

4－2 宗像市防災会議委員

令和7年4月1日

区 分	機 関 等 名	特記事項
会 長	宗像市	市長
第1号委員	国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 八幡維持出張所	出張所長
第2号委員	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課	課長
	福岡県福岡農林事務所	所長
	福岡県北九州県土整備事務所宗像支所	支所長
	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	所長
第3号委員	宗像警察署	署長
第4号委員	宗像市	副市長
	宗像市	総務部長
	宗像市	危機管理担当部長
	宗像市	経営企画部長
	宗像市	都市管理部長
	宗像市	市民協働部長
	宗像市	教育部長
	宗像市	健康福祉部長
	宗像市	産業振興部長
第5号委員	宗像市教育委員会	教育長
第6号委員	宗像地区消防本部	消防長
	宗像市消防団	団長
第7号委員	日本郵便株式会社 宗像郵便局	局長
	西日本電信電話株式会社 福岡支店	災害対策室 室長
	九州電力送配電株式会社 福岡配電事業所	配電制御グループ長
	九州旅客鉄道株式会社 赤間駅	駅長
	西鉄バス宗像株式会社	取締役運行部長
第8号委員	陸上自衛隊第2施設群	中隊長
	宗像医師会	理事
	宗像水光会総合病院	事務長
	コミュニティ運営協議会会長会	地区会長
	宗像漁業協同組合	代表理事組合長
	宗像市社会福祉協議会	事務局長
	日本赤十字九州国際看護大学	事務局長
	むなかた男女共同参画協議会	前書記
	公益社団法人福岡県看護協会	地区支部長
	宗像市民生委員児童委員協議会	協議会会員（地区会長）
	宗像市保育協会	協会会員（市内保育園長）
	宗像市食生活改善推進会	会長

4－3 宗像市防災対策基本条例

平成 26 年 3 月 28 日
条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)
- 第 2 章 自助、共助及び公助(第 5 条―第 12 条)
- 第 3 章 予防対策(第 13 条―第 19 条)
- 第 4 章 応急対策(第 20 条―第 25 条)
- 第 5 章 復興対策(第 26 条)
- 第 6 章 雑則(第 27 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災対策についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、予防対策、応急対策及び復興対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 帰宅困難者 災害発生による交通機関の途絶のため、容易に帰宅することが困難となる者をいう。
- (6) 外出者 災害発生時に自宅外にいる者をいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難行動要支援者 市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (9) コミュニティ運営協議会 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例(平成 17 年宗像市条例第 63 号)第 37 条に規定する地域住民の自主的な組織をいう。
- (10) 自治会 宗像市地区設置規則(平成 17 年宗像市規則第 23 号)別表の自治区域欄に掲げる各自治区域で、その区域を総轄する住民自治組織をいう。
- (11) 自主防災組織 コミュニティ運営協議会又は自治会を単位として組織された市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (12) 地区防災計画 市内の一定の地区内の居住者及び事業者(以下「地区居住者等」という。)

が、共同して行う当該地区における防災活動に関する計画をいう。

(13) 避難支援等関係者 消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

(14) 指定避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設であって、市長が指定したものをいう。

(15) 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所であって、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに市長が指定したものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)の例による。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自らの命は自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民の安全を確保するという公助の考え方に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組むことを基本とする。

(防災対策に関する組織)

第4条 法第16条第1項の規定により設置する宗像市防災会議(以下「防災会議」という。)は、前条に規定する基本理念に基づき、法第42条の規定による宗像市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を作成し、又は修正するものとする。

2 法第23条の2第1項の規定により設置する宗像市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)は、前項に規定する地域防災計画の定めるところにより、市内に係る災害の予防対策及び応急対策を実施する。

3 防災会議及び災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第2章 自助、共助及び公助

(市民の自助)

第5条 市民は、自助の理念にのっとり、平常時から防災に関する知識及び情報を収集することにより、防災知識及び防災意識の向上に努めるとともに、災害時における自己の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具等の転倒、移動及び落下の防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

(事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員及び事業所に来所する者の安全の確保及び災害に関する情報の提供に努めなければならない。

2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の3日分の食品、飲料水等及び帰宅困難者のための必要な物資を確保するよう努めなければならない。

3 大学、高等学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育施設その他子育て支援を行

う施設の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他施設利用者等の安全確保に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 4 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、事業を継続するための計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

(外出者の自助)

第7条 外出者は、自助の理念にのっとり、自己の安全を確保するため、むやみに移動せず、災害時の混乱を防止するよう努めなければならない。

- 2 外出者は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者は、災害時の自己の安全を確保するとともに、帰宅に関する情報の収集に努めなければならない。

(市民の共助)

第8条 市民は、共助の理念にのっとり、災害時における負傷者の救護、避難行動要支援者の援護及び帰宅困難者への対策等の応急活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、災害による被害から生活の再建及び安定並びに都市の復旧を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 3 市民は、平常時から地域における良好な関係づくりに努めるとともに、自発的な防災訓練への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、市の防災に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、共助の理念にのっとり、自主防災組織との連携を図りつつ、地域における自主的な防災活動に協力するとともに、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その社会的責任を自覚し、災害による被害の防止、被災した市民の生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、努力を払わなければならない。
- 3 事業者は、災害時において、市、他の事業者及び防災関係機関と連携し、帰宅困難者への対策に取り組むよう努めなければならない。
- 4 事業者は、要配慮者の安全確保に配慮するよう努めなければならない。

(外出者の共助)

第10条 外出者は、共助の理念にのっとり、災害時の被害を最小とするため、市、防災関係機関等が実施する応急対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 帰宅困難者は、災害による負傷者の救護その他被害を最小とするための応急活動に協力するとともに、相互に助け合って安全な帰宅に努めなければならない。

(市の責務)

第11条 市は、予防対策及び応急対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の市民生活の再建及び安定並びに被災市街地の復興(以下「復興対策」という。)を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 市は、防災対策を行うに当たり、国、県及び他の市町村との連携調整を行うとともに、市民、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織、事業者及び防災関係機関との連携及び協力に平常時から努めなければならない。
- 3 市は、地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。
- 4 市は、災害発生後における市民生活の早期の安定を図るため、業務を継続するための計画を策定し、この計画に基づく対策を確実に実施するために必要な物資の備蓄及び電力、燃料等の確保

に努めるとともに、必要に応じて計画の検証を行うものとする。

- 5 市は、避難行動要支援者に対する施策を推進するよう努めなければならない。
- 6 市は、市の職員に対し、市民の安全を確保することが職務の根本であることを自覚させるとともに、防災に関する知識及び技術を習得させるよう努めなければならない。
- 7 市は、地区居住者等が共同して、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案した場合は、防災会議において、地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

(市立学校の責務)

第12条 宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「市立学校」という。)は、予防対策及び応急対策のあらゆる施策を通じて、児童、生徒及び教職員(以下「児童等」という。)の生命及び身体を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の早期の学校再開を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 市立学校は、災害時において、当該施設内における待機指示その他児童等の安全確保に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市立学校は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、児童等が自らの安全を確保することができるよう、災害及び防災に関する教育の実施に努めなければならない。
- 4 市立学校は、指定避難所として開設された場合は、指定避難所の運営に関して必要な支援を行うよう努めなければならない。

(平29条例29・一部改正)

第3章 予防対策

(防災意識の向上及び防災教育)

第13条 市長は、防災に関する広報活動を積極的に推進し、市民の防災に関する知識及び意識の向上を図られるよう支援に努めなければならない。

- 2 市長は、学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、自主防災組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

(自主防災組織)

第14条 市長は、自主防災組織の育成のため、資機材等の整備、訓練の実施、防災意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市長は、自主防災組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダーの育成に努めなければならない。
- 3 市長は、自主防災組織その他災害時に支援活動を行う団体が、共助の理念に基づき相互に連携及び補完し、市内で被災した市民に対して必要な活動を効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。
- 4 コミュニティ運営協議会及び自治会は、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めなければならない。
- 5 自主防災組織は、災害に備え、その構成員の役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資機材を整備するとともに、初期消火訓練、避難訓練その他の防災訓練を実施するよう努めなければならない。
- 6 市民及び事業者は、自主防災組織の活動に積極的に協力し、及び参加するよう努めなければならない。

(マンションの防災対策)

第15条 マンションの居住者等は、災害時のエレベーターの停止等に備え、次に掲げる事項その他の必要な事項について、協力して備えるよう努めなければならない。

- (1) 物資の備蓄

(2) 防災に関する手引の作成及び周知

(3) 防災訓練の実施

2 マンションの居住者等は、居住者相互及び地域住民との良好な関係づくりに努めるものとする。

3 マンションの建築主は、震災時における建築構造物に起因する落下物による危険防止装置、防火水槽、備蓄倉庫等の災害対策施設を設置するよう努めなければならない。

4 市長は、マンションの防火対策を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(避難行動要支援者に対する施策)

第16条 市長は、避難行動要支援者を救助し、又は援護する体制が日頃から地域において整備されるよう、次に掲げる各号について必要な支援を行わなければならない。

(1) 避難支援等関係者の連携及び協力による体制の整備

(2) 福祉施設等の介護可能な施設の運営及びサービスの提供を行う事業者の連携及び協力による体制の整備

2 市長は、前項に規定する施策を推進するため、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿を作成し、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者のうちから地域防災計画に定める者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

4 市長は、前2項の規定により名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

5 名簿情報の提供を受けた者であつて、名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わるもの又はこれらの者であつたものは、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 避難行動要支援者は、災害時の自己の安全を確保するために、前各項の趣旨を理解し、協力するよう努めなければならない。

(防災訓練)

第17条 市長は、市民、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に実施しなければならない。

2 自主防災組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

(ボランティアへの支援)

第18条 市長は、災害時において、ボランティアが市内で被災した市民に対する支援活動を円滑に行うことができるよう、活動拠点の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市長は、県及び公共的団体との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

(防災まちづくりの推進)

第19条 市長は、道路、公園その他の都市基盤の整備、密集した市街地の改善、土地利用の誘導等の施策を通じて、防災まちづくりを総合的に推進するものとする。

2 市長は、前項の施策の推進に当たっては、地域防災計画との整合性に配慮し、市民等の参画と

協働により進めるものとする。

- 3 市長は、その管理する建築物その他の公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、施設管理者と協力し、幼児、児童、生徒その他の施設利用者の安全を確保するものとする。
- 4 市長は、市内に存する民間建築物等(公共施設を除く建築物その他の工作物をいう。)の耐震性及び耐火性の確保、落下物の防止並びに崖、擁壁、ブロック塀等の倒壊防止のため、適切な助言及び指導に努めなければならない。
- 5 市長は、台風、集中豪雨、津波等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策を講じなければならない。

第4章 応急対策

(応急体制の整備)

第20条 市長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、県、自主防災組織、防災関係機関及び事業者との連携を図り、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 救助用の資機材の整備に関すること。
- (2) 飲料水、食糧その他の避難生活に必要な物資の備蓄及び供給に関すること。
- (3) 緊急輸送に関すること。
- (4) 指定避難所及び指定緊急避難場所に関すること。
- (5) 道路上の障害物の除去に関すること。
- (6) 医療救護に関すること。

(避難所等)

第21条 市長は、被災した市民の救援及び救護を実施するため、必要があると認めるときは、学校その他の公共施設等に指定避難所を開設しなければならない。

- 2 市長は、指定避難所を災害時における地域の活動拠点として活用するため、平常時から物資の備蓄及び資機材の整備に努めなければならない。
- 3 市長は、指定避難所の運営に関し、あらかじめ、指定避難所となる施設の責任者、自主防災組織、防災関係機関及び事業者との連携を図り、市民が相互に協力して運営にあたるための体制の整備に努めなければならない。
- 4 指定避難所の運営に当たっては、被災者の心身の状況や性別等に配慮するとともに、プライバシーを確保する等、生活環境を良好に保つように努めなければならない。
- 5 市長は、災害の規模その他の状況により、指定避難所の使用が困難な場合に備え、事業者との連携を図りながら協力を得て、指定避難所の機能を一時的に代替する施設を確保するよう努めなければならない。
- 6 市長は、あらかじめ、県及び防災関係機関との連携を図り、災害時に市民が指定避難所及び指定緊急避難場所に安全に避難するために必要な避難路の確保に努めるとともに、避難誘導の方法を確立し、市民へ周知しなければならない。
- 7 市長は、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者の救援及び救護を実施するため、必要があると認めるときは、民間社会福祉施設等の協力を得て、福祉避難所を開設しなければならない。

(情報伝達体制の整備)

第22条 市長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集、分析及び整理並びに関係機関等との連携体制の確立に向けて耐災害性の高い情報伝達手段を整備するとともに、多様な手段を活用し、市民、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織及び事業者に対し確実に災害情報を周知する方法を確立しなければならない。

- 2 市長は、前項の活動を速やかに実施するため、市民、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織及び事業者に対して、災害に関する市への情報提供並びに情報伝達に関する市への必要な協力を求めることができる。この場合において、市民、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織及び事業者は、可能な限り協力するよう努めなければならない。
- 3 市長は、災害情報の周知を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等に配慮しなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第 23 条 市長は、災害時における帰宅困難者への対策を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、県、防災関係機関及び事業者との連携及び協力の下に、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 情報連絡及び情報提供体制の整備に関すること。
 - (2) 一時滞在施設の確保に関すること。
 - (3) 物資の備蓄に関すること。
 - (4) 帰宅の支援に関すること。
 - (5) 訓練の実施及び検証に関すること。
- 2 市長は、一時滞在施設を確保するため、その管理する公共施設を指定するとともに、事業者の協力を求め、協定の締結により民間施設を指定するよう努めなければならない。
 - 3 前項の規定による一時滞在施設の施設管理者は、あらかじめ、帰宅困難者の誘導及び受入れ、物資の供給、情報提供その他運営に必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(他の地方公共団体等との協定)

第 24 条 市長は、他の地方公共団体及び事業者と災害時の相互応援協定による連携を進め、応急対策及び復興対策の実施体制を確保するとともに、地方公共団体相互間の迅速な支援を図るものとする。

- 2 市長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない地方公共団体及び事業者に対し、応急対策に関する支援を要請することができる。
- 3 市長は、市の区域外における災害による被災地の復旧及び復興のため、他の地方公共団体等と連携し、物資提供、職員派遣、被災者の受入れその他の必要な支援を行うことができる。

(放射性物質対策等の実施)

第 25 条 市長は、原子力災害(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 2 条第 1 号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。)による放射性物質から市民の生命、安全及び安心を確保するため、必要と認める場合は、国及び県と連携し、放射線量の測定等を実施するとともに、市民に対し適切な情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市長は、原子力災害等により電力事業者の電力供給がひっ迫するおそれがあると認められる場合は、あらかじめ方針を定め、その管理する建築物その他の公共施設の節電対策を実施するよう努めなければならない。
- 3 市長は、節電対策を実施するに当たっては、市民、事業者等へ速やかに周知するとともに、市民の生命、安全及び安心を確保するため、節電の協力を求めるものとする。

第 5 章 復興対策

(復興対策)

第 26 条 市長は、災害により地域が甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関等と連携し、全力を挙げて復興対策を推進しなければならない。

- 2 復興対策は、市、市民及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 3 市長は、復興対策を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるときは、宗像市災害復興

本部を設置しなければならない。

- 4 市長は、被災後速やかに、災害復興の目標並びに復興後の市民生活及び市街地形成等の基本事項に関する災害復興基本方針を策定する。
- 5 市長は、前項の災害復興基本方針に基づき、復興に関する基本計画となる災害復興基本計画を策定する。
- 6 市長は、前項の災害復興基本計画の策定に当たっては、市民、事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月21日条例第29号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4－4 宗像市災害対策本部条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 14 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、宗像市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平 24 条例 27・一部改正）

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（平 19 条例 3・一部改正）

(委 任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 3 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4－5 宗像市防災行政無線管理運用規程

平成 15 年 4 月 1 日

訓令第 6 号

(趣 旨)

第 1 条 この訓令は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及びその関係法令に定めるもののほか、宗像市防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 17 訓令 1・一部改正)

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 戸別受信機 同報系の無線受信設備で、情報を伝達するために屋内に設置するものをいう。
- (4) 移動系 移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動して通信する無線局をいう。
- (6) 同報系 親局又は遠隔制御装置から屋外拡声子局又は戸別受信機に対して同時に同一内容の通報を送信する通信系統をいう。
- (7) 親局 同報系による通信及び制御を行うため、宗像市役所内に設置する無線局をいう。
- (8) 中継局 無線通信の中継を行う無線局をいう。
- (9) 屋外拡声子局 同報系の無線送受信設備で、拡声装置等により情報を放送するため屋外に設置するものをいう。

(平 17 訓令 1・平 18 訓令 15・平 25 訓令 4・令 4 訓令 3・一部改正)

(無線局)

第 3 条 無線局の種別、呼出名称、設置場所及び配置先は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

(平 17 訓令 1・平 18 訓令 15・平 25 訓令 4・令 4 訓令 3・一部改正)

(職)

第 4 条 無線局に総括管理者、無線局管理者及び通信取扱責任者を置く。

(令 4 訓令 3・一部改正)

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、防災行政無線の管理及び運用の業務を総括する。

2 総括管理者は、危機管理担当部長をもって充てる。

(平 17 訓令 1・平 18 訓令 15・平 19 訓令 8・平 24 訓令 5・平 28 訓令 4・令 3 訓令 4・令 4 訓令 3・一部改正)

(無線局管理者)

第 6 条 無線局管理者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線の管理及び監督を行う。

2 無線局管理者は、危機管理課長をもって充てる。

(令 4 訓令 3・一部改正)

(通信取扱責任者)

第 7 条 通信取扱責任者は、無線局管理者の命を受け、防災行政無線の管理及び運用の業務を行う。

2 通信取扱責任者は、消防防災事務担当者及び危機管理課防災係長をもって充てる。

3 通信取扱責任者は、防災行政無線の運用の適正化を図るとともに、無線設備を最良の状態において使用できるよう維持管理に努めなければならない。

(令 4 訓令 3・一部改正)

(通信の原則)

第 8 条 通信は、防災行政事務に使用するものとする。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(平 17 訓令 1・旧第 9 条繰上)

(秘密の保持)

第 9 条 通信の業務に従事する者は、職務上知り得た内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平 17 訓令 1・旧第 10 条繰上・一部改正)

(運用時間)

第 10 条 無線局の運用時間は、常時とする。

(平 17 訓令 1・旧第 11 条繰上)

(戸別受信機の貸与)

第 11 条 市長は、コミュニティ運営協議会(宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例(平成 17 年宗像市条例第 63 号)第 37 条に規定するコミュニティ運営協議会をいう。)及び自治会(宗像市地区設置規則(平成 17 年宗像市規則第 23 号)別表の自治区域欄に掲げる自治区域で、その区域を総括する住民自治組織をいう。)に戸別受信機を貸与する。

2 貸与に関する経費は、徴しない。ただし、戸別受信機の電源に要する経費は、貸与を受けたコミュニティ運営協議会又は自治会(以下これらを「被貸与者」という。)の負担とする。

(平 25 訓令 4・追加)

(保管責任)

第 12 条 被貸与者は、戸別受信機を適正に管理するものとし、異常を認めたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平 25 訓令 4・追加)

(戸別受信機の返還)

第 13 条 被貸与者は、市長が貸与する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに戸別受信機を返還しなければならない。

(平 25 訓令 4・追加)

(転貸の禁止)

第 14 条 被貸与者は、貸与された戸別受信機を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に提供してはならない。

(平 25 訓令 4・追加)

(損害賠償)

第 15 条 被貸与者が、戸別受信機を故意又は重大な過失によつてき損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(平 25 訓令 4・追加)

(台帳の整理)

第 16 条 市長は、戸別受信機の貸与台帳を整理し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(平 25 訓令 4・追加)

(雑 則)

第 17 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 17 訓令 1・旧第 15 条繰上、平 25 訓令 4・旧第 11 条繰下)

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 11 日訓令第 41 号)

この訓令は、平成 15 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日訓令第 1 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定、第 9 条、第 9 条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定及び同条第 1 項第 1 号の改正規定並びに第 10 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定 平成 17 年 3 月 28 日

(2) 第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 14 条及び第 16 条の規定 平成 17 年 4 月 1 日

附 則(平成 18 年 2 月 13 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 28 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 18 年 12 月 29 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 21 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 22 日訓令第 4 号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 21 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日訓令第 2 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

(令 4 訓令 3・全改)

※別表は、「2－1 宗像市防災行政無線」に掲載

4－6 宗像市消防団の組織等に関する規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織、消防団員の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(平 28 規則 17・一部改正)

(組織)

第 2 条 宗像市消防団(以下「消防団」という。)に本部及び分団を置く。
2 本部及び分団の事務分掌については、別に定める。

(本部の位置)

第 3 条 消防団の本部は、宗像市役所内に置く。

(分団の名称及び区域)

第 4 条 分団の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。

(消防団員の階級)

第 5 条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(消防団員の職務等)

第 6 条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。
3 分団長は、団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
5 部長は、上司の命を受け、当該部の事務を掌る。
6 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
7 団員は、上司の命を受け、消防業務に従事する。
8 団長及び副団長ともに事故があるときは、あらかじめ団長が指名する者が団長の職務を代理する。

(配置)

第 7 条 消防団員の配置は、別表第 2 のとおりとする。

(消防訓練及び礼式)

第 8 条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和 40 年消防庁告示第 1 号)によるものとする。

(消防団員服制)

第 9 条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 20 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条及び第 27 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(消防団の再編に伴う経過措置)

- 2 第 27 条の規定による改正後の宗像市消防団の組織等に関する規則別表第 2 の規定の適用については、平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、同表本部の項副団長の欄中「2」とあるのは「4」とし、同項分団長の欄を「1」とし、同項計の欄中「23」とあるのは「26」とする。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 35 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 14 日規則第 36 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宗像市地区設置規則の規定は、平成 20 年 8 月 4 日から適用する。

附 則(平成 21 年 4 月 24 日規則第 17 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宗像市地区設置規則の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日規則第 40 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 14 日規則第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 5 月 22 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 7 日から適用する。

附 則(平成 25 年 7 月 9 日規則第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 3 月 31 日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 18 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 3 月 16 日から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 24 日規則第 30 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 15 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 11 月 7 日規則第 21 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

(平 17 規則 20・全改、平成 17 規則 35・平 20 規則 36・平 21 規則 17・平 24 規則 40・平 25 規則 23・平 25 規則 25・平 25 規則 30・平 26 規則 25・平 26 規則 30・平 31 規則 15・令 4 規則 21・一部改正)

名 称	区 域
第 1 分団	山附、安ノ倉、吉留、中ノ尾、向口、城南ヶ丘、武本、久戸
第 2 分団	赤間、石丸、富地原、名残、徳重、葉山、緑町、桜、広陵台一丁目、広陵台二丁目、広陵台三丁目、広陵台四丁目、広陵台五丁目、マンション赤間一区、桜美台
第 3 分団	田久、陵厳寺、三郎丸団地、栄町、三郎丸、土穴、城ヶ谷、赤間ヶ丘一区、赤間ヶ丘二区、城山、大谷、泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、アーサー赤間駅前、アンピール赤間駅前
第 4 分団	自由ヶ丘第一区会、自由ヶ丘第二区会、自由ヶ丘第三区会、自由ヶ丘南第一区会、自由ヶ丘南第二区会、自由ヶ丘南第三区会、自由ヶ丘南第四区会、青葉台一丁目、青葉台二丁目
第 5 分団	平等寺、畑、本村、横山、須恵、稲元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりえいと、ひかりヶ丘入口
第 6 分団	昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、宮田、朝野
第 7 分団	王丸、光岡、原町、曲、後曲、東旭ヶ丘
第 8 分団	久原、東郷村、東郷町、大井、三倉、大井南
第 9 分団	田熊町、田熊、平井、用山、釈迦院、村山田、大井台、和歌美台
第 10 分団	日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、日の里公団住宅一区、日の里公団住宅二区、日の里公団住宅三区
第 11 分団	多礼、田島、深田、牟田尻、山ノ上、吉田、荒開、五月ヶ丘
第 12 分団	下東、上中、段天、江口、神原、泊、豊岡
第 13 分団	池田一、池田二、池田三、田野、桜町、大王寺ニュータウン、玄海ニュータウン、公園通り、下大・南ヶ浦
第 14 分団	上八一、上八二、上八三、西町、中町、北町、千代川、祓川、京泊東、京泊西
第 15 分団	宮崎、東、堂の前、町、西、谷
第 16 分団	宮崎、東、堂の前、町、西、谷
市役所・県総合庁舎合同分団(機能別消防団員)	市内全域

備考 この表において「区域」とは、宗像市地区設置規則(平成 17 年宗像市規則第 23 号)第 2 条第 2 項の自治区域の区域とする。

別表第2(第7条関係)

(平17規則20・全改、平24規則40・平26規則30・一部改正)

(単位：人)

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	2				2	18	23
第1分団			1	1	1	4	30	37
第2分団			1	1	1	5	23	31
第3分団			1	1	1	4	22	29
第4分団			1	1	1	2	19	24
第5分団			1	1	3	6	36	47
第6分団			1	1	1	4	32	39
第7分団			1	1	1	5	22	30
第8分団			1	1	1	3	23	29
第9分団			1	1	1	3	27	33
第10分団			1	1	1	2	20	25
第11分団			1	1	2	6	26	36
第12分団			1	1	3	8	52	65
第13分団			1	1	2	4	22	30
第14分団			1	1	3	9	44	58
第15分団			1	1	3	5	27	37
第16分団			1	1	3	5	26	36
市役所・県総合庁舎合同分団(機能別消防団員)			1	1	1	2	20	25

4-7 宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 145 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

(平 19 条例 2・一部改正)

(定員)

第 2 条 消防団員の定数は 634 人とし、区分は次のとおりとする。

(1) 基本消防団員 609 人

(2) 機能別消防団員 25 人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の定数とする。

3 令第 4 条第 3 項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、基本消防団員の数とする。

(平 26 条例 27・全改)

(任命)

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 本市の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢 18 歳以上の者

(3) 志操堅固で身体強健な者

2 班長以上の階級にある消防団員（以下「役付消防団員」という。）は、団長が消防団員のうちから選考し、市長の承認を得て任命する。

3 役付消防団員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(平 17 条例 19・平 24 条例 31・一部改正)

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員になることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第 8 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(平 17 条例 19・令元条例 14・一部改正)

(報酬)

第 5 条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 消防団員には、団員の区分に応じ、次の表に定める額の年額報酬を支給する。

基本消防団員		機能別消防団員	
階級	年額報酬の額	階級	年額報酬の額
団長	200,000 円		
副団長	150,000 円		
分団長	110,000 円	分団長	35,000 円

副分団長	95,000 円	副分団長	31,000 円
部長	80,000 円	部長	26,000 円
班長	53,000 円	班長	17,000 円
団員	37,000 円	団員	12,000 円

3 前項の報酬は、原則として、毎年5月及び12月の2期に分けて支給する。

4 消防団員が次の表の左欄に掲げる職務に従事するときは、それぞれ当該右欄に掲げる額の出勤報酬を支給する。

職務の種類	出勤報酬の額
災害（水災害又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の警戒又は鎮圧に出動するとき	出勤時間が4時間以上の場合 1日につき8,000 円
	出勤時間が4時間未満の場合 1日につき4,000 円
行方不明者の捜索に出動するとき	出勤時間が4時間以上の場合 1日につき8,000 円
	出勤時間が4時間未満の場合 1日につき4,000 円
消防に関する教育又は訓練を受けるとき	1回につき3,500 円
予防指導活動に従事するとき	1回につき3,500 円

（平17条例19・平26条例27・令4条例4・一部改正）

（費用弁償）

第6条 消防団員が前条第4項の表に掲げる職務に従事したとき、又は会議等に出席したときは、1回につき2,000 円の費用弁償を支給する。

2 消防団員が公務遂行のため旅行したときは、宗像市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年宗像市条例第37号）の定めるところにより費用弁償を支給する。

（平28条例38・令元条例14・令4条例4・一部改正）

（分限）

第7条 消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団長（当該消防団員が団長のときは、市長）は、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、消防団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 第2条に規定する定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第4条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に居住地を移転し、又は勤務する場所を移したとき。

（平17条例19・令元条例14・一部改正）

（懲戒）

第8条 消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団長（当該消防団員が団長のときは、市長）は、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(平 17 条例 19・一部改正)

(服務規律)

第 9 条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害の発生を知ったときは、あらかじめ団長が定めた出動計画に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(令 4 条例 4・一部改正)

第 10 条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 11 条 消防団員が 10 日以上、居住地又は勤務する場所を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の消防団員にあつては団長に届け出なければならない。この場合において、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(平 17 条例 19・旧第 12 条繰上)

(公務災害補償)

第 12 条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する。

2 前項の公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(平 17 条例 19・旧第 13 条繰上)

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 19・旧第 14 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和 41 年宗像市条例第 10 号）又は玄海町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 41 年玄海町条例第 9 号）（以下これらを「旧条例」という。）の規定により任命された消防団員は、この条例の相当規定に基づき任命された消防団員とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例の規定により任命された役付消防団員で、この条例の規定により役付消防団員として任命された者の任期は、旧条例により任命された期間を通算する。

4 この条例の施行前に旧条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日条例第 19 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 16 条の規定、第 25 条、別表第 1 に次のように加える改正規定並びに第 34 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(消防団の再編に伴う経過措置)

11 第 34 条の規定による改正後の宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第 2 条の規定の適用については、平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、同条中「609 人」とあるのは「612 人」とし、同条の表副団長の項中「2 人」とあるのは「4 人」とし、同表分団長の項中「16 人」とあるのは「17 人」とする。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 31 号）
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日条例第 27 号）
この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日条例第 38 号）
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 14 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日条例第 4 号）
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 抄
令和 7 年 3 月 27 日
条例第 1 号

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 9 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第 10 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第 12 条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は別に定める。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日条例第 1 号）
この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

4－8 宗像市災害救援資金貸付条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 83 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、暴風、豪雨等の自然災害(以下「災害」という。)により被害を受けた世帯の世帯主に対して、当該世帯以外の者の身体及び財産に危害を与えるおそれがあるとき、その 2 次災害防止のために災害復旧に要する資金を貸し付けることによって、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 貸付けの対象者は、市内に住所を有する世帯の世帯主で、現に災害の被害を受け、かつ、他に 2 次災害の危害を与えるおそれがある者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
ただし、第 3 号の要件について市長が特に認めた場合においては、この限りではない。

- (1) 災害を受けた資産が、自己の所有する資産であること。
- (2) 災害の復旧資金の調達に、一時的に困難であるが、償還の見込みのある者
- (3) 確実な保証能力がある連帯保証人を 2 人有する者

(貸付けの限度額等)

第 3 条 貸付金の限度額は、1 人 1 件 100 万円以内とする。
2 貸付金の償還期間は、貸付けの日から 7 年以内とする。
3 貸付利率は、年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

(令元条例 10・一部改正)

(借入申込書の提出)

第 4 条 借入れを希望する者(以下「申込者」という。)は、市長に借入申込書を提出しなければならない。
2 市長は、申込者に対し、貸付金の決定又は却下を知らせる通知書を交付しなければならない。

(償還等)

第 5 条 償還の方法は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還で、元利均等償還の方法とする。
2 貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)第 13 条(第 1 項ただし書を除く。)及び第 14 条第 1 項(第 1 号を除く。)並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定を準用する。

(令元条例 10・令 2 条例 6・一部改正)

(委 任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に宗像市災害救援資金貸付条例(平成 4 年宗像市条例第 14 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年 7 月 3 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の宗像市災害救援資金貸付条例第 3 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害救援資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害救援資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日条例第 6 号)
この条例は、公布の日から施行する。

4－9 宗像市災害救援資金貸付条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 49 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、宗像市災害救援資金貸付条例(平成 15 年宗像市条例第 83 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申込み)

第 2 条 条例第 4 条の規定による借入れを希望する者(以下「申込者」という。)は、災害救援資金借入申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)を提出するものとする。

2 申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 資産証明書
- (2) 災害復旧に要する経費等の見積書
- (3) 官公署の発行する被災証明書又は被災届出証明書
- (4) 被害の程度がわかる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 申込者は、申込書を被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(貸付利率)

第 2 条の 2 条例第 3 条第 3 項の規則で定める率は、年 1 パーセントとする。

(貸付けの決定)

第 3 条 市長は、申込者に対して資金を貸し付ける旨の決定をしたときは、貸付金額、償還期間、償還方法及び貸付利率を記載した災害救援資金貸付決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)を、申込者に交付するものとする。

2 市長は、申込者に対して資金を貸し付けない旨の決定をしたときは、災害救援資金貸付不承認通知書(様式第 3 号)を申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第 4 条 決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人 2 人の連署した災害救援資金借用書(様式第 4 号。以下「借用書」という。)に、申込者及び連帯保証人 2 人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 5 条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 6 条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(準用規定)

第 7 条 繰上償還の申出、償還金の支払猶予、違約金の支払免除、償還免除、督促及び氏名又は住所の変更届については、宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成 15 年宗像市規則第 50 号)第 12 条から第 17 条までの規定を準用する。

(雑 則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、災害救援資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 宗像市災害救援資金貸付条例施行規則(平成4年宗像市規則第7号)第4条の規定により提出された借用書並びに申込者及び連帯保証人2人の印鑑証明書は、当該借用書に係る貸付金の償還が完了するまでの間は、この規則第4条の規定により提出された借用書並びに申込者及び連帯保証人2人の印鑑証明書とみなす。

附 則(平成17年3月31日規則第40号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日規則第26号)

この規則は、令和元年7月3日から施行する。

附 則(令和元年7月3日規則第27号)

この規則は、令和元年7月3日から施行する。

以下、様式(第1号～第4号)省略

4-10 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 84 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - カ 兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準 用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとりとする。

- (1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
 - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書

の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による規約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(令元条例10・令2条例6・一部改正)

第5章 補 則

(委 任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年宗像市条例第23号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年玄海町条例第31号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(宗像郡大島村の編入に伴う経過措置)

3 平成17年3月28日前に大島村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年大島村条例第10号)の規程に基づき貸し付けた貸付金の償還については、なお従前の例による。

(平17条例19・一部改正)

附則(平成17年3月25日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第10号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-1-1 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 50 号

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 15 年宗像市条例第 84 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。(以下この号において同じ。))において、他の市町村に居住していた借

入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。
(令元規則 26・一部改正)

(調 査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付利率)

第 7 条の 2 条例第 14 条第 2 項の規則で定める率は、年 1 パーセントとする。
(令元規則 26・追加)

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。
2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(様式第 5 号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、保証人を立てる場合にあっては、借用書に保証人が連署するものとし、併せて保証人の印鑑証明書を添付するものとする。
(令元規則 26・一部改正)

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。
2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を、当該借受人に交付するものとする。
3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。
2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続き開始の決定または再生手続き開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(令 2 規則 10・一部改正)

(督 促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補 則

(雑 則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年宗像市規則第 6 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす

附 則(令和元年 7 月 3 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

以下、様式(第 1 号～第 16 号)省略

5. 国、県の例規、基準等

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報、警報のうち、風水害等活動の利用に適合するものとして、本市に関するものは次のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表		令和7年5月29日現在 発表官署 福岡管区気象台	
警報	所屬予報区	福岡県	
	一次観分区域	福岡地方	
	市町村等をまとめた地域		
	大雨 (洪水等) (土砂災害)	総雨量指数基準	29
		土壌雨量指数基準	128
	洪水	流域雨量指数基準	釣川流域=24.7, 糟見川流域=5.4, 横山川流域=6, 山田川流域=8.6, 朝町川流域=8.5, 高瀬川流域=8.8, 八並川流域=7.1, 大井川流域=5.7
		複合基準**	釣川流域=(11, 22.2), 高瀬川流域=(11, 8.2)
		指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風	平均風速	陸上 20m/s
			玄界灘 20m/s
			沖ノ島周辺 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
			玄界灘 20m/s 雪を伴う
			沖ノ島周辺 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm
			山地 12時間降雪の深さ20cm
注意報	波浪	有義波高	玄界灘 6.0m
			沖ノ島周辺 6.0m
	高潮	潮位	1.8m
	大雨	総雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	流域雨量指数基準	釣川流域=19.7, 糟見川流域=4.3, 横山川流域=4.8, 山田川流域=4.3, 朝町川流域=7.6, 高瀬川流域=7, 八並川流域=8.6, 大井川流域=4.6
		複合基準**	釣川流域=(7, 19.7), 糟見川流域=(13, 4.3), 山田川流域=(7, 4.3), 高瀬川流域=(7, 7)
		指定河川洪水予報 による基準	—
	強風	平均風速	陸上 12m/s
			玄界灘 12m/s
			沖ノ島周辺 12m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
			玄界灘 12m/s 雪を伴う
			沖ノ島周辺 12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ3cm
			山地 12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	玄界灘 2.5m
			沖ノ島周辺 2.5m
	高潮	潮位	1.6m
	霧	降雪等により被害が予想される場合	
	霜雪		
	濃霧	視程	陸上 100m
			玄界灘 500m
			沖ノ島周辺 500m
	乾燥	最小湿度40%で、露点湿度60%	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くことが予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下	
	霜氷・凍結	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～-2℃、湿度90%以上	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

** (総雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

5－2 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

5－3 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日

消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号

第1 総則

1. 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2. 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付け消防救第158号)」の定めるところによる。

3. 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告するものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、市町村は、第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4. 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報……第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高い火災・災害等(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5. 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情

報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村は、その状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1. 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア. 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- 4) 特定違反対象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ. 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱

う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ. 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ. その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2. 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 8) 上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3. 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる

攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4. 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- 1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- 1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1. 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性のあるものを含む。)

2. 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3. 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4. 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1. 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

- イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) リ災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2. 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故即報 >

3. 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの) 不審物(爆発物)の有無立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

< 災害即報 >

4. 第4号様式

1) 第4号様式—その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア)風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ)地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ)雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ)火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ)その他これらに類する災害の概況

(2)被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

(3)応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

2)第4号様式—その2(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

(1)各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2)災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(3)災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4)災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(5)応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

5－4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和 39 年 5 月 21 日

改正 平成 6 年 4 月 1 日

平成 10 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第 2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第 3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災安全課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第 4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第 5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第 6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表 1 によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第 1 号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第 1 号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第 2 号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

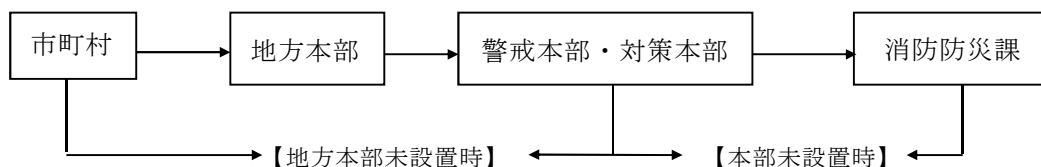
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

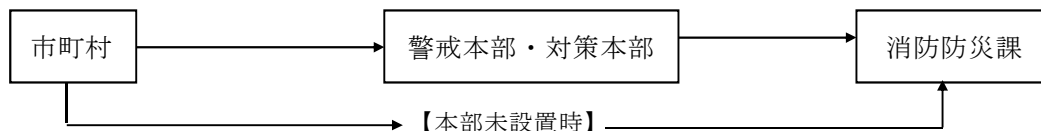
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



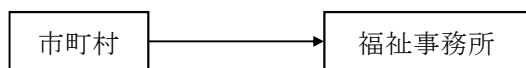
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



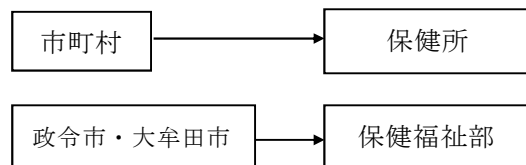
(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



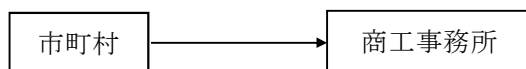
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



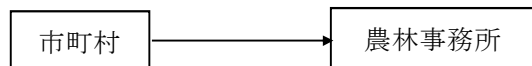
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



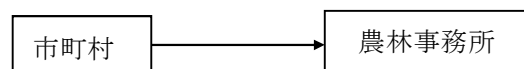
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



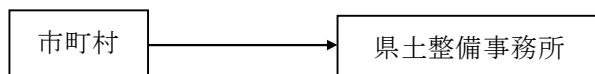
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12)



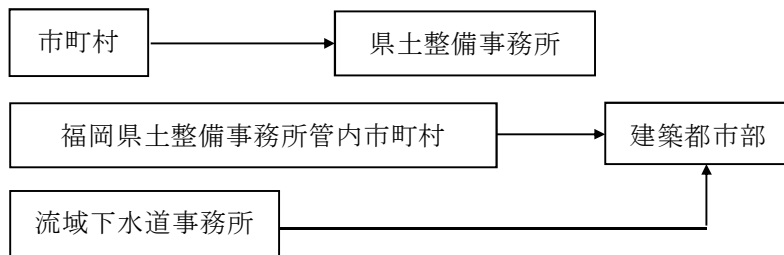
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



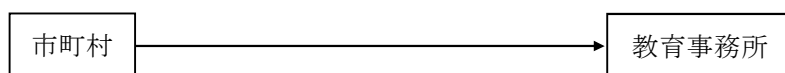
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号14、15、様式第3号の17)



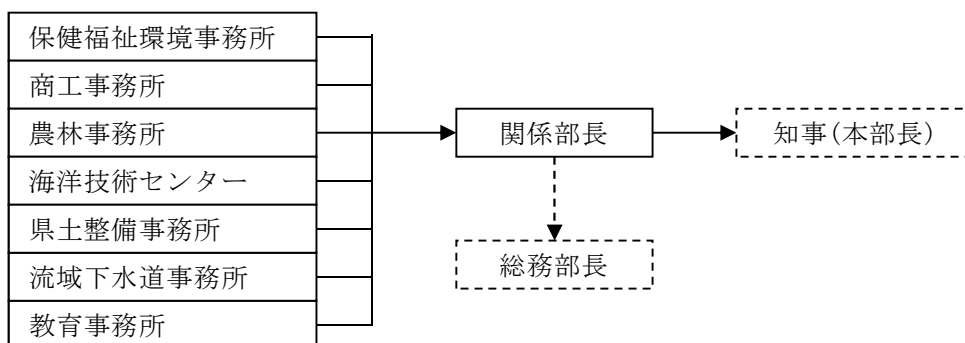
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

以下、様式は省略

5-5 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
その他	田 の 流 出 埋	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	畑 の 流 出 埋 没 及 び 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。

(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
そ の 他	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法〈昭和 39 年法律第 167 号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法〈昭和 25 年法律第 218 号〉第 2 条第 5 号に規定する水域施設・外かく施設・けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第 3 条の 2 の規定によって天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航 空 機 被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により、通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
り 災 者	り災者世帯の構成員とする。	

(その3) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 施 設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

5－6 福岡県災害救助法施行細則

昭和 40 年福岡県規則第 44 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第 2 条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市長村長の緊急処置)

第4条 市長村長（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第 4 条の 2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第 3 号から様式第 3 号の 4 まで）

(2) 公用変更令書（様式第 4 号）

(3) 公用取消令書（様式第 5 号）

2 知事は、前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第 6 号）に、これを登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第 2 条第 3 項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第 7 号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第 3 条の規定により、損失補償請求書（様式第 8 号）の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第 6 条第 2 項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第 4 条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第 9 号）

(2) 公用取消令書（様式第 10 号）

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第 11 号）に、これを登録する

ものとする。

- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

- 2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書
(実費弁償の程度)

第14条 政令第11条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第3のとおりとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

- 2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込み期間等に関する医師の意見書

- 3 前条第3項の規定は、省令第6条第2項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第44条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 決定報告による被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

- 2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第 22 条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳（様式第 43 号及び様式第 44 号）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補 則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

(中略)

附 則(令和元年規則第 25 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 22 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

※別表は省略

5－7 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

令和2年3月31日

福岡県告示第344号

一部改正令和3年3月23日福岡県告示第354号

一部改正令和4年6月9日福岡県告示第633号の2

一部改正令和5年4月24日福岡県告示第279号の2

一部改正令和5年6月30日福岡県告示第460号の2

一部改正令和6年4月3日福岡県告示第217号の2

一部改正令和6年8月7日福岡県告示第501号の3

一部改正令和7年3月21日福岡県告示第192号

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり350円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(イ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項による期限内（最長 2 年以内）とする。
- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

- (ア) 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,330 円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の

範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	10月～3月	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10月～3月	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。
- エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
- 5 被災者の救出
 - (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。
 - (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
 - (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。
 - イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。
 - ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
 - (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
 - イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円
 - ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6箇月以内）に完了しなければならない。
- 7 生業に必要な資金の貸与
 - (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
 - (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
 - (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
 - (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,200円

中学校生徒 1人当たり 5,500円

高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人226,100円、小人180,800円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,600円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあつては一体当たり5,700円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

- (1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,000 円以内
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100 円以内
- ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300 円以内
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,800 円以内
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900 円以内
- カ 大工 1人1日当たり 27,400 円以内
- キ 左官 1人1日当たり 27,200 円以内
- ク とび職 1人1日当たり 27,600 円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 41 号）第 2 条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 57 号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

第 3 救助事務費

規則第 23 条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る 1 の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3 千万円以下の部分	100 分の 10
3 千万円を超え 6 千万円以下の部分	100 分の 9
6 千万円を超え 1 億円以下の部分	100 分の 8

1 億円を超え 2 億円以下の部分	100 分の 7
2 億円を超え 3 億円以下の部分	100 分の 6
3 億円を超え 5 億円以下の部分	100 分の 5
5 億円を超える部分	100 分の 4

3 2 の「救助事務費以外の費用の額」とは、第 1 に定める救助の実施のために支出した費用及び第 2 に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第 9 条第 2 項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第 8 条第 2 項に定めるところにより算定した法第 12 条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第 19 条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第 20 条第 1 項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

6. 応援協定等

6-1 福岡県消防相互応援協定等

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (最近の改正年月日)
福岡県消防相互応援協定 福岡県消防相互応援協定覚書	県内 60 市町村及び 13 消防組合等	令和 2 年 3 月 11 日
宗像市と宮若市との消防相互応援協定	宮若市	昭和 52 年 10 月 1 日 (平成19年4月1日)
宗像市と岡垣町との消防相互応援協定	岡垣町	昭和 52 年 10 月 1 日 (平成 19 年 4 月 1 日)
宗像市と鞍手町との消防相互応援協定	鞍手町	昭和 52 年 10 月 1 日 (平成 19 年 4 月 1 日)
遠賀・中間地域広域行政事務組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、宗像地区事務組合常備消防相互応援協定	遠賀・中間広域消防、宗像地区消防、直方・鞍手広域消防	昭和 54 年 6 月 1 日 (平成 19 年 7 月 10 日)
福岡県都市圏市町消防相互応援協定	福岡都市圏 9 市 8 町 5 消防組合	昭和 55 年 3 月 1 日 (平成27年12月15日)
携帯電話からの 119 番通報転送等に関する協定	北九州市、苅田町、中間市、遠賀郡、宗像地区	平成 10 年 3 月 25 日
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	県内の市町村	平成 17 年 4 月 26 日
災害時における宗像市内郵便局、宗像市間の相互協力に関する覚書	宗像市内郵便局	平成 17 年 6 月 1 日
宗像地区水道事業における災害時等の応急対策に係る連携に関する協定	福津市、宗像地区事務組合	平成 22 年 4 月 1 日
宗像市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成 23 年 6 月 28 日
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人宗像医師会	平成 24 年 6 月 1 日
宗像市と小金井市の災害時相互支援に関する協定書	東京都小金井市	平成 24 年 11 月 1 日
九州市長会における災害時の相互支援等について	九州市長会	平成 25 年 6 月
大規模災害時における相互応援に関する協定	長野県松本市	平成 29 年 1 月 13 日
大規模災害時における施設利用に関する協定	福岡県宗像警察署、宗像ユリックス	令和 6 年 6 月 14 日

6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定等

協 定 先	対 象 施 設	施設住所	協定締結日
株式会社 るりいろ	住宅型有料老人ホーム よりあいの家	武丸917 - 1	平成 24 年 12 月 28 日
あい企画 株式会社	あいでい富地原	富地原1361-9	平成 24 年 12 月 28 日
医療法人 光洋会	赤間病院	石丸1-6-7	平成 24 年 12 月 28 日
	小規模多機能型居宅介護 城山庵	石丸1-3-27	
	認知症対応型共同生活介護 城山庵	石丸1-3-27	
社会福祉法人 久寿福祉会	特別養護老人ホーム あかま	田久3-11-1	平成 24 年 12 月 28 日
社会福祉法人 宗像福祉会	障害者支援施設 むなかた苑	田久2-5-1	平成 25 年 2 月 7 日
社会福祉法人 さつき会	玄海はまゆう学園	江口68	平成 24 年 12 月 28 日
	はまゆうワークセンター宗像	自由ヶ丘南3-32	
サンコーケアライフ 株式会社	住宅型有料老人ホーム ライフステイむなかた	稲元3-1-35	平成 24 年 12 月 28 日
社会福祉法人 まりし会	カーサ フェリーチェ	東郷6-5-24	平成 24 年 12 月 28 日
宗像農業協同組合	デイサービスセンターみのり	田熊1-3-3	平成 24 年 12 月 17 日
一般社団法人 宗像医師会	宗像医師会介護保険老人保健施設 よつづか	田熊5-5-6	平成 24 年 12 月 11 日
社会福祉法人 清浄会	緑ヶ丘学園	大井1512-1	平成 24 年 12 月 28 日
社会福祉法人 宗像会	くすの木園	用山433-1	平成 24 年 12 月 28 日
医療法人 豊資会	医療法人豊資会 ハイマート杏	田野1370-2	平成 24 年 12 月 28 日
社会福祉法人 彩幸会	介護付軽費老人ホーム岬	上八762-3	平成 24 年 12 月 28 日
株式会社 陽の枝	陽の枝 デイサービスセンター	上八1928	平成 24 年 12 月 28 日
社会福祉法人 北筑前福祉会	特別養護老人ホームむなかた	用山471-5	平成 26 年 6 月 16 日
	福祉センター宗寿園	稲元5-2-2	
福岡県立少年自然 の家「玄海の家」	福岡県立少年自然の家 「玄海の家」	神湊1276	平成 31 年 3 月 20 日
医療法人社団 水光会	宗像水光会総合病院	福津市日蒔野 5-7-1	平成 31 年 4 月 16 日
医療法人庄正会	蜂須賀病院	野坂2650	平成 31 年 4 月 16 日
一般社団法人 宗像医師会	宗像医師会病院	田熊5-5-3	平成 31 年 4 月 16 日

6－3 災害時における避難所施設利用に関する協定

協 定 先	指定避難場所	所在地	連絡先	覚書締結日
福岡県立宗像高等学校	福岡県立宗像高等学校	東郷6-7-1	36-2019	平成 25 年 8 月 30 日
学校法人東海大学	東海大学付属 福岡高等学校	田久1-9-2	32-3311	平成 28 年 8 月 1 日

6－4 災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定

協 定 先	指定避難場所	所在地	連絡先	覚書締結日
社会福祉法人 彩幸会	介護付軽費 老人ホーム岬	上八762-3	62-7200	平成 28 年 4 月 1 日
学校法人東海大学	東海大学付属 福岡高等学校	田久1-9-2	32-3311	平成 28 年 8 月 1 日
社会福祉法人 玄洋会	ゆうゆうぶらざ	神湊118-4	62-1167	平成 28 年 12 月 1 日
株式会社サンリブ	サンリブ くりえいと宗像	くりえいと 1-5-1	38-0410	平成 29 年 1 月 25 日
一般社団法人 宗像医師会	宗像地域医療センター	田熊5-3-3	37-1188	平成 30 年 9 月 1 日
株式会社くりえいと	株式会社くりえいと 管理駐車場	くりえいと 3-3-1	38-8100	平成 30 年 10 月 9 日
株式会社玉屋	株式会社玉屋 管理駐車場	原町271	092-718 -3330	令和 4 年 4 月 25 日
株式会社ビバホーム	スーパー ビバホーム 赤間店	田久2-1-1	35-7611	令和 4 年 4 月 26 日

6-5 災害時における一時避難場所に関する覚書等

覚 書 先	一時避難場所	所在地	連絡先	覚書締結日
医療法人財団 池友会※	池友会ヘリコプター 基地(旧玄海町役場)	江口 465	62-3011	平成 20 年 2 月 27 日
玄海ホテル旅館組合	みなと荘	神湊1250-66	62-2255	平成 20 年 8 月 15 日
	高嘉旅館	神湊454-3	62-1221	平成 20 年 8 月 15 日
	ロイヤルホテル宗像	田野1303	62-4111	平成 20 年 8 月 15 日
	割烹旅館 松風荘	神湊1250-13	62-0120	平成 20 年 8 月 15 日
	いけす割烹 玄海旅館	神湊485-7	62-0001	平成 20 年 8 月 15 日
	神湊スカイホテル	神湊651-2	62-3800	平成 20 年 8 月 15 日
	魚屋別館	神湊651-1	62-3355	平成 20 年 8 月 15 日
	御宿 はなわらび	江口518	62-0107	平成 20 年 8 月 15 日
ユーアイゴルフクラブ宗像	ユーアイゴルフクラブ 宗像	牟田尻2020	62-1002	平成 20 年 9 月 19 日
西日本開発株式会社 玄海ゴルフ場	西日本開発株式会社 玄海ゴルフ場	江口578-18	62-2233	平成 20 年 9 月 19 日
民宿しらいし	民宿しらいし	上八848-5	62-1149	平成 20 年 9 月 26 日
玄界環境組合	玄界環境組合 宗像清掃工場	池浦600-1	62-0505	平成 22 年 4 月 15 日
一般社団法人 宗像医師会	宗像地域医療センター	田熊5-3-3	37-1188	平成 23 年 8 月 1 日
株式会社グローバル アリーナ	株式会社グローバル アリーナ	吉留46-1	33-8400	平成 27 年 6 月 15 日
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合 多礼浄水場管理本館	多禮298	62-0031	平成 27 年 9 月 11 日
株式会社アメイズ	HOTEL AZ 福岡宗像店	王丸503-1	38-3301	令和 2 年 6 月 17 日
ロイヤルホテル宗像	ロイヤルホテル宗像	田野1303	62-4111	令和 2 年 6 月 22 日
株式会社 SHR ロードサイ ドイン チサンイン宗像	チサンイン宗像	光岡992-1	36-8211	令和 2 年 6 月 30 日
ウィズホーム株式会社	ウィズホーム	古賀市 千鳥1-2-7	092-410 -9935	令和 3 年 7 月 21 日
PMG プロパティーズ 株式会社	福岡国際カントリー クラブ	朝町1470-1	32-3544	令和 3 年 7 月 27 日

※医療法人財団 池友会とは、江口自治会長が「救急医療専用ヘリコプターの格納庫及び離着陸基地の設置並びに運用に関する覚書」を締結している。この覚書の中で、緊急避難場所についての記述が盛り込まれている。

6-6 災害時における物資の供給に関する協定等

協 定 先	所 在 地	連絡先	協定締結日
株式会社サンリブ	北九州市小倉北区金田 1-3-33	093-591-3711	平成 21 年 4 月 1 日
ホームプラザナフコ南宗像店	光岡 105-1	36-8601	平成 21 年 4 月 1 日
株式会社イズミ	広島市南区京橋町 2-22	082-264-3211	平成 21 年 4 月 1 日
株式会社アースダンボール	池田 1685	62-3192	平成 24 年 11 月 28 日
日之出紙器工業株式会社	鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158	099-273-9111	平成 24 年 12 月 21 日
一般社団法人 日本福祉用具供給協会	東京都港区浜松町 2-7-15	03-6721-5222	平成 25 年 10 月 9 日
宗像農業協同組合	東郷 4-3-1	36-4110	平成 27 年 1 月 19 日
NPO 法人 コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185	平成 27 年 7 月 1 日
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅東 3-13-21	092-433-1228	平成 27 年 7 月 1 日
大塚製薬株式会社福岡支店	福岡市博多区奈良屋町 13-13	092-262-6507	平成 29 年 8 月 1 日
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町 2-6-10	093-521-5155	平成 29 年 11 月 1 日
株式会社西鉄ストア	筑紫野市針摺中央 2-16-14	092-408-4701	平成 31 年 4 月 1 日
株式会社新生堂薬局	福岡市南区中尾 3-12-17	092-541-0088	令和 2 年 2 月 5 日
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1-13-1	048-610-0610	令和 4 年 4 月 26 日
株式会社キナン	和歌山県新宮市浮島 1-25	092-691-8220	令和 6 年 11 月 27 日

※宗像農業協同組合との協定は、宗像農協、福津市、宗像市の 3 者による協定

6-7 災害時における燃料供給に関する協定等

協 定 先	所 在 地	連絡先	協定締結日 (最近の改正年月日)
吉井商事株式会社	深田 60-1	62-0004	平成 23 年 6 月 27 日
有限会社林石油	徳重 548	32-0684	平成 23 年 6 月 27 日 (平成 30 年 11 月 29 日)
ハタエ石油株式会社	福岡市西区元浜 1-8-22	092-807-8781	平成 23 年 9 月 1 日
福岡県福岡地区 LP ガス協会宗像支部	池田 1893	62-1766	平成 26 年 9 月 19 日
河野石油有限会社	牟田尻 1906-6	62-0153	平成 30 年 11 月 29 日

6-8 災害時における応急活動に関する協定等

協 定 先	所在地	連絡先	締結年月日
宗像建築組合	東郷 5-5-1	36-2412	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社北崎産業	日の里 2-11-8	36-2439	平成 22 年 4 月 1 日
宗像建設協会	東郷 2-1-28	36-1769	平成 22 年 4 月 1 日 (平成 30 年 5 月 21 日)
株式会社後藤総業	大井 319-3	34-8500	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社村山商会	王丸 335-2	36-7070	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社宗像建設	自由ヶ丘 7-10-7	33-6609	平成 22 年 4 月 1 日
福岡県土木組合連合会宗像支部	富地原 2055-1	42-1156	平成 22 年 4 月 1 日
宗像市緑化協会	原町 244-1 内	37-1541	平成 22 年 4 月 1 日
青雲建設株式会社	東郷 581-1	36-1700	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社相互建設	曲 1232-8	37-2233	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社大島組	東郷 5-6-12	36-4843	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社瀧口土木	宮田 2-18-2	33-4131	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社木村組	東郷 6-8-13	36-4836	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社真鍋組	和歌美台 1-1	36-2251	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社大島産業	富地原 1791-1	33-1558	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社徳本組	須恵 3-8-23	32-9455	平成 22 年 4 月 1 日
宗像地区建設業協会	曲 1595-2	35-6611	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社黒瀬組 福岡支店	鐘崎 778-2	62-1673	平成 22 年 4 月 1 日
宗像管工事協同組合	東郷 1083-3	37-0435	平成 22 年 4 月 1 日
金丸建設株式会社	村山田字高江 739-7	36-1503	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社深田組	田島 622	62-0354	平成 22 年 4 月 1 日
有限会社杉原組	曲 1246-1	35-2770	平成 22 年 4 月 1 日
ユニバーサルワークス協同組合	田野 1945-1	72-6185	平成 22 年 4 月 1 日
新鋭工業株式会社	田熊 1-5-27	72-5568	平成 22 年 6 月 3 日
日本道路株式会社宗像出張所	武丸 2130-6	32-2096	平成 22 年 7 月 8 日
有限会社田中運輸建設	東郷 3-3-6	36-2460	平成 23 年 11 月 28 日
有限会社ティ・ユー・ディ	東郷 3-3-6	36-2977	平成 23 年 12 月 8 日
株式会社カイダ	須恵 3-8-23	35-2770	平成 23 年 12 月 20 日

協 定 先	所在地	連絡先	締結年月日
株式会社ノバック	王丸 724-4	36-3467	平成 24 年 6 月 21 日
有限会社東興工業	大井 601-12	37-0656	平成 24 年 11 月 5 日
株式会社中野組	平等寺 765-2	32-3550	平成 25 年 4 月 18 日
株式会社カネコ	田熊 4-11-20-505	36-1700	平成 25 年 6 月 14 日
株式会社金石組	東郷 351-3	36-3394	平成 27 年 5 月 27 日
有限会社深町組	王丸 445-1	36-3284	平成 27 年 7 月 27 日
共立建設株式会社	日の里 8-21-1	36-5198	平成 27 年 8 月 17 日
金本建設株式会社	東郷 3-4-3	36-2558	平成 27 年 8 月 19 日
公益社団法人福岡県建築士会	福岡市博多区博多駅東 3-14-18 福岡建設会館ビル	092-441-1867	平成 31 年 4 月 1 日
株式会社 KAIKA	古賀市青柳 2615-1	092-942-0809	令和元年 9 月 3 日
一般社団法人 西日本冷凍空調工業会	福岡市博多区博多駅東 1-11-16	092-471-1530	令和元年 9 月 10 日
太陽建機レンタル株式会社 北九州西支店	遠賀郡水巻町牟田 1-2	093-203-1600	令和元年 9 月 18 日
株式会社ニシケン	久留米市宮ノ陣町若松 1-9	0942-35-5840	令和元年 10 月 15 日
九州電力送配電株式会社 福岡配電事業所	福津市中央 6-14-1	0120-986-203	令和元年 12 月 12 日 (令和 4 年 4 月 22 日)
田中建設株式会社	東郷 1-11-11	36-3937	令和 2 年 6 月 9 日

6-9 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定

協 定 先	所在地	連絡先	締結年月日
三孝産業有限会社	須恵 3-26-1	33-3847	平成 27 年 7 月 1 日
有限会社神郡清掃サービス	徳重 2-1-22	33-7111	平成 27 年 7 月 1 日
玄海クリーン有限会社	江口 978-52	62-2944	平成 27 年 7 月 1 日
ユニバーサルワークス協同組合	田野 1945-1	72-6188	令和 2 年 6 月 19 日

6-10 災害時における輸送業務に関する協定等

協 定 先	所在地	連絡先	締結年月日
新星交通有限会社	東郷 1-5-2	36-2138	平成 27 年 7 月 6 日
宗像グリーンタクシー有限会社	河東 1061	33-3181	平成 27 年 7 月 6 日
宗像西鉄タクシー株式会社	陵巖寺 4-7-1	32-4514	平成 27 年 7 月 6 日
みなとタクシー株式会社	赤間駅前 2-3-6	35-1111	平成 27 年 7 月 6 日
海上タクシー宝栄丸	大島 922-B-2	090-9566-3557	平成 29 年 4 月 1 日
佐川急便株式会社九州支店	福岡市東区箱崎ふ頭 4-12-5	0570-01-0302	平成 30 年 6 月 12 日
株式会社大島産業	富地原 1791-1	33-1558	令和 2 年 9 月 30 日

6-11 その他 災害時における防災に関する協定等

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (最近の改正年月日)
災害に関する対策のための放送要請に関する協定	株式会社ジェイコム九州	平成 24 年 8 月 21 日
災害時における支援協力に関する協定	日本赤十字九州国際看護大学	平成 25 年 7 月 8 日 (平成 28 年 7 月 7 日)
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 26 年 8 月 21 日
災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社	平成 26 年 8 月 21 日
災害発生時における宗像市と宗像市内郵便局の協力に関する協定	宗像郵便局長	平成 27 年 5 月 25 日
特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	西日本電信電話株式会社福岡支店	平成 28 年 2 月 2 日
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種体制に関する覚書	宗像医師会病院	平成 28 年 6 月 6 日
災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人宗像市社会福祉協議会	平成 28 年 7 月 1 日
むなかた・ふくつ AED ステーションにかかる覚書	宗像地区消防本部	平成 29 年 11 月 1 日
大規模災害時における物資集配拠点施設としての利用に関する協定	宗像農業協同組合	平成 30 年 4 月 1 日
大規模災害時における協力に関する協定	株式会社グローバルアリーナ	平成 30 年 4 月 1 日
「道の駅」むなかたの防災利用に関する覚書	福岡県北九州市土整備事務所	平成 30 年 8 月 8 日
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	平成 30 年 12 月 12 日
災害時における入浴支援等に関する協定	ロイヤルホテル宗像	平成 31 年 4 月 1 日
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	福岡県建築士会	平成 31 年 4 月 1 日

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (最近の改正年月日)
防災パートナーシップに関する協定	株式会社エフエム福岡	令和元年 7 月 8 日
災害時における災害復旧支援業務に関する協定	公益社団法人全国上下水道 コンサルタント協会九州支部	令和 4 年 8 月 22 日
災害等発生時におけるキャンピング カーの提供に関する協定	株式会社ナッツ	令和 4 年 10 月 20 日
災害時の避難所等における車両か らの電力供給に関する協定書	福岡トヨタ自動車株式会社	令和 4 年 12 月 21 日
災害時における被災者支援のため の行政書士業務に関する協定書	福岡県行政書士会	令和 6 年 6 月 27 日
非常時給電システム付き車両による地 域防災力向上に関する連携協定	5 市町 4 企業(トヨタ自動車九州他)	令和 7 年 5 月 24 日

7 地区防災計画

地区防災計画の名称	策定日
久原地区防災計画	令和4年3月31日
東郷村地区防災計画	令和4年3月31日
東郷町地区防災計画	令和4年3月31日
田熊町地区防災計画	令和4年3月31日
田熊地区防災計画	令和4年3月31日
平井地区防災計画	令和4年3月31日
大井地区防災計画	令和4年3月31日
三倉地区防災計画	令和4年3月31日
用山地区防災計画	令和4年3月31日
釈迦院地区防災計画	令和4年3月31日
村山田地区防災計画	令和4年3月31日
大井台地区防災計画	令和4年3月31日
和歌美台地区防災計画	令和4年3月31日
大井南地区防災計画	令和4年3月31日
山附地区防災計画	令和5年3月31日
安ノ倉地区防災計画	令和5年3月31日
吉留地区防災計画	令和5年3月31日
中ノ尾地区防災計画	令和5年3月31日
向口地区防災計画	令和5年3月31日
城南ヶ丘地区防災計画	令和5年3月31日
武本地区防災計画	令和5年3月31日
久戸地区防災計画	令和5年3月31日
自由ヶ丘第二区会地区防災計画	令和7年3月31日
自由ヶ丘第三区会地区防災計画	令和7年3月31日
自由ヶ丘南第二区会地区防災計画	令和7年3月31日
自由ヶ丘南第三区会地区防災計画	令和7年3月31日
自由ヶ丘南第四区会地区防災計画	令和7年3月31日
青葉台一丁目自治会地区防災計画	令和7年3月31日
青葉台二丁目自治会地区防災計画	令和7年3月31日

【 各 種 様 式 】

【余 白】

8. 職員の参集

8－1 参集記録票

8－2 参集途上の被災状況記録票

* 8－1 及び 8－2 は次頁以降に示す。

参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入すること

整理番号 _____

■災害対策班名 _____ 班

■場 所 _____ ■報告日時 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分現在

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号

■報告者氏名

■災害対策班名

班

■参集報告

○参集日時

年 月 日 時 分

■見聞情報（参集時に見聞きした情報）

- 自宅付近の状況
- 道路の状況
- 建物被害の状況
- 救助者の有無
- 火災の発生状況
- その他気づいたこと

■地図・略図

火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する

9. 情報整理、報告

9－1 被害発生状況連絡票

9－2 火災・災害等即報要領（様式）

* 9－1～9－2は次頁以降に示す。

被害発生状況連絡票				
受付 日時	年 月 日 時 分	被災者 又は 通報者	住所 氏名	電話 ()
被害 発生 場所				
被害 状況				
記録 者	氏名	班	送付先	年 月 日 時 分 班
			送付	
			日時	
関係 係 班 処 置 記 録				
本部 解散 後の 対応				

第 1 号様式 （火災）

		第 報	
報 告 日 時		年 月 日 時 分	
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
報 告 者 名			

消防庁受信者氏名 _____

※爆発除く

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた 理 由	
	負傷者		人			
	重 症		人			
	中等症		人			
	軽 症		人			
建物の概要	構造		建築面積			
	階層		延べ面積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ²
						建物焼損表面積 m ²
						林野焼損面積 a
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	そ の 他				人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時
年 月 日 時 分

都道府県

市町村
(消防本部名)

報告者名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()		物 質 名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 傷 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
		事 業 所	自 衛 防 災 組 織	人	
			共 同 防 災 組 織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台	
		消 防 団		台	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
救急・救助活動 の 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第 4 号様式 （その 1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 焼	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔災害状況即報〕

都 道 府 県				区 分				被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災 害 名		そ の 他	田	流失・埋没	ha			
		第 報				冠	水	ha		
		(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha			
		冠	水			ha				
報 告 者 名					文 教 施 設		箇所			
					病 院		箇所			
区 分		被 害			道 路		箇所			
人 的 被 害	死 者		人		橋 り ょ う		箇所			
	行方不明者		人		河 川		箇所			
被 害	負 傷 者	重 傷	人		港 湾		箇所			
		軽 傷	人	砂 防		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟	の		清 掃 施 設	箇所			
			世帯							
			人							
	半 壊		棟			崖 く ず れ		箇所		
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟			鉄 道 不 通		箇所		
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟			被 害 船 舶 隻				
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟	水 道 戸						
			世帯							
			人							
	非 住 家		棟	電 話 回 線						
世帯										
人										
公 共 建 物		棟	電 気 戸							
そ の 他		棟	ガ ス 戸							
			他		ブロック塀等	箇所				
			り 災 世 帯 数		世帯					
			り 災 者 数		人					
			火 災 発 生		建 物 件					
			危 険 物 件							
			そ の 他 件							

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円		市 町 村				
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
					計 団体		
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	被害発生場所 被害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況						

※被害額は省略することができるものとする。

10. 応援要請

10－ 1 自衛隊災害派遣要請依頼書

10－ 2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

*10－ 1 ～10－ 2 は次頁以降に示す。

10. 応援要請

10-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

宗像市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

10－2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

宗像市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

11. 避難所

11－ 1 避難者カード

11－ 2 避難者名簿

11－ 3 避難所運営記録

11－ 4 物品の受払簿（避難所用）

11－ 5 避難所設置及び収容状況

＊11－ 1 ～11－ 5 は次頁以降に示す。

この様式を使う場合は、**表面**と**裏面**を両面コピーしてください。

ひなんしゃ 避難者カード

表面

		避難所名		受付番号
きにゅうび 記入日	年 月 日 ()		きにゅうしゃしめい 記入者氏名	
じゅう 住 所	〒 -		自治会・ 町内会名	
でん 電 話	() -		自宅の 被害状況	ぜんかい / はんかい / いちぶせんかい 全壊 / 半壊 / 一部損壊
けいたいでんわ 携帯電話	() -			ぜんしょう / はんしょう / しょうじょう 全焼 / 半焼 / 床上浸水
FAX	() -		滞在を 希望する 場所	りゅうしゅつ 流出/その他()
メール	@			☐ 避難所
ほか 他の 連絡先 (親戚など)	〒 -			☐ テント(避難所敷地内に設営)
	() -			☐ 車両(避難所敷地内に駐車) ☐ 避難所以外の場所 (自宅 / 他())
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)			けがや病気・障害・アレルギー の有無、妊娠中、使用できる言語 など、特に配慮が必要なこと	運営に協力 できること (特技・資格)
氏名			ひなんじょ 避難者	かなら 必ず確認！ 安否確認 への対応※
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		こ 公 開 ・ ひ 非公開
家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		公 開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		公 開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		公 開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		公 開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		公 開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		公 開 ・ 非公開
ペットの 状況	☐ 飼っていない ☐ 飼っている→右欄へ	種類(頭数)	☐ 同伴希望(ペット台帳に記入) ☐ 置き去り ☐ 行方不明	
じかようしゃ 自家用車(避難所 に駐車する場合)	しやしや 車種	いろ 色	ナンバー	

●世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

●ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また市町村災害対策本部にも提供し、被災者支援のために市町村が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※住所(〇〇町〇〇丁目まで)と氏名、ふりがなについては、被災者の安否確認について問い合わせがあった場合に使用しますので、原則公開とするよう御協力をお願いします。

避難者カード

裏面：運営側（受付担当）記入用

<登録時>

- 運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
 - ・けがや病気、障害、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。
- 詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 （滞在先）	場所	☐ 避難所 ☐ テント（避難所敷地内に設営） ☐ 車 両（避難所敷地内に設営） ☐ 避難所以外の場所（ 自宅 / その他（ ））
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

避難所運営記録

避難所名						
年 月 日 () 天気				記入者		
避難所利用者数	区分		前日までの数 (a)	新規登録者数 (b)	退所者数 (c)	利用者数 (a+b-c)
	避難所に受け入れた者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
	避難所以外の場所に滞在する被災者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
	合計	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人	人
食料・物資の受入	区分		朝	昼	夜	合計
	食料の配布数		食	食	食	食
	食料の内容(弁当等)					
	食料・物資の受入・配布の状況					
ボランティアの受入	ボランティアの受け入れ人数		人			
	ボランティアの活動内容					
避難所運営委員会の協議・伝達事項						
その他						

※「避難所内に受け入れた者」には、車中・テント生活者を含む。

[illegible]

避難所設置及び収容状況

市町村名： No. _____

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
		月 日～ 月 日	人	人			円	
小 計	既存建物	箇所	人	人			円	
	屋外仮設	箇所						
合 計	天 幕	箇所						

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。（ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。）
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

12. 救助・医療・交通輸送等

12－ 1 行方不明者名簿

12－ 2 医療救護所開設状況報告

12－ 3 緊急通行車両事前届出書

12－ 4 緊急車両以外の車両通行止め標示

12－ 5 緊急通行車両通行標章

12－ 6 緊急通行車両確認証明書

12－ 7 物品の受払簿（物資集配拠点用）

* 12－ 1 ～12－ 7 は次頁以降に示す。

行 方 不 明 者 名 簿

No. _____

整理 番号	届 出 月 日	行 方 不 明 者							届 出 者			備 考
		住 所	氏 名	年 齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他 の特徴	住 所	氏 名	行方不明者 との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

医療救護所開設状況報告										
年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分			
発信機関		部			発 信 者					
受信機関		部			受 信 者					
場 所										
従事者数					軽 症	中等症	重症	計	左のうち 要搬送者	
医 師	看護師	薬剤師	その他	計						
人	人	人	() 人	人	人	人	人	人	人	人
状 況										
執 っ て い る 措 置										
処 理 状 況										

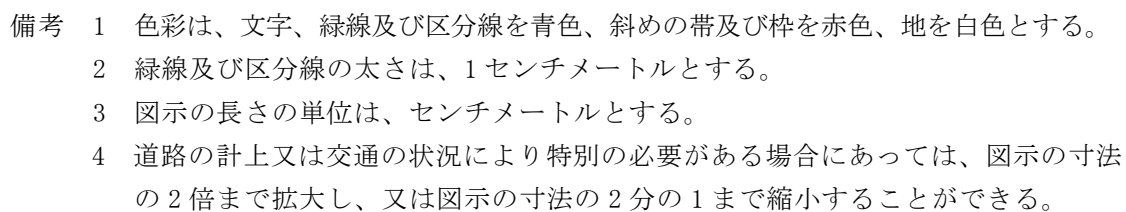
別記様式第 1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 福岡県公安委員会 殿 申請者 住所 (電話) 氏名 印		災害応急対策用 第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出 発 地		
(注) この事前届書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通規制課に提出してください。		

(注)

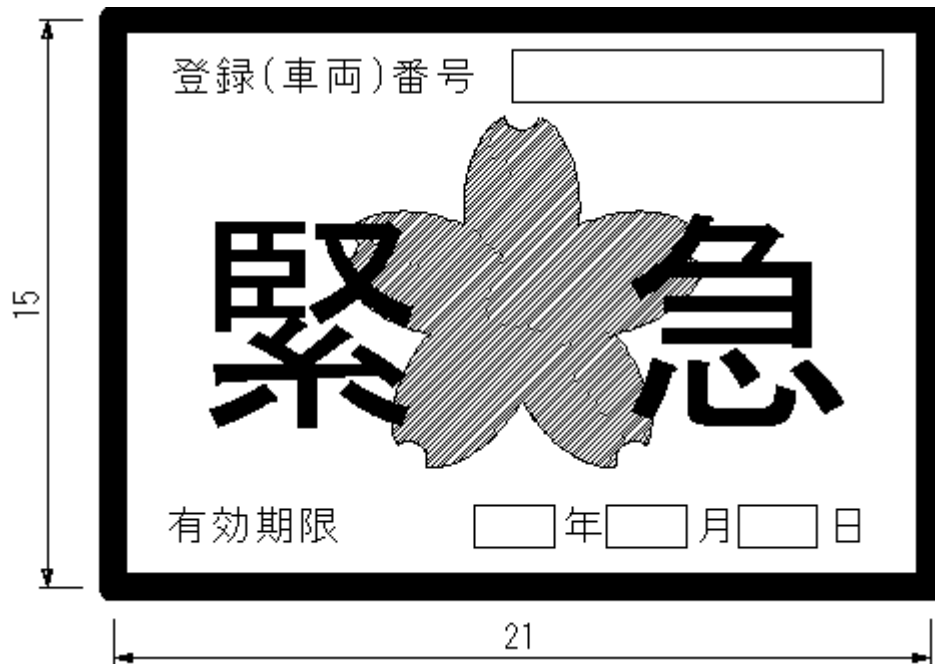
- 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



緊急通行車両通行標章

別記様式第 3（災害対策基本法施行規則第 6 条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 4（災害対策基本法施行規則第 6 条関係）

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書 知 事		
公安委員会		
印 印		
番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする

物品の受払簿（物資集配拠点用）

[illegible]

13. 罹災証明書等

13－ 1 罹災証明申請書

13－ 2 罹災証明書

13－ 3 被害届出証明書

* 13－ 1 ～13－ 3 は次頁以降に示す。

罹災証明申請書						
						年 月 日
宗像市長 あて						
(申請者)	住 所	〒				
	現在の住所	〒				
	フリガナ					
	氏 名					
	電話番号					
※申請者とは被災世帯の世帯主						
(代理人)	住 所	〒				
	フリガナ					
	氏 名					
	電話番号					
	申請者との関係					
※被災住宅に居住実態があれば世帯主以外の方でも申請は可能です。						
※世帯構成員以外の方が申請者・代理人となる場合は委任状を提出してください。						
罹災証明書交付について、次のとおり申請します。						
被災世帯の構成員	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢
		世帯主				
	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢
	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢
被災住家の住所(アパートの名称、室番号まで記入)						
	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 管理組合 ☐ その他					
被災年月日	年 月 日					
被災原因の自然現象	次の異常な自然現象 ☐ 暴風(台風)、 ☐ 豪雨、 ☐ 洪水、 ☐ 崖崩れ、 ☐ 土石流、 ☐ 地震、 ☐ 地滑り ☐ その他()					
交付所要枚数	枚					
※片付や修理前の被害状況の分かる写真(被災場所ごと全と寄り写真を添付してください。)(裏面参照)						
<罹災証明書について> ・罹災証明書は、宗像市内の災害において、被災者からの申請に基づき、市が住家の被害の状況を調査し、各種の被災者支援施策の要件とされる住家の被害程度の証明を書面として市が交付するもの。住家以外の建物、動産は対象になりません。 ・住家とは、現実的に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家) ・罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。						

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一步步再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



※安全を確認できてから写真を撮りましょう。

内閣府・宗像市

罹災証明書

号
年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分：					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別： 浸水区分：

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宗像市長

公印番号 号

第 号

届 出 者 (事業所の 場合は事業 所名及び代 表者名)	住 所		
	氏 名		TEL ()
被害物件 の所有者	住 所		
	氏 名		
被 害 場 所			
被 害 日 時	年 月 日 (時 分頃)		
被 害 原 因	強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 ()		
	その他 ()		
被 害 の 状 況 ※被害状況 が確認でき る写真を必 ず貼付して ください。			

年 月 日

印

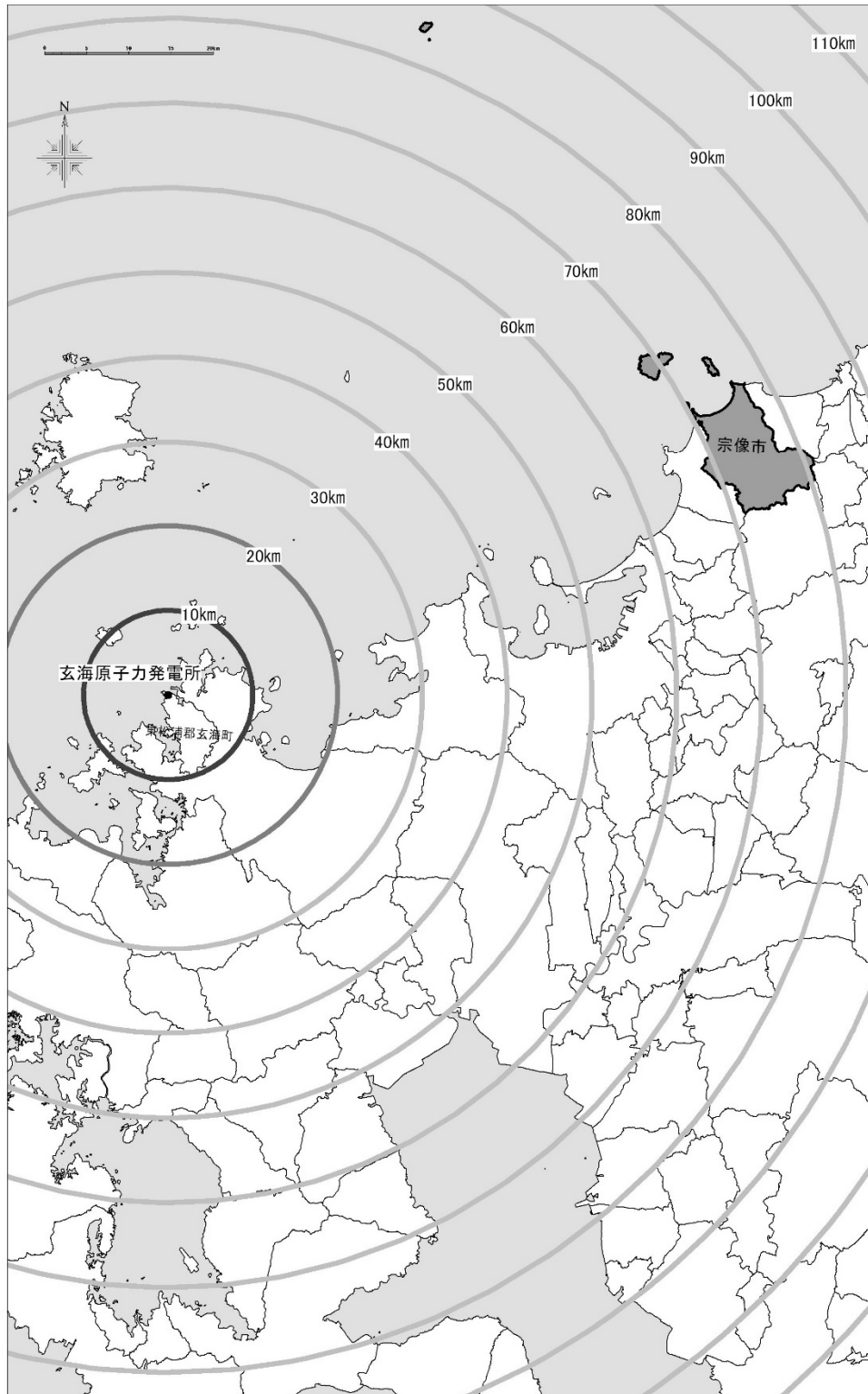
- 資料- 203

【 原子力災害関係 】

【余 白】

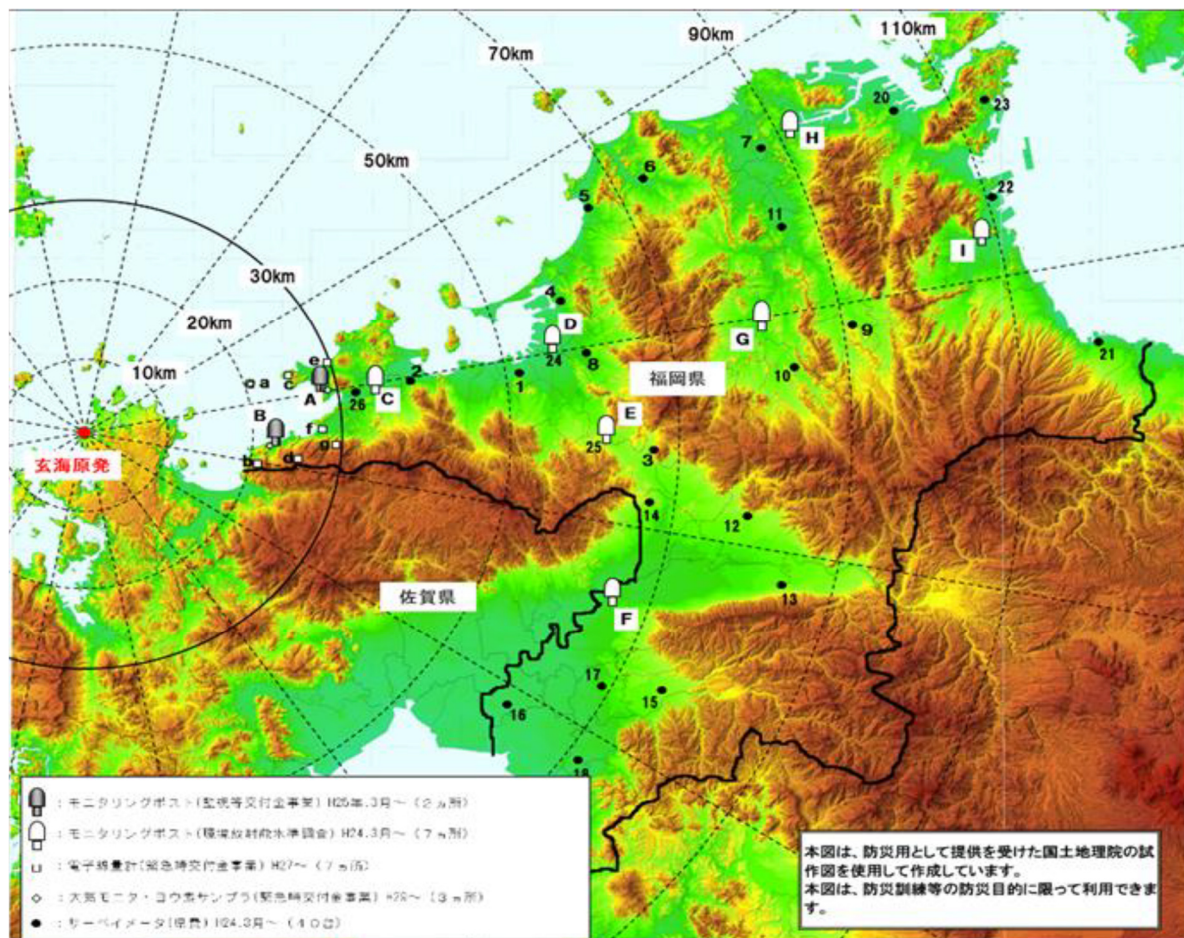
14. 関係図表等

14－1 玄海原子力発電所位置図



14-2 緊急時モニタリング（福岡県）

（福岡県原子力災害広域避難基本計画 R3.9 より抜粋）



【 県内のモニタリングポスト設置場所 】

設置場所	所在地	地上高さ
引津小学校	糸島市志摩御床 2165-2	1m
福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118	
県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	
福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	
県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	18.9m
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	1m
県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	

【 県内の固定式電子線量計設置場所 】

設置場所	所在地	地上高さ
姫島小学校	糸島市志摩姫島 976	1m
鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1	
福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4	
加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1	
志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836	
糸島市交流プラザ二丈館	糸島市二丈深江 1360	
上深江公民館	糸島市二丈上深江 469-1	

■サーベイメータによる県内全域の測定

前頁のモニタリングポストによる監視に加え、放射線量の定点測定を補完するため、県内各地に配備したサーベイメータにより、必要に応じ、機動的かつ柔軟にモニタリングを行う。また、自然災害によるモニタリングポストなどの損壊や電源供給の途絶等により、モニタリングができなくなった場合についても、同様の対応を行う。

【 県内のサーベイメータ配備場 】

番号 ※	配備場所	所在地	台数	
			低 線 量 用	高 線 量 用
1	福岡西総合庁舎	福岡市中央区	1	1
2	福岡普及指導センター	福岡市西区	1	—
3	農林業総合試験場	筑紫野市	1	—
4	福岡女子大学	福岡市東区	1	—
5	北筑前普及指導センター	福津市	1	—
6	宗像総合庁舎	宗像市	1	—
7	宗像総合庁舎遠賀分庁舎	水巻町	1	—
8	計量検定所	粕屋町	1	—
9	田川総合庁舎	田川市	1	—
10	北部家畜保健衛生所	嘉麻市	1	—
11	直方総合庁舎	直方市	1	—
12	朝倉総合庁舎	朝倉市	1	—
13	農林業総合試験場資源活用研究センター苗木花き部	久留米市	1	—
14	九州歴史資料館	小郡市	1	—
15	八女総合庁舎	八女市	1	—
16	工業技術センターインテリア研究所	大川市	1	—
17	筑後農林事務所	筑後市	1	—
18	南筑後普及指導センター	みやま市	1	—
19	大牟田総合庁舎	大牟田市	1	—
20	小倉総合庁舎	北九州市小倉北区	1	—
21	豊前総合庁舎	豊前市	1	—
22	荻田港務所	荻田町	1	—
23	門司学園高等学校	北九州市門司区	1	—
24	福岡県庁（環境保全課）	福岡市博多区	2	—
25	福岡県保健環境研究所	太宰府市	4	—
26	糸島市役所	糸島市	5	5
合 計			34	6

※この表中の番号は、福岡県のモニタリング機器の配置図中のサーベイメータの配備場所の番号と一致するものである。

14－3 原子力災害における広域的避難

(福岡県原子力災害広域避難基本計画 R5.3 より抜粋)

【 受入市町における受入人数一覧 】

市町村名	人数	市町村名	人数
福岡市	11,397	那珂川町	555
筑紫野市	573	宇美町	372
春日市	1,000	篠栗町	235
大野城市	548	志免町	299
宗像市	495	須恵町	279
太宰府市	548	新宮町	257
古賀市	345	久山町	120
福津市	2,940	粕屋町	650
合計	21,223		

■県内市町村への避難

玄海原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて対象地域を超える地域においても屋内退避を実施する。また、放射性物質の拡散により、対象地域を超える地域において、住民の避難等が必要となる場合については、放射線量の実測値などを踏まえ、柔軟に対応することとし、迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を超える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内全市町村の避難所の収容可能人数や被災状況を参考として、避難先の調整を行うものとする。

また、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を超える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県においてあらかじめ広域的な調整を行うなど支援する。

なお、県は、県内全市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する原子力防災訓練の成果など、避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。

【 県内全市町村の避難所における収容可能人数 】

令和5年7月1日現在

番号	市町村名	避難所数	収容可能人数	番号	市町村名	避難所数	収容可能人数
1	北九州市	501	158,376	31	篠栗町	31	5,848
2	福岡市	435	126,063	32	志免町	43	11,113
3	大牟田市	48	37,792	33	須恵町	19	8,381
4	久留米市	178	44,940	34	新宮町	26	12,363
5	直方市	51	16,311	35	久山町	19	4,535
6	飯塚市	63	39,506	36	粕屋町	45	9,694
7	田川市	24	6,959	37	芦屋町	2	1,338
8	柳川市	56	9,716	38	水巻町	22	9,570

9	八女市	23	6,413
10	筑後市	33	1,571
11	大川市	26	4,857
12	行橋市	29	27,086
13	豊前市	17	3,475
14	中間市	12	7,252
15	小郡市	29	9,715
16	筑紫野市	96	70,121
17	春日市	67	11,982
18	大野城市	55	10,976
19	宗像市	38	5,640
20	太宰府市	22	10,555
21	古賀市	17	1,473
22	福津市	21	6,620
23	うきは市	36	4,680
24	宮若市	19	4,680
25	嘉麻市	48	16,931
26	朝倉市	39	11,800
27	みやま市	26	7,110
28	糸島市	47	9,365
29	那珂川町	15	8,343
30	宇美町	62	10,224

39	岡垣町	16	2,604
40	遠賀町	15	6,517
41	小竹町	15	19,103
42	鞍手町	20	8,700
43	桂川町	8	4,870
44	筑前町	10	3,470
45	東峰村	29	1,925
46	大刀洗町	13	3,650
47	大木町	8	6,440
48	広川町	10	1,854
49	香春町	20	7,428
50	添田町	63	6,850
51	糸田町	10	2,175
52	川崎町	14	2,570
53	大任町	6	3,900
54	赤村	9	1,281
55	福智町	19	7,514
56	苅田町	12	2,262
57	みやこ町	23	3,118
58	吉富町	12	2,241
59	上毛町	7	2,503
60	築上町	23	5,660
合計		2,702	859,959

原子力災害時の広域避難マニュアル

第1 原子力災害の応急対策

市は、すみやかに職員の非常参集、緊急モニタリングへ協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。
また、本市が避難先となる場合は、県と調整し、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

1 広域避難への対応

①原子力災害の対象と対応方針 ④避難者の受け入れ
②災害対策本部の設置 ⑤避難者の健康対策
③情報の収集及び提供 ⑥避難先及び避難経路



○宗像市地域防災計画
第6節 原子力等第17, 18, 22
○糸島市原子力災害広域避難個別計画

2 広域避難への協力

■避難を受け入れる場合、糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」に定める避難所(メイトム宗像)を提供し、避難所において糸島市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

第2 具体的対応

1 広域避難の受け入れ要請等

①広域避難の要請は、糸島市が「受入要請書」により行う。緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を提出する。
②糸島市が広域避難の事務を行うことができなくなった場合は県が糸島市に代わって広域避難の要請を行う。
③市は、広域避難の受け入れ準備が整った場合、すみやかに避難の受け入れを開始する。



○糸島市原子力災害広域避難個別計画
○福岡県原子力災害広域避難基本計画

2 必要物資等

①避難者の受け入れ及び避難所等の運営に必要な物資については、糸島市が県と協力し、その確保に努める。
②必要物資が不足する場合、市は対応可能な範囲でこれに協力する。



○宗像市地域防災計画 資料編
資機材配備状況一覧表 資料6 5

3 広域避難における役割分担

①糸島市
②宗像市



○糸島市原子力災害広域避難個別計画
○宗像市地域防災計画 第6節
原子力等第17, 22

4 避難所運営

市は、避難所等の開設当初など糸島市による避難所等の運営が困難な場合には、糸島市の体制が整うまでの間、「宗像市避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営する。



○宗像市避難所運営マニュアル
・避難所レイアウト
・避難者名簿等様式

第3 平常時の活動

糸島市と宗像市は、広域避難が円滑に実施できるよう、平常時から連絡体制を確立するとともに、毎年県が実施している防災訓練への参加に努める。



○宗像市地域防災計画
第6節 原子力等第17
教育及び訓練の実施

第4 その他

広域避難については、このマニュアルのほか、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」及び「糸島市原子力災害広域避難個別計画」に基づき実施する。

連絡担当部局及び当該部局の連絡先

	時間別	電話(加入電話)	FAX 電話番号	
糸島市 危機管理課	平常時 (休日夜間)	092-324-0239 代表 (同上)	092-324-0239 (同上)	kikikannri@city.itoshima.lg.jp
宗像市 危機管理課	平常時 (休日夜間)	0940-36-1121 代表 0940-36-5050 直通 (同上)	0940-37-1242 (同上)	kikikannri@city.munakata.lg.jp

行政区ごとの避難先及び避難経路一覧

(引津校区)

行政区名	バス避難集合場所・安定ヨウ素剤配布場所	主要避難経路	市町名	施設名
御 床	御床公民館	県 54 号→市 34 号→県 12 号→市 1156 号→福岡前原→都市高・2 号線(香椎東)→国 3 号→県 92 号	宗像市	宗像市民活動交流館 (メイトム宗像)

【余 白】

宗像市地域防災計画

－資料編－

(平成 2 5 年 3 月)
(平成 2 6 年 3 月修正)
(平成 2 8 年 3 月修正)
(平成 2 9 年 1 2 月修正)
(平成 3 0 年 1 2 月修正)
(令和 元 年 6 月修正)
(令和 3 年 1 0 月修正)
(令和 4 年 5 月修正)
(令和 5 年 1 1 月修正)
(令和 7 年 5 月修正)

編集・発行 宗像市防災会議
事 務 局 宗像市総務部危機管理課
〒811-3492
福岡県宗像市東郷一丁目 1 番 1 号
TEL 0940-36-5050
FAX 0940-37-1242